

令和元年第7回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月13日（金曜日） 会期 13 日間
閉 会 12月25日（水曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 13	金	本会議	午 前 10 時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 議員全員協議会
12. 14	土	休会		各 自 研 究
12. 15	日	休会		各 自 研 究
12. 16	月	本会議 委員会	午 前 10 時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会審査
12. 17	火	本会議	午 前 10 時	一般質問（4名）
12. 18	水	本会議	午 前 10 時	一般質問（4名）
12. 19	木	委員会	午 前 10 時	委員会審査
12. 20	金	委員会	午 前 10 時	委員会審査
12. 21	土	休会		各 自 研 究
12. 22	日	休会		各 自 研 究
12. 23	月	委員会		委員会審査
12. 24	火	委員会		委員会審査、議員全員協議会
12. 25	水	本会議	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（条例、陳情案件） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和元年第7回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年12月13日 午前10時06分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年12月13日 午前10時51分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	9 番 議 員		天 久 朝 誠			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和元年 1 2 月 1 3 日（金曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第 5 2 号	北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第 5 3 号	北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第 5 4 号	北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	〃
7	議案第 5 5 号	北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
8	議案第 5 6 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例について	〃
9	議案第 5 7 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例について	〃
1 0	議案第 5 8 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について	〃
1 1	議案第 5 9 号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について	〃
1 2	議案第 6 0 号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
1 3	議案第 6 1 号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
1 4	議案第 6 2 号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃

○議長（名幸利積）

ただいまから令和元年第7回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時06分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時06分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

会務の報告、令和元年9月から11月の会務報告。

9月1日、令和元年度北中城村青年エイサー祭りが開催され、多くの議員とともに参加しました。

2日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

3日、第6回9月定例会に向けての議会運営委員会を開催しました。

同日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要請書の提出があり、要請書を受け取りました。

6日から9月25日までの20日間、9月定例会を開催しました。

10日、山形県最上広域圏青少年派遣交流団歓迎交流会がうるま市で開催され、出席しました。

15日、北中城村陸上競技大会が開催され、多くの議員とともに出席しました。

17日、令和元年度北中城村敬老会が開催され、挨拶を述べました。

28日、北中城小学校運動会が開催され、多くの議員とともに出席しました。

同日、文化協会陶芸部による作陶展が開催され、出席しました。

10月4日、中部地区町村議会議長会10月定例会が開催され、出席しました。

6日、比嘉太郎シンポジウムが開催され、多くの議員とともに参加しました。

同日、仲順自治会の第5回仲順流り大会が開催され、多くの議員とともに参加しました。

10月10日、沖縄県町村議会議長会定例会が那覇市で開催され、出席しました。

11日、沖縄県町村議会議員、事務局職員研修会が糸満市で開催され、多くの議員とともに出席しました。

12日、第17回海外短期留学及び第12回英語キャンププログラムの合同報告会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

13日、第34回北中城しおさいまつりが開催され、テープカットを行いました。また、多くの議員が参加しました。

23日、熊本県嘉島町議会経済常任委員会の行政視察研修受け入れを行い、挨拶を述べました。

24日、中部地区町村議会議員、事務局職員親善スポーツ大会が読谷村で開催され、多くの議員とともに参加しました。

25日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、出席しました。

31日から11月1日の2日間、町村監査委員全国研修会が東京都で開催され、中部広域市町村圏事務組合監査委員として出席しました。

11月2日、大城スージグラー美術館が開催され、出席し、挨拶を述べました。

7日、沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会が開催され、出席しました。

同日、中部地区町村議会議長会臨時会が嘉手納町で開催され、出席しました。

同日、岩手県葛巻町議会と北中城村議会の交流会を開催しました。

8日、岩手県葛巻町姉妹町村盟約締結30周年記念祝賀会が中央公民館で開催され、全議員が出席しました。

11日から15日までの日程で、全国町村議会議長会創立70周年記念式典、第62回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、出席し、中部地区町村議会議長会行政視察研修会が議会改革の取り組みをテーマに埼玉県三芳町で開催され、出席しました。

18日、中部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催され、出席しました。

同日、北中城村海外移住者子弟研修生修了式が開催され、多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

11月20日、沖縄平和祈念行脚団自治体激励式が本村役場で開催され、出席し、挨拶を述べました。

22日、北中城村老人デイサービスセンターしおさい利用者交流会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

23日、村文化協会文化祭「展示部門」オープニングセレモニーが開催され、出席しました。

同日、北中城中学校文化祭及び芸能祭りが開催され、出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、12月10日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。また、令和元年9月定例会以降に受理しました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年9月から令和元年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

また、村教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、令和元年度北中城村教育事務点検評価報告書（平成30年度事業）が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120

条の規定によって、喜屋武すま子議員及び天久朝誠議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの13日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日から12月25日までの13日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

おはようございます。

それでは、令和元年9月から令和元年11月までの行政報告をいたします。

9月2日、岩手県葛巻町との人事交流辞令交付式を行いました。今回初の人事交流ということで3カ月、両町村での交流が始まって、もう既に職員が帰ってきております。

9月14日、トゥシビーイベントを今年もイオンモールライカムで開催をし、今回はお2人が御参加をいただきました。

9月17日、敬老会が中央公民館で行われ、参加をしております。

9月26日、北中城中学校の部活動優勝報告を受けております。今回大変いい成績で、女子ソフトボール、男子はソフトテニス、女子の卓球、

そして空手、吹奏楽部の皆さんが非常に活躍をしております。

10月に入りまして、10月6日、比嘉太郎シンポジウムが中央公民館で開催をされ、多くの皆さんの参加をいただきました。

10月13日、北中城しおさいまつりが開催をしております。

10月17日、大嘗祭へのアーサ供納報告会を漁業組合北中城支所で行っております。

10月22日、新たに、海外短期留学等々の件でノースシアトル大学との協定の締結式を南城市で行っております。

11月に入りまして、11月8日、岩手県葛巻町との姉妹町村締結30周年記念祝賀会を開催しております。葛巻町から27名の多くの皆さんに参加をいただき、大変盛り上がった祝賀会となっております。

11月17日、2020東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成イベント記念セレモニーがイオンモール沖縄ライカムで開催をされ、受け入れの市町村に参加をいただきました。

11月21日から22日、東京のほうへ軍転協の県外要請を玉城知事と一緒にあって要請行動を展開しております。

11月26日から28日の間ですが、東京都で全国町村長大会、さらには「町村の振興を考える会」の総会がありまして参加をしております。

11月30日、中部徳洲会病院で初のテロ対応の訓練が行われ、関係機関が参加をして、無事訓練を終えることができました。

行政報告は以上でございます。

日程第4．議案第52号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第52号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14．議案第62号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの11件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第52号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第52号

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、職員給与等の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

新							旧						
別表第2（第5条関係）							別表第2（第5条関係）						
行政職給料表							行政職給料表						
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	319,200
2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	321,400
3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	323,700
4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	325,900
5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	328,100
6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	330,100
7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	332,300
8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	<u>304,200</u>	334,500	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	<u>304,200</u>	334,500
9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	<u>306,100</u>	336,400	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	<u>306,100</u>	336,400
10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	<u>308,400</u>	338,600	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	<u>308,400</u>	338,600
11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	<u>310,600</u>	340,600	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	<u>310,600</u>	340,600
12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	<u>312,900</u>	342,800	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	<u>312,900</u>	342,800
13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	<u>315,000</u>	344,600	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	<u>315,000</u>	344,600
14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	<u>317,100</u>	346,600	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	<u>317,100</u>	346,600
15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	<u>319,300</u>	348,600	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	<u>319,300</u>	348,600
16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	350,600	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	350,600
17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	352,300	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	352,300
18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	354,300	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	354,300
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	356,100	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	356,100

20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	329,300	358,000
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	302,400	331,000	359,900
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	304,500	333,100	361,800
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	306,500	335,100	363,800
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	308,600	337,200	365,700
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	280,300	324,300	351,500	380,300
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	281,800	325,500	353,400	382,100
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	283,700	327,500	355,200	383,500
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	285,500	329,400	357,000	385,000
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	287,400	331,500	358,700	386,600
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	48	<u>213,700</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	49	<u>214,800</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500

50	<u>217, 400</u>	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	50	<u>215, 900</u>	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	<u>218, 400</u>	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	51	<u>216, 900</u>	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	<u>219, 500</u>	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	52	<u>218, 000</u>	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	<u>220, 600</u>	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	53	<u>219, 100</u>	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	<u>221, 600</u>	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	54	<u>220, 100</u>	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	<u>222, 500</u>	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	55	<u>221, 000</u>	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	<u>223, 500</u>	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	56	<u>222, 000</u>	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	<u>223, 800</u>	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	57	<u>222, 400</u>	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	<u>224, 600</u>	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	58	<u>223, 300</u>	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	<u>225, 400</u>	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	59	<u>224, 100</u>	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	<u>226, 100</u>	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	60	<u>224, 900</u>	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	<u>226, 800</u>	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	61	<u>225, 600</u>	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	<u>227, 800</u>	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	62	<u>226, 600</u>	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	<u>228, 600</u>	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	63	<u>227, 400</u>	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	<u>229, 400</u>	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	64	<u>228, 300</u>	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	<u>230, 100</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	65	<u>229, 000</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	<u>230, 800</u>	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	66	<u>229, 800</u>	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	<u>231, 700</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	67	<u>230, 700</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	<u>232, 700</u>	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	68	<u>231, 700</u>	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	<u>233, 400</u>	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	69	<u>232, 400</u>	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	<u>234, 000</u>	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	70	<u>233, 100</u>	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	<u>234, 500</u>	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	71	<u>233, 700</u>	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	<u>235, 200</u>	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	72	<u>234, 500</u>	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	<u>236, 000</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	73	<u>235, 300</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	<u>236, 600</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	74	<u>236, 000</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	<u>237, 200</u>	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	75	<u>236, 700</u>	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	<u>237, 700</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	76	<u>237, 300</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	<u>238, 400</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	77	<u>238, 000</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	<u>239, 100</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	78	<u>238, 800</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	<u>239, 800</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	79	<u>239, 600</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000

81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600				94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100				95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500				96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700				97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100				98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500				99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800				100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100				101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500				102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900				103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300				104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800				105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200				106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600				107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000				108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500				109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900				110		299, 900	348, 900			

111		300,300	349,200				111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500				112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000				113		300,800	350,000			
114		301,000					114		301,000				
115		301,300					115		301,300				
116		301,700					116		301,700				
117		301,900					117		301,900				
118		302,100					118		302,100				
119		302,400					119		302,400				
120		302,700					120		302,700				
121		303,100					121		303,100				
122		303,300					122		303,300				
123		303,600					123		303,600				
124		303,900					124		303,900				
125		304,200					125		304,200				
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。							備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。						

第2条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（住居手当） 第14条 住居手当は、自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。	（住居手当） 第14条 住居手当は、自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額。 (2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額 3 (略)	(1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額。 (2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額 3 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第14条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、第2条の規定による改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が1,000円を超える減額こととなる場合には、第2条の規定による給与条例第14条の規定にかかわらず、施行日から令和5年3月31日までの間、当該住居手当の月額に相当する額のほか、その差額に相当する額を住居手当として支給する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、条例の一部を次のように改正すると、第1条ですが、給料表の新旧対照表を添付をしてございます。お目通しをいただきながら、第2条が6ページにございます。

附則といたしまして、1項（施行期日）、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定により、改正後の北中城村職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用すると。3項が給与の支払い、4項が住居手当に関する経過措置が記載されております。お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第53号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第 53 号

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 55 年条例第 18 号）一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 13 日 提出

北中城村長 新垣 邦男

提案理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行及び国家公務員の措置を踏まえ、時間外勤務命令の上限設定等を講じる必要がある。

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 55 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第 8 条 任命権者は、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該継続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第 8 条 任命権者は、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該継続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生

ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するということで、新旧対照表が添付をされております。左側が新ですが、3項のほうに記載をされております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日

から施行し、平成31年4月1日から適用するということになっております。

次に、議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案第54号

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定める必要がある

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和48年北中城村条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、村長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条 給与条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時

間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、村長が規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第9条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、村長が規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第10条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第18条及び第9条の規定により準用する給与条例第19条により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 給与条例第23条から第25条までの規定（給与条例第23条第3項の規定を除く。）は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第20条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第12条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第18条及び第9条の規定により準用する給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）

（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員

にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年北中城村条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第16条 給与条例第16条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で村長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務

をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で村長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1） 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で村長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第19条 第23条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第23条から第25条までの規定（給与条例第23条第3項の規定を除く。）は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。

この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して村長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第21条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、村長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第17条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(2) 日額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年

度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第15条第4項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)については、給与条例第15条第1項から第4項までの規定の例による。ただし、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、北中城村職員の旅費支給条例(昭和45年北中城村条例第12号)の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第30条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第27条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(休職した会計年度任用職員の給与)

第28条 会計年度任用職員が公務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与及び報酬の全額を支給する。

2 前項以外の理由により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与及び報酬も支給しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

2 施行日の前日まで北中城村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則（平成12年規則第６号。以下「臨時職員規則」という。）及び北中城村嘱託員設置規則（平成28年規則第12号）により任用されている職員が、施行日において引き続き法第22条の２第１項の規定による会計年度任用職員として任用され本条例の適用を受けることとなった場合の給料月額（パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬月額。以下同じ。）が施行日前日に受けていた報酬月額（臨時職員規則により任用されている職員の場合は賃金月額。以下同じ。）に達しないこととなる者には、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬）として支給する。

別表第１ 等級別基準職務表（第４条関係）

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う職務
２級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定しております。

第１条（趣旨）から２ページ、３ページと続きまして、４ページ、７ページまでであります。第29条（委任）までとなっております。

附則といたしまして、施行期日、１項、この条例は、令和２年４月１日から施行する。２項

は、会計年度任用職員への移行に係る経過措置が記載をされておりますので、よろしくお目通しをお願いしたいと思います。

議案第55号であります。北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

議案第５５号

北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年１２月１３日 提出

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の一部を改正する必要がある

北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年北中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

新	旧
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 省略	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 省略

(北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成18年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

新	旧
(職員の派遣) 第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (4)・(5) 省略 3 省略	(職員の派遣) 第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (4)・(5) 省略 3 省略

(北中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 北中城村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年北中城村条例第19号）の一部を次のように改正する。

新	旧
(休職の期間) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 2・3 省略 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>	(休職の期間) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は、必要に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 2・3 省略

(北中城村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正)

第4条 北中城村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年北中城村条例第21号）の一部を次のように改正する。

新	旧
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額「<u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）第16条に規定する特殊勤務手当、第18条に規定する時間外勤務手当、第19条に規定する休日勤務手当に相当する額を除く。））</u>」の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額_____ _____ _____ _____ _____ _____の10分の1以下を減ずるものとする。

第5条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を改正する。

(北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

(北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を改正する。

新	旧																		
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の 2 第 5 項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 （報酬の額） 第 2 条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	職名	報酬額	費用弁償の額	省略						（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の 2 第 4 項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 （報酬の額） 第 2 条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td><u>その他の非常勤の職員</u></td><td><u>規則で定める額</u></td><td><u>北中城村職員の旅費支給条例（昭和45年条例第12号）第 6 条の規定に相当する額</u></td></tr></table>	職名	報酬額	費用弁償の額	省略			<u>その他の非常勤の職員</u>	<u>規則で定める額</u>	<u>北中城村職員の旅費支給条例（昭和45年条例第12号）第 6 条の規定に相当する額</u>
職名	報酬額	費用弁償の額																	
省略																			
職名	報酬額	費用弁償の額																	
省略																			
<u>その他の非常勤の職員</u>	<u>規則で定める額</u>	<u>北中城村職員の旅費支給条例（昭和45年条例第12号）第 6 条の規定に相当する額</u>																	

（北中城村職員定数条例の一部改正）

第8条 北中城村職員定数条例（昭和47年北中城村条例第33号）の一部を次のように改正する。

新	旧
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき議会、村長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員並びに水道事業に勤務する一般職の職員（<u>臨時的任用職員</u>（臨	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき議会、村長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員並びに水道事業に勤務する一般職の職員（<u>臨時</u>

時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する

これも北中城村会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例を一部改正するというので、新旧対照表が添付をさせていただきます。お目通しをお願いしたいと思います。５ページですが、第８条までございます。附則といたしまして、この条例は、令和２年

４月１日から施行するということになっております。

続きまして、議案第５６号です。北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第５６号

北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例について

次に掲げる条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６号第１項の規定により、議会の議決を求める。

北中城村下水道条例（平成９年３月３１日条例第６号）

北中城村水洗便所改造等資金の融資に関する条例（平成９年３月３１日条例第７号）

北中城村水道事業設置等に関する条例（昭和４８年４月４日条例第１０号）

令和元年１２月１３日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

地方公営企業法適用により、特別会計から公営企業会計へと変更になり、関係条例の全部を改正する必要があるため。

北中城村下水道条例

北中城村下水道条例（平成 9 年 3 月 31 日条例第 6 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 排水設備の設置等（第 3 条―第 10 条）
- 第 3 章 公共下水道の使用（第 11 条―第 25 条）
- 第 4 章 公共下水道の施設に関する構造基準等（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 行為の許可等（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 下水道敷の占用（第 30 条―第 32 条）
- 第 7 章 雑則（第 33 条―第 35 条）
- 第 8 章 罰則（第 36 条―第 38 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、北中城村（以下「村」という。）の設置する下水道の管理及び使用並びに施設の構造基準等について、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 下水及び汚水 法第 2 条第 1 号に規定する下水及び汚水をいう。
- （2） 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。
- （3） 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- （4） 流域下水道 法第 2 条第 4 号に規定する流域下水道をいう。
- （5） 都市下水路 法第 2 条第 5 号に規定する都市下水路をいう。
- （6） 終末処理場 法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。
- （7） 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備をいう。
- （8） 除害施設 法第 12 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
- （9） 特定事業場 法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。
- （10） 処理区域 法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- （11） 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- （12） 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね 1 月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。
- （13） 義務者 法第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の各号のいずれかに該当する者をいう。

第 2 章 排水設備の設置等

（排水設備の設置等）

第3条 義務者は、公共下水道の供用開始の日から遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 地勢上自然流下によっては、公共下水道への流出が困難であると認められるとき。

(2) 前号の他、特に必要があると認められるとき。

(汚水と雨水の分流)

第4条 排水設備は、汚水と雨水に分流せしめるものとする。

2 冷却水の放流方法は、雨水に準ずるものとする。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備に当たっては、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承認を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）に固着させ、雨水を排除すべき排水設備にあっては雨水を道路側溝又は溝渠（きょ）、水路、河川に流入させるように設けること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に基づき、下水道事業について管理者の職務を行う村長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠（きょ）の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)
150未満	100以上
150以上 300未満	150以上
300以上 600未満	200以上
600以上	250以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第6条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響をおよぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

3 管理者は、前項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対して、当該工事の中止を命じ、第1項又は第2項の申請書及び書類を提出させるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより管理者が指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、検査済証及び章標を交付するものとする。

3 前項の検査済証及び章標は、規則で定める。

(排水設備等の管理義務)

第10条 使用者は、排水設備等がその機能を発揮するような十分なる注意をもって管理し、破損その他異常があると認めたときは、直ちに管理者に通報するとともに修繕、その他必要な処置を講じなければならない。

2 前項のほか、管理者がその必要を認めたときは、修繕、その他の処置をとることができる。

3 前項の修繕、その他に要した費用は、義務者又は使用者の負担とする。

第3章 公共下水道の使用

(し尿の排除の制限)

第11条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(土砂等の投入の禁止)

第12条 土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に障害をおよぼすおそれのあるものを公共

下水道に投入し、又は排除してはならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第13条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次条第2項において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度

水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質

1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量

1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が、河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による省令により、当該下水について前項各号に掲げる事項に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置等)

第14条 使用者は、公共下水道の機能及び施設保全のため、次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置（以下「除害施設の設置等」という。）をとらなければならない。

(1) 温度

45度未満

(2) 水素イオン濃度

水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量

1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 汚素消費量

1リットルにつき220ミリグラム未満

2 放流水の水質適合のため、次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこと

とされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置等をしてしなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質。それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規程する基準に係る数値とする。

(2) 温度

45度未満

(3) 水素イオン濃度

水素指数5を超え9未満

(4) 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(5) 浮遊物質

1リットルにつき600ミリグラム未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量

1リットルにつき30ミリグラム以下

(除害施設の設置等の届出)

第15条 除害施設の設置等(増設又は改築を含む。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、除害施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第16条 除害施設の設置者は、氏名、名称、住所、又は所在地を変更した場合(法第12条の7の規定による氏名の変更等の届出をした場合を除く。)は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(改善命令等)

第17条 管理者は、公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めたときは、当該義務者又は使用者に対して期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命ずることができる。

(使用の開始等の届出)

第18条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 法第12条の3第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届

出をしたものとみなす。

3 第1項の休止又は廃止の届出をしないときは、これを使用しているものとみなす。

4 使用者が変わったとき、新たに使用者となった者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

5 前項の届出をしないで使用した者は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

(代理人の選定とその義務)

第19条 義務者が村内に居住しない者、又は管理者において必要があると認めたときは、村内に居住する者を代理人に定め、管理者に届け出なければならない。代理人が変わったときも同様とする。

2 代理人は、この条例又はこの条例に基づいて規定した事項について、義務者のなさなければならない事項の一切を処理するものとする。

(総代人の選定とその義務)

第20条 排水設備を共同使用するときは、その所有者、代理人又は使用者等のうちから総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代人が変わったときも同様とする。

2 前項の総代人は、この条例に基づいて規定した事項につき、共同使用者のなさなければならない事項の一切を処理するものとする。

(使用料の徴収)

第21条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。その使用料の徴収について、別に定める規則により委任することができる。

2 前項の使用料は、水道料・下水道料金納入通知書又は口座振替により徴収する。

3 使用料は、毎月分を翌月の末日までに納付しなければならない。

(使用料の算定)

第22条 使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は規則で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

区分 種別		水量	料金 (単位：円)
一般汚水	基本料金	10立方メートルまで	450
	超過料金 1立 方メートルにつ き	10立方メートルを超え 30立方メートルまで	60
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	70
		50立方メートルを超え 100立方メートルま で	80
		100立方メートルを超えるもの	90
浴場業汚水		1立方メートルにつき	40
連合専用		1 1戸あたりの使用量については、一般汚水を適用する。 2 使用量算定の基礎となる水量は、各戸均等に使用したも	

のとみなす。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、その使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 製氷業、その他の営業で現に使用する水の量が排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者は規則で定めるところにより、毎使用月の排出汚水量を記載した申告書をその使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず管理者は、その申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 管理者は、前項第2号又は第3号の認定をするため必要があると認めたときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

(使用の態様の変更の届出)

第22条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(月の中途における使用料算定の特例)

第23条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は次のとおりとする。

- (1) 排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。
- (2) 排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1を超えるときは、1月分とみなして算定する。

(一時使用)

第24条 工事その他の理由により一時的に公共下水道に汚水を排除して使用しようとする者は、規則に定めるところにより遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により公共下水道に汚水を排除して使用する場合において、管理者が必要と認めるときは、概算の使用料を前納させることができる。

3 前項の使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときはこれを精算し、過不足があった場合は還付又は追徴する。

(資料の提出)

第25条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第4章 公共下水道の施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の技術上の基準)

第26条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。

- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他規則で定める措置を講ずるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (8) 暗渠（きょ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にある場合は、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (9) 暗渠（きょ）である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠（きょ）の清掃上必要な箇所にある場合は、マンホールを設ける。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設ける。

（適用除外）

第27条 前条第1号から第5号の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第5章 行為の許可等

（行為の許可）

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところによる申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第29条 法第24条第1項及び条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を

設ける目的に附随して行うものとする。

- 2 前項の規定による軽微な行為をしようとする者は、事前にその旨を管理者に届け出なければならない。

第6章 下水道敷の占用

(占用の許可)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は占用許可願いを提出して、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用許可の期間)

第31条 占用許可の期間は10年以内とし、規則で定める。

(原状回復)

第32条 占用者は、占用許可による占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復し、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めたときは、この限りではない。

- 2 管理者は、第28条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復、又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第7章 雑則

(手数料)

第33条 管理者は、指定工事店の登録等について、次の各号に定めるところにより手数料を徴収する。

(1) 指定工事店登録手数料

新規登録及び継続登録手数料 1件につき 11,000円

(2) 指定工事店証再発行手数料 1件につき 800円

(使用料等の減免)

第34条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料等を減免することができる。

(委任)

第35条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者
- (2) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者
- (3) 第9条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第16条又は第18条第1項の規定による届出を怠った者
- (4) 第14条の規定に違反した者

- (5) 第17条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 正当な理由がなく第22条第3項の規定による装置の取付けを拒否し、又は怠った者
- (7) 第25条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第28条の許可を受けないで当該行為をし、若しくは占用した者
- (9) 第30条の規定による指示に従わなかった者
- (10) 第7条第1項若しくは第2項、又は第27条の規定による申請書又は書類、第14条第1項、第17条、第18条、第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

第37条 偽り、その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北中城村下水道条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の北中城村下水道条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北中城村水洗便所改造等資金の融資に関する条例

北中城村水洗便所改造等資金の融資に関する条例（平成9年3月31日条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第11条の3第1項の規定により、排水設備の設置及び水洗便所への改造（以下「水洗便所への改造等」という。）義務を有する者に対し、当該水洗便所への改造等に要する資金の融資あっせんをするため、必要な事項を定めるものとする。

（融資の資金）

第2条 融資の資金枠は、村の予算の範囲内で村と融資契約をする金融機関（以下「金融機関」

という。)に預託した預託金を基に、村と金融機関との協議により決定する。

(融資の対象)

第3条 資金の融資対象は、既設家屋の水洗便所への改造等を行おうとする者で、その要件は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に基づき、下水道事業について管理者の職務を行う村長（以下「管理者」という。）が定める。

(融資金額)

第4条 資金の融資は1家屋1設備とし、その金額は30万円以内とする。ただし、地勢上又は公共下水道との関係で、融資限度額の範囲内で工事を施工することが困難であると特に管理者が認めたときは、限度額を超えて融資をすることができる。

(融資条件等)

第5条 資金の融資は、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた者に対する利息は金融機関に対し、村が補填する。ただし、延滞利息は延滞者の負担とする。

(2) 融資の利率及び延滞利率は、村と金融機関との協議により定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北中城村水洗便所改造等資金の融資に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の北中城村水洗便所改造等資金の融資に関する条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

北中城村水道事業及び下水道事業設置等に関する条例

(水道事業及び下水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を村民に供給するため水道事業を設置する。

2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業は常に企業の経済性を発揮すると共に公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は村内一円とする。ただし、村長が必要と認める場合は村外にも給水することができる。

3 給水人口は18,400人とする。

4 1日最大給水量は10,500立方米とする。

5 下水道事業の種類及び規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定められたものとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき水道事業及び下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため上下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は予定価格（適当な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡に当たってはその適正な見積額）が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償に係る賠償額が36万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附受領等)

第7条 水道事業及び下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況、説明書類の提出)

第8条 管理者は水道事業及び下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに村長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため管理

者が必要と認める事項

- 3 天災その他やむをえない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(北中城村水道事業設置等に関する条例の廃止)
- 2 北中城村水道事業設置等に関する条例(昭和48年条例第10号)は廃止する。

次に、北中城村下水道条例の全部を改正するというので、目次ですが、第1章総則から第8章罰則まで記載をしております。ちょっと長いんですが、お目通しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行する。2項が条例の

廃止ですが、北中城村水道事業設置条例に関する条例(昭和48年条例第10号)は廃止することになっております。

次に、議案第57号です。北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案第57号

北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例について

次に掲げる条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96号第1項の規定により、議会の議決を求める。

北中城村水道事業給水条例(平成10年1月9日条例第1号)

北中城村課設置条例(平成7年10月5日条例第13号)

北中城村情報公開条例(平成16年7月1日条例第15号)

北中城村個人情報保護条例(平成16年7月1日条例第16号)

北中城村職員定数条例(昭和47年5月13日条例第33号)

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

地方公営企業法適用により、特別会計から公営企業会計へと変更になり、関係条例の一部を改正する必要があるため。

北中城村下水道事業地方公営企業法適用に伴う北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

(北中城村水道事業給水条例の一部改正)

第1条 北中城村水道事業給水条例（平成10年北中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(給水区域) 第2条 村水道事業の給水区域は、北中城村水道事業及び下水道事業設置等に関する条例（昭和48年条例第10号）第3条第2項に規定する区域とする。	(給水区域) 第2条 村水道事業の給水区域は、北中城村水道事業_____設置等に関する条例（昭和48年条例第10号）第2条第2項に規定する区域とする。	

(北中城村課設置条例の一部改正)

第2条 北中城村課設置条例（平成7年北中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。 省略 (課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 省略	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。 省略 上下水道課 (課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 省略 上下水道課 (1) 公共下水道に関すること。	

(北中城村情報公開条例の一部改正)

第3条 北中城村情報公開条例（平成16年北中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 村長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う村長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。 (2) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 村長（水道事業管理者_____の権限を行う村長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。 (2) 省略	

(北中城村個人情報保護条例の一部改正)

第4条 北中城村個人情報保護条例（平成16年北中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 実施機関 村長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う村長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。 (5)～(7) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 実施機関 村長（水道事業管理者_____の権限を行う村長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。 (5)～(7) 省略	

(北中城村職員定数条例の一部改正)

第5条 北中城村職員定数条例（昭和47年北中城村条例33号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条	

及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき議会、村長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員並びに水道事業及び下水道事業に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 省略 （2） 村長の事務部局の職員 <u>104</u>人 （3）～（6） 省略 （7） 水道事業及び下水道事業の職員 <u>9</u>人	及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき議会、村長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員並びに水道事業_____に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 省略 （2） 村長の事務部局の職員 <u>107</u>人 （3）～（6） 省略 （7） 水道事業の職員 <u>6</u>人
--	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

これも新旧対照表が添付をされております。水道事業給水条例の一部を次のように改正したいということであります。

第5条までありますが、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとい

うことであります。

続きまして、議案第58号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についてを御説明申し上げます。

議案第58号

北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

北中城村公共下水道事業特別会計条例（平成3年4月1日条例第15号）を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96号第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

地方公営企業法適用により、特別会計から公営企業会計へと変更になり、特別会計を廃止するため。

次に、議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案第59号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,557,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,343,657	88,800	2,432,457
	1 村 民 税	799,629	88,800	888,429
2 地 方 譲 与 税		34,600	610	35,210
	5 森 林 環 境 譲 与 税	0	610	610
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		78,000	874	78,874
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	78,000	874	78,874
10 施設等所在市町村 調 整 交 付 金		246,000	△68	245,932
	1 施設等所在市町村 調 整 交 付 金	246,000	△68	245,932
16 国 庫 支 出 金		1,644,042	15,284	1,659,326
	1 国 庫 負 担 金	803,828	1,639	805,467
	2 国 庫 補 助 金	835,197	13,645	848,842
17 県 支 出 金		1,047,710	5,036	1,052,746
	1 県 負 担 金	396,809	△282	396,527
	2 県 補 助 金	619,286	5,302	624,588
	3 委 託 金	31,615	16	31,631
19 寄 附 金		20,001	5,030	25,031
	1 寄 附 金	20,001	5,030	25,031
20 繰 入 金		343,330	△11,982	331,348
	2 基 金 繰 入 金	343,088	△11,982	331,106
22 諸 収 入		109,347	5,646	114,993
	3 雑 入	73,997	5,646	79,643
歳 入 合 計		8,448,401	109,230	8,557,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		96,273	43	96,316
	1 議 会 費	96,273	43	96,316
2 総 務 費		1,648,978	40,431	1,689,409
	1 総 務 管 理 費	1,492,735	37,933	1,530,668
	2 徴 税 費	100,361	829	101,190
	3 戸籍住民基本台帳費	44,525	1,669	46,194

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		2,911,283	8,704	2,919,987
	1 社 会 福 祉 費	1,362,321	8,066	1,370,387
	2 児 童 福 祉 費	1,548,962	638	1,549,600
4 衛 生 費		995,539	40,829	1,036,368
	1 保 健 衛 生 費	630,387	40,829	671,216
5 農 林 水 産 業 費		247,118	△28,328	218,790
	1 農 業 費	240,644	△28,597	212,047
	2 林 業 費	3,678	269	3,947
6 商 工 費		198,292	12	198,304
	1 商 工 費	198,292	12	198,304
7 土 木 費		683,493	28,513	712,006
	1 土 木 管 理 費	50,478	343	50,821
	2 道 路 橋 梁 費	186,354	10,229	196,583
	3 都 市 計 画 費	446,661	17,941	464,602
9 教 育 費		952,171	9,289	961,460
	1 教 育 総 務 費	119,294	844	120,138
	2 小 学 校 費	186,538	10,986	197,524
	3 中 学 校 費	132,709	△890	131,819
	4 幼 稚 園 費	59,297	△3,128	56,169
	5 社 会 教 育 費	188,601	△253	188,348
	6 保 健 体 育 費	265,732	1,730	267,462
13 予 備 費		26,110	9,737	35,847
	1 予 備 費	26,110	9,737	35,847
歳 出 合 計		8,448,401	109,230	8,557,631

詳細については副村長のほうに説明をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明いたします。

歳入につきまして御説明いたします。

6 ページをお開きください。

1 款村税につきましては、これまでの課税実績や今後の徴収見込みを勘案して、所要の補正を行っております。1 項村民税、1 目個人につきましては、7,380万円、2 目法人につきましては、1,500万円の増額補正でございます。

2 款地方譲与税、5 項森林環境譲与税、1 目の森林環境譲与税61万円につきましては、森林整備などの用途を目的に今年度から新設された譲与税について、県の見込み額通知による補正でございます。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び10款施設等所在市町村調整交付金につきましては、交付金の決定通知による補正でございます。

7 ページをお願いします。

16款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目特定防衛施設周辺整備調整交付金1,225万5,000円につきましては、交付金の追加交付決定分と、各事業の増減に伴う補正でございます。充当先の事業につきましては、歳出で御説明いたします。

8 ページをお願いします。

17款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、3 節老人福祉費県補助金503万4,000円につきましては、介護施設等の施設開設準備経費を支援する県の10割補助金でございます。

3 目の衛生費県補助金575万円につきましては、子ども医療費助成金の県の2分の1の補助でございます。

7 目沖縄振興特別推進交付金567万7,000円につきましては、公営墓地整備事業費の増に伴う補正であります。

9 目沖縄振興公共投資交付金1,346万8,000円につきましては、歳出の事業費の減額に伴う減額補正でございます。

9 ページをお願いします。

19款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金503万円につきましては、ふるさと納税寄附金の実績見込額による増額補正です。

20款繰入金、2 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金1,290万1,000円の減額補正につきましては、歳入歳出差額を基金へ戻し入れするための補正でございます。

5 目ふるさと応援基金繰入金63万円につきましては、育英会への指定寄附及び喜舎場保育所の備品購入へ充当するための基金繰入金です。

18目の森林整備促進基金繰入金28万9,000円

につきましては、基金へ積み立てた森林環境譲与税を事業へ充当するための繰入金でございます。

22款諸収入、3 項雑入、2 目雑入、アワセ土地区画整理事業区域内墓地買収補償組合負担金377万2,000円につきましては、アワセ土地区画整理組合の解散に伴い、区域内の墓地買取補償業務を村が行うための費用でございます。

オリパラ基本推進調査ホストタウンモデルプロジェクト費187万4,000円につきましては、村がホストタウンとしての取り組みを推進するための経費となっております。内閣官房から受託した民間事業者からの間接的補助によるもので、費用は10割補助金となっています。

次に、歳出につきましては、主な補正について御説明申し上げます。

なお、人件費の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

11ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、10節の交際費243万円につきましては、ふるさと納税実績に伴う払戻品費用の補正でございます。

19節の負担金、補助及び交付金378万5,000円につきましては、自治会育成交付金の決定額による補正でございます。

12ページをお願いします。

5 目企画費におきまして、サントメ・プリンシペ訪問のオリパラ基本推進調査費用を各節に計上しております。

8 目電算費、13節委託料494万9,000円につきましては、説明欄の各事業の電算システム対応業務の補正でございます。

13ページをお願いします。

24目公共施設整備基金費377万2,000円につきましては、アワセ土地区画整理組合解散に伴い、区域内の墓地買取補償業務を村が行うための費用を地権者との交渉がまとまるまでの間、基金

へ積み立てておくものです。

33目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、25節の積立金1,406万5,000円につきましては、防衛局からの追加交付決定分を学校給食調理場備品購入事業のために積み立てを行うものです。

36目の森林整備促進基金費61万円につきましては、環境森林譲与税を基金へ積み立てるものです。

16ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金、民生委員児童委員協議会活動補助金69万9,000円につきましては、民生委員の一斉改選により活動に使うジャケット等を新調するための補助でございます。

5目介護保険事業費503万4,000円につきましては、介護施設等の施設開設準備経費を支援するための補助金でございます。

18ページをお願いします。

2項児童福祉費、4目児童館費、19節負担金、補助及び交付金320万円の補正につきましては、放課後児童クラブ開所準備経費の補助金でございます。

19ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費400万円につきましては、実績見込みによる増額補正でございます。

5目の子ども医療費1,505万7,000円につきましても、実績見込みによる増額補正でございます。

6目環境衛生費、15節工事請負費、公営墓地アクセス道路整備工事につきましては、軟弱地盤の改良や土砂の搬出に係る費用の増額補正でございます。

20ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、17節公有財産購入費2,958万9,000円の減額補正

につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設の用地購入で、地権者との交渉により今年度完了に至らない分を次年度事業分として行うための減額補正でございます。

21ページをお願いします。

2項林業費、1目林業振興費、13節委託料、森林環境保全事業委託料につきましては、森林環境譲与税を活用して仲順のふれあいの森広場の環境整備を促進するための補正でございます。

24ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、11節需用費、道路修繕費400万円につきましては、今年度の実績見込みによる補正でございます。

18節備品購入費、車両購入費570万4,000円につきましては、防衛補助を活用し、道路環境整備用の車両を買いかえるための補正でございます。

25ページをお願いします。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、28節繰出金、下水道事業特別会計繰出金1,840万円につきましては、下水道事業会計の公営企業会計移行に伴い、出納整理期間がなくなることによる収入不足を補填するための一般会計からの繰出金でございます。

9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

では、引き続きまして、教育費予算の主な内容について御説明申し上げます。

26ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金、補助及び交付金の特定教育・保育施設運営費負担金の100万円につきましては、公定価格の上昇及び施設利用人数の実績により、

増額補正として計上してございます。

また、育英会運営村補助金につきましては、ふるさと納税による指定寄附があったため、計上してございます。

27ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費81万1,000円につきましては、北中城小学校図書及び体育館の照明設備修繕費及び特別支援教室改修工事費並びに島袋小学校体育館照明設備修繕費として計上してございます。

13節委託料80万円につきましては、次年度、島袋小学校新入児童の増加に伴う教室不足を解消するための校舎の改修工事の管理委託料として計上してございます。

15節工事請負費1,259万5,000円につきましては、島袋小学校の改修工事費として計上してございます。

12ページ、戻りますけれども、お開きをお願いします。よろしいでしょうか。

2款1項14目村史編さん費について、村史編集委員会及び第5巻戦後編専門部会にかかわる報酬7万1,000円と、費用弁償費として2万円を計上しております。年度内の予定としましては、まず第5巻戦後編専門部会の方で、現在の進捗の確認と次年度の具体的な作業スケジュールの検討を行います。その後、専門部会で検討した事業計画について、村史編さん委員会を開催し、承認を得たいと考えております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

議案第60号

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,553千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,282,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		1	1,649	1,650
	2 国庫補助金	1	1,649	1,650
10 繰入金		231,652	144	231,796
	1 他会計繰入金	216,651	144	216,795
12 諸収入		109,656	8,760	118,416
	4 雑入	109,651	8,760	118,411
歳入合計		2,272,291	10,553	2,282,844

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		66,281	2,446	68,727
	1 総務管理費	54,710	2,446	57,156
9 諸支出金		3,004	8,107	11,111
	1 償還金及び還付加算金	3,004	8,107	11,111
歳出合計		2,272,291	10,553	2,282,844

詳細については担当課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、5ページをお開きください。

5款国庫支出金、2項国庫補助金、7目1節国民健康保険制度関係準備事業費補助金9万9,000円及び9目1節社会保障・税番号制度シ

ステム整備費補助金155万円の増についてでございますが、これについては、今後、国からの指示で進めることとなりますマイナンバーカードに伴うオンライン確認等システムの導入に係る自庁電算の改修費用となっております。費用に係る補助率については、100%の補助率となっております。

次に、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金14万4,000円の増についてでございますが、これは所得水準による被保険者に対する減額措置に係る経費についてでございますが、毎年10月に確定することとなっておりますので、当初予算との差額について今回補正を行うものでございま

す。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

6 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、13 節委託料241万5,000円の増につきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしました自庁電算の改修費用並びに育休代替職員に係る経費となっております。

7 ページをお開きください。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、

3 目保険給付費等交付金償還金、23 節償還金利息及び割引料810万7,000円の増についてでございますが、これは主に平成30年度の北中城村で要した医療費に係る県からの交付金について、その概算交付と実績についての精算金となっております。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして、議案第61号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

議案第 6 1 号

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年 1 2 月 1 3 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ512,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		96,001	△14,400	81,601
	1 使用料	96,000	△14,400	81,600
4 繰入金		186,000	18,400	204,400
	1 一般会計繰入金	186,000	18,400	204,400
6 諸収入		2,001	△2,000	1
	2 雑入	2,000	△2,000	0
歳入合計		510,412	2,000	512,412

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		357,136	41	357,177
	1 下水道費	155,694	4	155,698
	2 下水道事業費	201,442	37	201,479
3 予備費		3,079	1,959	5,038
	1 予備費	3,079	1,959	5,038
歳出合計		510,412	2,000	512,412

これも詳細については担当課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第61号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。内容につきましては、事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

まず、歳入につきまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料の1,440万円の減額補正につきましては、これは公営企業会計への移行に伴いまして、歳入の決算を3月末をもって打ち切り、決算を行う必要がありますので、使用料金の収納時期による時間差がありますので、民間分で2カ月分、基地分で1カ

月分をそれぞれ今年度の歳入から除外するものでございます。

続いて、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の1,840万円の増額補正につきましては、先ほどの使用料金収入の減額分、先ほどのものについては後ほど御説明させていただきます。

続いて、6款諸収入、減額補正に係る不足分を補填するものでございます。

続いて、6款諸収入、2項雑入、1目雑入の200万円の減額補正につきましては、これは例年消費税の還付金があるんですけれども、今年度につきましては、その還付が実績としまして追加納付に変わったため、200万円の収入がなくなったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1 款公共下水道費、1 項下水道費、1 目一般管理費の4,000円の増額、それと続いて、7 ページをお願いします、2 項下水道事業費、1 目下水道事業費の3万7,000円の増額、これにつきましては給与制度の改定によるものでございます。続いて、8 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目の予備費195万9,000円の増額に

つきましては、さきの消費税の追加納付分を含む収支の調整によるものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

議案第62号です。令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

議案第62号

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月13日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和元年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	589,747 千円	0 千円	589,747 千円
第1項 営業収益	552,595 千円	0 千円	552,595 千円
第2項 営業外収益	37,150 千円	0 千円	37,150 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業費用	587,102 千円	178 千円	587,280 千円
第1項 営業費用	581,805 千円	178 千円	581,983 千円
第2項 営業外費用	2,295 千円	0 千円	2,295 千円

第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「96,490千円」を「95,097千円」に、過年度分損益勘定留保資金「82,724千円」を「81,331千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	16,004 千円	0 千円	16,004 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 国庫補助金	15,000 千円	0 千円	15,000 千円
第6項 工事負担金	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	112,494 千円	△1,393 千円	111,101 千円
第1項 建設改良費	98,453 千円	△1,393 千円	97,060 千円
第2項 企業債償還金	10,395 千円	0 千円	10,395 千円
第3項 国庫補助金返還金	2,623 千円	0 千円	2,623 千円
第4項 投資	23 千円	0 千円	23 千円
第5項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

令和元年度 北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				587,102	178	587,280	
水道事業	1			581,805	178	581,983	
費用	営業費用	3		88,016	178	88,194	
		総係費	1	18,025	46	18,071	給料 46
			2	10,005	126	10,131	期末勤勉手当 31 扶養手当 50 児童手当 45

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
			3 賞与引当 金繰入額	2,441	6	2,447	賞与引当金繰入額 6

令和元年度 北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 資本的支 出				112,494	△1,393	111,101	
	1 建設改良 費			98,453	△1,393	97,060	
		2 拡張費		9,486	△1,393	8,093	
			1 給料	4,229	△400	3,829	給料 △400
			2 手当	3,732	△993	2,739	期末勤勉手当 △156 住居手当 △206 通勤手当 9 扶養手当 △350 児童手当 △290

これも詳細については担当課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

議案第62号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、給与制度の改定と、あと現状での実績を踏まえまして人件費関係の変更を行うものでございます。内容については、明細書のほうで御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

支出について、3条予算の1款水道事業費、1項営業費用、1目総係費17万8,000円の増額のうち、1節給料が4万6,000円増、2節手当が12万6,000円増、3節賞与引当金繰入額が6,000円の増となっております。

続いて、4ページをお願いします。

4条予算について、1款資本的支出、1項建設改良費、2目拡張費139万3,000円の減額補正となっております。内訳としましては1節給料が40万円減、2節手当が99万3,000円の減となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で村長の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時51分 散会

令和元年第7回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和元年12月13日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年12月16日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年12月16日 午前11時07分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	9 番 議 員		天 久 朝 誠			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和元年 12 月 16 日（月曜日）

1. 開議 午前 10 時 00 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 52 号	北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 53 号	北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 54 号	北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	質疑、委員会付託
4	議案第 55 号	北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
5	議案第 56 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
6	議案第 57 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 58 号	北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について	〃
8	議案第 59 号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について	〃
9	議案第 60 号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
10	議案第 61 号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
11	議案第 62 号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前１０時００分）

日程第１．議案第５２号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第５２号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第３９条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５２号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第５２号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第５３号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第５３号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第３９条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５３号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第53号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと1点質問させてください。

今回この条例の制定に向けて、結構なことかと思えますけれども、この条例に係る当該の任用職員数、ちなみにどの程度いらっしゃるか。それと、予算規模はどの程度をちょっと考えておられるのか。

それから、現在の職員の方の定数と、それから実数がどんな感じになっているか教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

12月1日現在、臨時嘱託職員が該当しますけれども、今のところ164名であります。

予算規模ですけれども、計算方法等があって、一人一人の給与体系が全然違うものですから、ある程度の平均を出した歳出予算として約8,000万を今予定しております。

職員の定数ですけれども、全体で今150名で、

今実質定数の職員は140名となっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。これは今回こんな感じで制定されることになりましたけれども、今回の対象となる方への説明と言いますかね、お話し合いというか、それと労組の方とのそういったやりとりなんか、説明、協議等なんかはございますか。ちょっとその辺教えていただきたい。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、対象者、臨時嘱託職員については同じ説明会を5回行っております。また別個に職員向けの説明会も2回、あと労組との話し合いも随時行っているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。そういった面では、そういったことに配慮してやっておられるかと思えますけれども、ちょっと実は懸念されることがございまして、というのは、これも国の施策かなと思っておりますけれども、いつもこういった形で弱者と言うんですかね、そういった面で一番御迷惑と言うんですかね、犠牲になるのはやっぱりいつも弱い立場にある方たち、それで、これを導入することによって、住民の方のサービス低下と言いますかね、そういったところをちょっと懸念されるところがございまして、そういった面では将来的に職員の定数削減までいくようなことにならないかなと。ちょっとその辺懸念されるところがあるんですけれど

も、その辺のちょっと今、今の段階ではちょっとお考え等々は難しいと思いますけれども、その辺どういうふうにか、ちょっとまだ私の頭の中では払拭できませんので、その辺の懸念される部分がもしありましたらお答えいただけますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、住民サービスの件ですが、今現在臨時嘱託職員もいますけれども、そのまま応募いただければ、そのまま引き続き任用するということも可能でありますので、特段住民サービスが落ちるということは考えておりません。

それと、定数の削減という話ですが、これはまだ定数は150という定数ありながら、まだ定数いっぱいになっていませんけれども、この件については今話すべき事項でないと思いますので、また改めて状況等を踏まえて、わかれば、定数削減の問題も含めて議論したいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4．議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例については総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5．議案第56号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第56号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第56号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の全部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第57号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第57号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第57号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第58号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

○議長（名幸利積）

日程第7．議案第58号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第58号 北中城村下水道事業の地方公営企業法適用に伴う北中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（名幸利積）

日程第8．議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてお尋ねいたします。

12ページをお開き願いたいと思います。

2款1項5目9節の旅費について伺います。

1点目に、旅費の131万8,000円は何人分でしょうか。どなたが訪問するのでしょうか。

2点目に、訪問時期と、それから滞在期間、そして基本推進調査とおっしゃっておりますけれども、どのような調査をするのかお尋ねいたします。

3点目に、東京オリンピック・パラリンピック後の外国人選手との交流あるいは大会参加国の方々との村民との交流は、職員の理解を得なければならないと思いますけれども、ホストタウンの応募について庁内での話し合いを行われたのかお伺いします。

それから、4点目に、オリンピックのホストタウン、サントメ・プリンシペはどのような方法で決まったのですか。本村がサントメ・プリンシペを希望したのか、東京オリンピック・パラリンピック推進本部が決めたのかお尋ねいたします。

次に、5点目に、サントメ・プリンシペはどの競技種目に出場するんですか。そして、選手は何名ですか。

次に、6点目に、東京オリンピック開催時はサントメ・プリンシペの応援に行くんでしょうかお尋ねします。

それから、7点目に、村民は交流事業にどうかかわればいいのかお尋ねいたしたいと思います。

最後に、8点目ですけれども、ホストタウンの目的は、2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会に参加する国、地域の住民等がスポーツ、文化、経済などの多様な分野において交流し、地域の活性化等に生かすとあります。また、2020年を超えた末永い交流を実現とありますが、歴史や文化あるいはまた言語が違ふところと交流を維持することが可能なのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

お答えします。

特別旅費については職員2名となっております。

時期については、現在1月で先方と調整をしているところです。

期間については、滞在日数は3日ぐらいなんですけれども、飛行機の関係があるんで、おおむね1週間ぐらいになるかなと思っております。

調査内容については、来年オリンピック終了後にうちの村にお迎えしないといけませんので、文化の違いとか食事の違い、あと向こうの窓口の方が誰になっていただくかという事前調査というものがメインになります。

ホストタウンについては、これは内閣官房のほうからうちの村のほうにお話がございました。

サントメ国についても内閣官房のほうでうちのほうはやってくださいということで、官房のほうで決まっております。

競技についてはカヌーと聞いておりますけれども、まだ人数等は連絡を受けておりません。その辺も向こうの国へ行って確認の1つかなと思ってます。

応援については、今のところわざわざ東京に行つてまでというのは考えてはおりません。

来年来られた後の交流事業についても、1月に行つて話し合いをしてからというふうな感じで思ってます。

今後の文化のほうの継続についても、1月に行つて向こうにどのようなものがあるのかとか、少し詳細な調査をしてからというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

職員2名と、あと1名はKBC学園の方が行かれます。

誤解なさるといけない。この旅費については職員の旅費のみとなっております。

○8番（喜屋武すま子議員）

議長、休憩をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

はい、庁議のほうで話をしております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり村民との交流もあるものですから、今後また長いおつき合いをしないといけない、要綱によりますと交流となっておりますけれども、議会にもお話があつてもよかったのかなという感想を持っております。そこはポルトガル語などを使うので、またアフリカ国の赤道に近いところで、島国で離島にもなっておりますので、私のほうとしては本当にそこと交流といたつて行き通いもたまにはしないといけないのかなと思っておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

当然皆さん、何でサントメ・プリンシペかと、アフリカのさらに離島だということですが、これは今回の来年のオリンピック・パラリンピックは国としては各地方自治体に各国の選手団を送って交流してもらいたいという趣旨らしいですね。結構有名な国、そして有名な競技によってはもう引っ張りだこで、皆さん来てくれということなんですが、最後に余ったと失礼なんです、なかなか受け入れないのがアフリカの国だったんですよ。これどうにかしてくれと。ぜひ再三再四アプローチがあったものですから、この募集期間が1期、2期ということで、もう最終でぜひやってくれということで、中城村とうちに回ってきて、じゃ、中城村がやりましょうということで、うちもじゃ、それはそれなりにやりましょうということで、これはもうなるべくオリンピックに参加する国は各地方自治体でぜひ受け入れてほしいということで、選手はオリンピックだけに参加するんじゃないくて、国民との交流もぜひ図ってくれということで、ただ、そのときに村が全部お金を出すということではできません。当然それは国のほうで経費については持ちますよということで、こっちが希望したというよりも、内閣官房のほうからぜひやってもらいたいということでサントメ・プリンシペの推薦があったものですから、じゃ、アフリカという国は我々も行ったことがないんで、遠い国なんです、それはある意味いいのかなということで受け入れをしました。

当然庁議に諮ってということはやりましたけれども、議会にも説明すべきじゃなかったかということなんですが、これタイムリミットで、もう早目に決めてくれということがあったものですから、じゃということで、一度KBC学園というのが間に挟んで面倒見る担当になっているんですね。そこで一度職員が行って、その職員が行って帰ってきて、サントメ・プリンシペという国はこういう国ですよということで、

私が東京へ行ったときに、そこの首相がわざわざ来て、アフリカ会議があって、そこに参加をして、首相と面談をして、ぜひよろしく願いますということがあったものですから、受け入れました。

ですから、細かい交流というのはどこまでできるかわかりませんが、ぜひ今回職員が行って、どういう国なのかということ踏まえて、改めてこれから協議をしていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

このサントメ・プリンシペというところは、やはりアフリカ国、赤道圏に位置しておりまして、民主共和国ではあるんですけども、やはりずっと遠いところで、大陸から離れて孤島になっているところがあって、私としてはちょっと心配がありまして、本当にそこと交流するのは大丈夫なのかなというのがあって質問しております。またこれから村民にも来年のことですので、知らせる必要があると思いますので、ぜひ周知をしていただいて、村民のまた迎えるという機運を高める意味でも周知をしていただきたいと思いますけれども、どのようにしてこの周知方法を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

遠い国なんで、御心配になることは当然だろうと思います。我々もどういう形でやっていこうかということなんですが、国としてはなるべく子供たちとの交流をやってもらいたいという希望があるようです。子供たちに各国の情勢、そして人種や文化を体験してもらいたい。行くのは大変なんで、向こうから来てもらってということになろうかと思います。今選手団が恐

らく3名ぐらいじゃないかな。カヌーは決まっているんですが、あとどの競技があるかわかりませんが、ほぼサントメ・プリンシペの関係者が10名ほどじゃないかという予測をしております。滞在も三、四日なのかなと思ってますが、オリンピック終了後、こちらにお招きをして、村民との交流をしていくと。どういう交流の持ち方をするかは、これはまた内閣官房との協議が必要で、その辺をしっかりと協議をしながらやっていきたい。当然年明けるとオリンピックムードになるはずですから、そのホストタウンになりましたよということも踏まえて、しっかり村民の皆さんにも周知をしていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

7ページで質問したいと思います。

16款1項7目1節の北中城中学校の整備工事603万9,000円減になっている理由をお聞かせください。

歳出の28ページのほうに9款3項3目7節の財源組み替えになっていると思うんですが、理由をちょっとお聞かせください。

それと、歳出の19ページの4款1項6目15節工事請負費2,634万6,000円の公営墓地ですね、アクセス道路整備事業の軟弱地盤とのことで説明あったんですけども、2,000万の多額な金額かかってますけれども、これからまたそういう地盤の軟弱がまたさらに悪化して、もっと予算が必要なときはどういうふうな形になるのか説明をお願いします。

28ページの9款3項学校管理費の7節の賃金89万円の減の理由を聞かせてください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

金城高治議員の御質問にお答えします。

7ページと28ページ関連しますので、1つにまとめて説明します。

まず、この事業なんですが、特定防衛施設周辺調整交付金という事業で実施しています。金額自体が北中城村に配分される金額が変化するというわけではなくて、恐らく年間でいくと5,000万近くの交付金が1年でおりてきます。その補助金を幾つかの村内で実施する事業、例えば5つぐらいあったとして、それぞれ配分するんですが、今回は配分する事業、当初うちのほうで補助金を大分高額の補助率を充てていたんですね。例えば3,000万に対して2,800万だったとか、そういうふうな高額補助で充てていたんですが、ほかの事業との兼ね合いもありまして、これを平準化したと言うんですかね、ほかの事業も大体7割で見て、この事業も7割に引き下げてやったと。プラスマイナスは補助金が減るわけではなくて、単純に事業をほかの事業に補助金を回したと。そのためにこちらの事業の補助率が下がって、歳入のほうに充てる補助金が減って一般財源に組み替えをしたと。28ページはそういうことなんですけれども、意味わかりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

28ページの7節の賃金に関する御質問ですが、これは免許を持っている方と持っていない方の差が大分あるものですから、その差が1年間でそのぐらいあるということの減額補正でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

金城高治議員の御質問にお答えします。

19ページ、4款1項6目15節の公営墓地アクセス道路整備工事の2,634万6,000円の補正につきましてですけれども、今進入道路を建設するというので工事が進められておりますけれども、そこの地盤のほうがちよっとヘドロ状の土がありまして、このままでは土木作業がうまくいかないということで、これを取り除かなければいけなくなりました。その後、また土を入れかえて地盤を固めていくという形になるんですけれども、当初村内で処理できるものだと思っていたんですけれども、量とかいろいろ考えると、ちよっと無理ということで、その処理できるところが今金武町にございまして、そこに持っていく運搬費用とか、そういったもろもろが含まれての補正となっています。この進入道路ができないと本工事の公営墓地のまた整備ができなくなりますので、これは早目にちよっと終えないといけないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

改めて質問いたします。

公営墓地の道路の整備のほうから質問したいと思います。

軟弱地盤でこの土を入れかえる作業でこれだけの金額がかかって、またさらにこういったことが出ないのか、その辺も調査とかやっこのこの道路の組み替えをやっているのか。またどんどんこういうのが出ると、また財源が出るのじゃないかなと我々も危惧していますので、その辺しっかりと今できているのか再度質問したいと思います。

あと、学校管理の賃金89万円の、免許持って

いる、持っていないの差額が出たという今お話ですけれども、これ何名ぐらいの先生方がいて、それでその差というのは免許持っている人が何名で、持っていない人が何名なのかちょっとお聞かせください。

あと、中学校の600万の外構整備工事なんですけれども、今課長に説明してもらったんですが、余り意味がわからなかったものですから、もう一度わかりやすく、これは組み替えでこの予算がある中でいろんなところに振り分けしたので、こういった予算が減になって、それをもう1回財源組み替えでやっているということだと思うんですけれども、なかなか計算上これやるとまた工事がおくれたり、いろんな支障が出ると思うんですけれども、そういうのがまたあってはならないのかなと思ってますので、学校側のこの工事のおくれ等、また支障がないのか、その辺も説明を聞かせてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

金城高治議員の再質問にお答えします。

現在の工事のところですね、工事を行う前に一応ボーリング調査はやってはいるんですけれども、本工事にかかるに当たって、こういった状況があったということで、その地盤改良のためにヘドロを除去しないといけないということで、先ほど土壌の入れかえだけかということであったんですけれども、このヘドロ状の土を処分しないといけませんので、それを処分場まで持っていく。その処分場の受け入れと運搬するダンプカーですね、そういったものの運搬費用、諸費用を含めての補正となっています。

今後このような補正が出ないかということなんですけれども、本工事に関してはこのままで大丈夫かと思っています。あと本工事は今後の予定になってますので、ちよっとその辺まではまだ把握はしておりませんけれども、今回の地盤改

良のための諸費用も含めての全額ということでの補正でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

まず、賃金のお話なんです、資料を手元に持ち合わせてないんで、何名免許持っていて、何名持っていないのかという答えはできないんですが、恐らくこれ計算からいくと、日給自体が1,500円近く1人1日違いますので、20日でいくと3万円弱で、12カ月ですと36万円。恐らく2人分が免許を持っていなかった。教員免許を持っている方と持っていない方の給料の差額はつけてますが、この2人分だと思います。

今度工事に関してですが、もともと極端な話、全額補助金で見てたと。そのうち単純にその2割は単費で入れ、じゃ、この2割分はどうしたのということになると、ほかの事業の補助金として使っている。財源の組み替えだけであって、特に工事に支障が出るとか、防衛に変更申請を出すとか、そういった意味合いはございません。特に予定どおり工事は来年の1月末をもって完了する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありますか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私のほうから質問します。

18ページですね。3款民生費、2項4目13節委託料、しまぶく児童クラブ警備委託料ですが、運営は民間が行う予定だというふうに私は認識していますが、民間が行う予定の施設をなぜ村が委託料として警備費を払わないといけないのか、その辺のちょっと理由をお聞かせください。

19ページ、関連なんですけれども、4款衛生費、1項6目15節工事請負負担金ですけれども、

この工事自体が2つに分かれていたと思うんですよ、この工事。これどちらの工事なのかお聞かせください。

それと、27ページ、9款教育費、2目小学校費、1目15節工事請負費、島袋小学校改修工事、これは児童がふえるということになってますけれども、どの辺に改修を行うのか。場所とかどういった工事なのかちょっとお聞かせください。

それと、今のまた28ページ、これも関連なんですけれども、9款3項3目ですけれども、財源組み替えですね。予算書では収入で補助金がマイナスになっているんです。国庫補助金ということでマイナスになって、国庫に返すという意味合いなのか、それともまたほかの事業に充てるのかというのをちょっとこの辺がまだしっくりこないんで、これもお聞かせください。

あと30ページですね。9款教育費、5項2目の公民館費の11節、光熱水費の増、これ幾ら増になっている、150万ぐらい、相当な金額ですよ。その理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

18ページ、3款2項4目児童館費の13節委託料についてでございます。現在建築工事を行っております、仮称でございますけれども、しまぶく学童クラブの警備委託料につきましては、指定管理者による管理を予定しております。その指定管理につきましては、3月議会への上程を予定しております、その協定締結後からの指定管理ということになりますので、建物が完成した後の指定管理者の協定を締結するまでの間は村が警備をするということで、約2カ月余りの警備委託料を村が持つということで想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

上間議員の質問にお答えします。

4款1項6目の環境衛生費、公営墓地アクセス道路整備工事業の件ですけれども、1工区、2工区あったかということでの質問ですけれども、第1工区のほうが現在、ヤードのところから公営墓地予定地のほうにおいていくところですね。公営墓地の予定地に隣接しているところが第2工区です。第1工区のほうが距離が長くて、そこで約2,000万、第2工区のほうで600万の改良工事の予定となっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

27ページの15節に関する御質問なんですが、場所は校舎、今の既存の校舎1階の南側、今1年生のクラスがあるところなんですが、そこに一部同じ校舎内で増築、屋根がある部分が少しあるんですけれども、そこに既存の壁を壊して、屋根がある部分まで壁を新しく新設して教室をつくる。現在廊下として使われていてということがあるんですね。ちょうどコの字、中庭があって、その角あたりになる。とりあえず既設校舎の中で増築をするということです。

28ページの財源組み替えなんですが、これも7ページをちょっとごらんになっていただければわかるんですが、補助金を返還するわけではなくて、逆に今回特定防衛施設の交付金ふえています。じゃこの事業で減った分はじゃどこに充てたのということで、逆にふえている項目もございますよね。例えば給食への基金積立金。さらに車両購入費に財源が組み替えられたというふうな考え方のほうがわかりやすいのかなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えします。

9款5項2目公民館費の11節ですね。需用費の中の主に光熱水費になるんですけれども、当初9月の補正も考えておりましたけれども、12月での補正のほうがより現実性があるということで今回の補正を提出しています。

主な理由としては、当初新年度予算編成中、議会中のときに、水道メーターの交換がありまして、それに伴って水道料金、上水道、下水道の料金が大幅にふえたものですから、それと、若干なんですけど、ことし熱中症とか大きく叫ばれたものですから、公民館借りる団体が全部早い時期から冷房を使用したものですから、それに伴う補正の増額となっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

18ページの学童クラブについてはわかりました。

19ページのアクセス道路のほうですね、この土の搬入の運搬費用という話なんですけれども、もともとこの土、軟弱地盤があったということではわかっていて、これを処理できなかったからということだと思えるんですけれども、この処理の方法はなぜ北中城村内ではできないのか、その理由をちょっとお聞かせください。

それとあと、9款、28ページ、小学校のほうからですね、27ページの。小学校のほうはとりあえず私ちょっとどこにつくるのかな、増築するのかというふうに疑問があつて質問しました。ただ、今の答弁だとしっかりできる1クラス増設できるところがあるということで、この建物内ということなので、これも承知しました。

あと28ページなんですけれども、組み替えなんですけど、これ予算でもともとおりているんで

すよね、財務のほうも相談しながら。それをなぜ今さら組み替えしないといけないのか。それもちろん別の方向に持っていくのもいいんですけども、例えばトラック買ったりとか基金に積み立てという話でもあるんですけども、何が重要なのかというのもちよっとこの辺がなぜ組み替えしないといけなかったかというのは、先ほどは何%支出割合というか、これで決めるという話だったんですけども、この辺せったく予算、何のためにじゃ予算で我々がいろいろ審議しながらやっているのに、また今になって組み替えしないといけないのかというのですね。それはちょっと1つ疑問に残ります。よろしくお願いします。

あと30ページのほうなんですけれども、光熱費、水道関係ということでもあるんですけども、水道、熱中症対策というのはもうことし言われているわけじゃなくて、もう10年来言われていることで、そのためのクーラーの料金だと思いますけれども、それもちよっとまだ納得しない部分はあるんですけども、そういうことだということなんで、またいろいろ調査しながら見ていきたいと思います。今言った部分だけよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

上間議員の再質問にお答えいたします。

ボーリング調査やった時点で軟弱地盤があるということは確認できてます。当初この公営墓地をつくる予定地のほうで処理できるのかなということで予定をしておりました。ただ、今言ったこのヘドロ状のものを予定地に捨てますと、またそこから持っていけないといけないという状況があったので、全部除去して、土壌改良してとのことです。

今言ったように、村内で処理するのであれば運搬費とか処理費用はほぼかからない状態であ

ったんですけども、金武町のほうまで持っていくということで、その処分費用と金武まで運ぶ車両等の運搬費用等がかなりかかるということでの補正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

7ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金についてお答えします。

当初予算上は4,400万、当初予算で組んでいたんですけども、今回の確定通知によって1,225万5,000円、これが確定しまして、トータルで今5,700万。新たに特防の事業として道路環境整備の車両の購入、それから基金の、これは学校給食の積立金、これにも積み立てるということで、補助率を平準化したということです。その差額は一般財源で、例えば中学校の外構工事、これを一般財源化して、全体の補助率を平準化して各事業に充てるということで、今回こういった形での予算編成になっています。事業費自体は変わらないです。外構工事のですね。だから、一般財源の持ち出しがそこにふえたと。その分をほかの事業に充てているという状況に今なってます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質問はございませんか。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

じゃ、1点だけです。20ページ、5款1項2目の19節公有財産購入費のマイナス補正なんですけれども、これは多分安谷屋第2地区かんがい施設用地、タンクだと思うんですけども、

なぜマイナス補正なのか。折り合いがつかなかったのかどうかですね、この辺説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

次雄議員の質問にお答えいたします。

このマイナス2,958万9,000円の公有財産購入費の減でございますが、当初見込んでいたそういった買収単価と不動産鑑定評価の差額と、今年度1筆の用地購入の、これは貯水池の用地購入費を予定していたんですけれども、この1筆につきましては、また関連した次年度購入予定の未相続用地が2筆もございまして、譲渡所得の課税の特別控除を受けるには、3筆同時に契約する必要があるための補正減となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

なるほど。そういう理由で、最初で課長申し上げましたけれども、単価の折り合いがつかなかった最初の筆ですね。あとじゃ2筆を追加して、この控除ができるような数字まで持っていくという話なわけですね。

じゃ、もう一つ、その場所というのはタカヒジャの近く、前なのかどうかですね、その辺も含めて確認。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

買収の折り合いがつかなかったじゃなくて、当初見込んでいた買収単価と不動産鑑定評価の

差額分と、今年度1筆、これは貯水池用地購入費に充てていたものですが、この関連する土地が次年度購入があと2筆ありまして、譲渡所得の課税の特別控除を受けるには3筆同時に契約する必要があるための補正減となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

場所の位置。具体的にタカヒジャーの前とか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

鉄筋ヤードの近く。貯水池、安谷屋東後原です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、歳出の19ページをお願いします。

19ページの5目子ども医療費で1,505万7,000円増なんですけど、当初よりは2割強増加するという計算になりますが、これは社会的何か要因があったのか、それとも村の子供たちの医療費が単純に想定よりかかっただけなのか。また今年度この金額でございますが、次年度の見通しですね、どこを基準にして次年度予算を組んでいきたいと考えているのかお聞きします。

続いて、同じページの環境衛生費、先ほどから公営墓地のアクセス道路整備工事、先ほど1区は2,000万、2区は600万程度とありますが、この国県支出金からも567万7,000円入っております。単純に1区と2区、一般財源と国県支出金、全く分かれてしまったのか、2区に国県支出金が入っているのであれば、1区では使えなかったのかということと、あと金武町に運搬して、その分高くなるとありましたが、処理の方法が村内で処理するときの方法と金武町で処理

するときの方法、そこは違いがあるのか。もし村内で処理する場合は、どこか埋めるだけでよかったのか、それともそれでは法令に抵触するので、新しい方法をしないといけなくなったのか伺います。

次のページ、20ページお願いします。

農業振興費、特別旅費の内容を伺います。

続いて、27ページをお願いします。

学校管理費ですね、島袋小学校の改修工事ですが、こちら普通教室を増築ということなのか、また、全体で想定する人数がふえていくので、増築が必要なのか。今後1クラスだけふやすことで対応できるのか。またその分は交付税、人数がふえれば交付税は算定入ると思いますが、この工事費に関しては次年度以降、そういった形でお金のほうが交付されるのか伺います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

天久朝誠議員の御質問にお答えいたします。

19ページ、4款1項5目子ども医療費助成費の今回の補正増でございますけれども、当初見込んだ額よりも特に8月後半から11月にかけてかなり医療費がふえている現状がございます。要因については詳しく分析したわけではございませんけれども、多分にインフルエンザ等の流行にあわせて、こういった状況が例年月にあわせて倍以上出ている月もございますので、そういった要因が考えられております。次年度につきましては、今年度の状況を踏まえて、予算計上をやっていきたいと思っておりますので、このような形での補正増にならないような形で、また次年度見込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

天久議員の質問にお答えします。

工事に関しては、本来1回で終わればよかったんでしょけれども、工事の期間とかがあって、1工区、2工区分けて同時進行で進めているわけです。入札も要するに2回という形になってはいるんですけども、補助率に関してはどちらも一緒、一括交付金での活用ですので、その割合等も工事の区間がありますけれども、均等にやっているという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

課長、村内では検討したか。村内で残土。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

すみません、ヘドロの処理に関しましては、先ほども少し述べましたけれども、当初量を少なくというか、ボーリング調査やった時点での予定ではそれほど土の質が悪いとは思ってなくて、公営墓地を建設予定地のほうに持って行って、そこで整地できればという予定でした。ただ、実際工事を進める中で、かなり状態が悪いということで、その予定の場所に捨てても、また工事を進める中でまたもう1回進めないといけない。二重手間になるということで、当初で処分できるところに持っていくということでの補正になっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

すみません、村内では処理できないとのことでの対応でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

特別旅費の件につきまして回答させていただきます。

特別旅費の内容ですが、総務省の本省のほうで行っておりますローカル10,000プロジェクト推進事業、これの国費分の確保に向けまして、総務省の本省と調整を行いに行く職員2名分の旅費でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

27ページの15節についてお答えします。

まず、クラスなんですが、一応小学校1年生、次年度入学予定の人数が今80名ぐらいが予定されているんですが、小学校1年生は基本35人1クラスになっています。70人をどうしても上回ると、もう一つ教室が必要となりますので、そのための1クラス分を改築する予定でございます。次年度は実際入学される方がどの程度なのか。次年度以降なんですが、それで2年生以降は40人学級になりますので、それでもつんであれば、そのままいけると考えてございます。

クラスに対し、小学校の人数の毎年調査があるんですけども、その辺は交付税として反映はされていると思っています。

工事は、交付税ではなく、補助金の多分お話があるんですけども、今回このケースがわかったのが約2カ月ぐらい前に大体住基から調べて出てくるものですから、今回補助金の活用はできない。補助金を活用するんであれば、もう約2年ぐらいかけて申請をしないとイケないんで、今回はできなかったと。ただ、今後見込まれる分があるんであれば、今県と調整して、補助金ができるだけ負担金と交付金が使えようように事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

特別旅費、先ほど内容、ローカルとあったんですけども、ちょっと具体的にわからないもので、これから進めていくものなのか、今現在やっているものなのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

内容につきましては、ただいま進めております農を生かした北中城活性化事業、この中の事業において、まず産官学観の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を立ち上げていくというものでございますので、この内容に適したローカル10,000プロジェクト、この事業費の国費分をいただきたいということで調整に参ります。

以上です。

○9番（天久朝誠議員）

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第59号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第60号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第61号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第10．議案第61号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和元年度北中城村公

共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第61号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第１ １．議案第６２号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第62号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和元年度北中城村水

道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第62号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１１時０７分 散会

令和元年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和元年 1 2 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年12月17日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年12月17日 午後 3 時14分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	9 番 議 員		天 久 朝 誠			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長		砂 川 恵 重
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長		喜 納 克 彦
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長		與 儀 光 敏
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長		瀬 上 恒 星
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		楚 南 兼 二
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長		安 里 直 彦
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事		鹿 島 直 昭
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		玉 城 有
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 3 号

令和元年 12 月 17 日（火曜日）

1. 開議 午前 10 時 00 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	稲 福 恭 秀	1. 観光周遊バスの運行実証実験の詳細について 2. ライカム地区に計画されている保育施設整備の進捗状況と政府が示した「子育て安心プラン」待機児童ゼロの目標値（2020年）に達成できるか伺う。
2	比 嘉 盛 一	1. 財政 2. 村民体育館賃貸借契約書 3. 村民体育館駐車場 4. ツルヒヨドリ
3	上 間 堅 治	1. 村立体育館駐車場の運営について 2. 下水道事業について
4	大 城 律 也	1. 観光産業の推進について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

皆さん、おはようございます。

本日は、島袋小学校、社会教育の一環ですか、非常に勉強になると思いますが、一生懸命また質問させていただきます。今回は通勤通学、これらの学校の関係のことも触れますので、しっかり読み取ってください。

じゃ、通告に従いまして一般質問いたします。

観光バスの実証実験の詳細について。

昨年の10月定例議会にも質問しましたバス路線の廃線に伴い、公共交通機関の空白地域が生じ、交通不便が指摘されている現状において、買い物難民、そして病院や役場、中央公民館に一人で行けない交通弱者になった高齢者が多数いることについて質問しました。

今日においてコミュニティバス早期導入をしてほしい要望をよく耳にします。昨今、路線バスの運行については、運転手の確保が厳しく、減便や運行時間を短くしたと新聞報道がありましたが、乗客には影響が出始めており、社会問題となっております。

バス路線の存続のためには、県はいろいろと施策を打ち出し、運転手の処遇の改善、通学のための学生には無料とするなど、バス利用の向上を高めようとしております。コミュニティバス導入について未実施の自治体は費用対効果のことが先行し、消極的な気がしてなりません。

路線バスの安定運行に向けてコミュニティバスとの連携も必要とする意見もあります。

昨年の一般質問に対する答弁では、観光周遊バス運行の実証実験をするとの回答が得られましたので、村民も大変注目しているところであります。

では、質問します。

観光周遊バス運行の実証実験の本来の目的を問う。

実施期間は、無償・有償実験ですね。

3点目に、運行実証実験実施に当たって住民と交えて意見交換をされたのか伺います。

バス停の数、設置場所の指定根拠。

そして、運行経路と時刻表。

6番目、運行実証実験の委託先は。バスの規模。

7番、実験にかかる費用は。

8番、運行実証実験当たって想定している観光先と観光客数を伺います。

9番、今回の運行実証実験はコミュニティバス導入を視野に入れているのか。

次、2点目ですね。保育所問題であります。

ライカム地区に計画されている保育所設備の進捗状況と、政府が示した子育て安心プラン、待機児童ゼロの目標値に達成できるか伺います。

平成31年度の開園を目指していた保育所施設整備計画が平成31年度に繰り越しされたことについて進捗状況はどうなっているのか。また、新聞報道にありました19年末を期限に県内の待機児童ゼロを達成する方針、いわゆる黄金っ子応援プランについて、2021年に先送りされました。このことについて本村の計画はどうなっているのかを伺います。

1点目、今回で2回目の変更となった保育施設整備は見通しはついたか。

2番、おくられている要因は何か。令和2年の開園は厳しくなったと思うが、用地確保はうまくいっているのか、改めて保育事業者の選定を

行うのか伺います。

3点、工事のおくれにより待機児童ゼロに向けた方針については影響が出ると予想されますが、目標値は達成はできるか。令和2年の保育施設と各施設の定員、今後予想される待機児童数は。

4点目、今回保育施設整備された場合、目標値は達成されるのか。また、施設がふえた分、保育士不足により待機児童がいなくなる事象に陥ることはないかどうか。

5番、無認可保育園に入園している潜在的待機児童数は把握しているのか。

以上伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、稲福恭秀議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。観光周遊バスの運行実証実験の詳細についてということがございました。

無償実験は令和元年から始めております。有償は令和3年から実施をする予定ですが、質問項目がかなり多いので、詳細については担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

ただ、最後の9点目です。コミュニティバスの導入については視野に入れているかということですが、当然以前からコミュニティバスの導入もさまざま検討してきております。ただ、今回の実証実験がありますので、今回の観光周遊バスの実証実験の検証結果を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

ですから、やっぱり乗っていただく対策をどうするかということが極めて重要なかなと思っておりますので、まず今回の有償・無償の観光周遊バスの状況を見ながら、今後どうするかについては検討していきたいと思っております。

2点目のライカム地区に計画されている保育

施設整備の進捗状況ということがございます。

大変当初の目的からずれておりますが、さまざまな要因がございまして、その開設をしたいという保育所は変わっておりません。これまでの進捗状況については福祉課長のほうに答弁をさせたいんですが、やっと建設も決まりまして、遅くとも令和3年4月には開園をするということになっております。ただ、早ければ年度途中にもという話なんです、その辺は当該施設の担当ともしっかり話し合いながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

それでは、観光周遊バスについてお答えします。

1番目の質問ですね。観光周遊バスの実験の目的なんですけれども、観光周遊バスの実証実験では2次交通を強化。2次交通というのは、観光客の方がイオンモールまで来て、そこまではバスなんかで来るんですけれども、その後、例えば中城村城跡とかにどう行ったらいいかなという、今交通の便がない。こういうのを2次交通と言いますね。それを強化することにより、村内へ観光客を誘客することを目的としてやっています。

2番目ですね。じゃ、実験の期間はいつですかということで、無償による実験、無償というのはお金を取らないで無料で乗ってもらう。この実験は令和元年11月25日から令和3年3月31日まで行います。引き続いて有償、有償というのは料金を取る実験ですね。これを令和3年4月1日から令和4年3月31日までを予定しています。

実験をするのに住民の人から意見を聞いたのかということなんですけれども、実証実験の開始に当たっては、昨年度に検討会議というのを

立ち上げて議論をしています。その中で運行ルートの主となる自治会の代表者の方にも参加してもらっています。

4 番目、バス停の数、設置箇所、設置場所についてということで、今バス停は9カ所してます。これは観光客がアクセス、アクセスというのは観光客の人が行きやすいということですね、の場所を選んでます。それと、もう一つは、道路の横で乗りおりすると、ほかの交通への支障となります。ということで、施設等、施設というのは、例えば中城城跡とか中村家とかと、ああいう建物の中の駐車場などを言いますね、を中心に設置をしています。

5 番目、運行経路と時刻表ですね。運行経路については、主に観光施設や公共施設、公共施設というのは役場とか中央公民館なんかですね、を回れるように設定しています。ダイヤ、ダイヤというのは運行時刻表ですね、これは今1時間に1便のペースで運行しています。

6 番、運行実証実験の委託先、バスの規模ですね。バスは今1台運行して、最大12名まで乗れる車両としています。運行による委託先、委託先というのは、このバスを運転してくださいねという民間の会社をお願いしているわけですね。そこへお願いしています。その会社というのはスクールバスや観光バスなどの運行の実績を持つ民間会社になってます。

7 番目、じゃ実験にかかる費用は幾らですかということで、今回は実験になってますので、準備にかかる費用とか、あと民間の会社に運行をお願いする。それとバスを借りる、それと実験の結果を整理するなどで、約1,855万4,000円がかかっています。

8 番目、今回の実験でどのぐらいのお客さんが乗ることを考えてますかということですね。今回大型商業施設、これはイオンモールですね、を起終点に、中城城跡や中村家住宅、カフェ群、カフェさんのところですね、それとあやかりの

杜、宿泊施設、これはEMホテルなどを立ち回るようにしています。今年度は1日当たり117人利用してもらえたらいいなと思っています。

9 番目は、村長からお答えがあったので、私からは以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、稲福恭秀議員の御質問にお答えいたします。

2 番目の認可保育施設整備と待機児童解消についてでございます。

まず、1 番目と2 番目の認可保育施設の整備の見通し及びおこなっている要因についてでございます。

社会福祉法人温和会のライカム地区における認可保育施設の整備につきましては、同法人の土地の取得を受けまして、令和元年6月18日付けで保育所等整備補助金交付決定を行っております。事業がおこなわれている要因につきましては、工事業者が確保できない状況にございましたが、11月に建築工事の入札が行われ、工事業者が確定した旨の報告を受けております。

3 番目の待機児童解消の目標達成と各保育施設と待機児童数の見込みについてでございます。

令和元年度末の待機児童解消につきましては、村長からございましたように、難しい状況にございます。現在、令和2年度の入所申し込み状況の集計等を行っており、現時点では待機児童数の見込み数についてはまだ把握できておりません。保育所入所申し込み案内時点の令和2年度の村内各認可保育施設数及び定員につきましては、表にお示ししてございます、8施設、定員につきましては547人となっております。

4 番目、5 番目の待機児童解消の目標達成と潜在的待機児童数の把握についてでございますが、現在、令和2年度4月からの第2期子ども・子育て事業計画の策定に向けてニーズ調査

を行い、教育・保育のニーズ数の把握と保育施設の確保方策を検討している段階でございます。具体的な目標年度及び数字等につきましては、計画がまとめ次第、御提示させていただきます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

それでは、再質問でちょっと細かいことをお伺いします。

私も11月25日、そして28日に試乗しました。乗れる人数は今のところ7名で、やっと2家族分が乗れるのかなという印象を受けました。今回、観光周遊バス実証実験は2次交通を強化することにより、村内の観光誘客を主な目的との答弁ですが、実際、バスの規模的に12名ということが適正な規模なのかですね。そして、1台で十分この実証結果が得られるのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在、7名というのは、実はバスは今リースといって借りているんですね。それを貸してくれる業者さんにお話ししたら、ちょっとすぐにはバス用意できませんよというお話があって、今、でも、ここの議会で11月にバスを走らせますとお約束をしたものですから、今はしばらくの間はやむを得ず観光協会さんの車を借りているので、ちょっと人数が減ってますけれども、今回契約ができたんで、追って12名のバスにはなります。あくまで実験ですから、小さく始めて、やった結果、本当に大勢乗るようであれば、また少しずつバスは大きくしていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

それじゃ、これからもバス1台でしばらくは見るということですよね。今、バス路線のコースが時計回りですかね。1台で、本当はもう1台あれば左回りと言うんですか、やればそれぞれ観光客が時間に合わせて近い場所を選べますよね。右側になると、例えば役場から乗って公園に行くにも遠回りしないといけない。乗り継ぎがイオンモールですよ。そういう実験と言うんですかね、ちょっと効率が悪いんじゃないかなということで、その辺をバスもう1台やれば、左回り、右回り、いわゆる各市町村でもそういうような運行しているんで、その辺は考えられませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今回実験するに当たり、私たちは今バスを運転している各市町村に行っているいろいろ聞いてみましたけれども、いろいろな市町村でなかなか走らせたけれども、お客さんが乗らなくて、非常に費用がかかって困っているという話を聞きました。ですから、私たちは最初から大きくやるのではなくて、小さく始めて、本当にお客さんが多く乗るようであれば、少しずつふやしていったほうが村の財政的にもいいなというふうに考えました。ですから、今回は左回りと右回り考えましたけれども、やはり路地が狭いところがあったり、いろいろあるんで、実際に運転する方と相談して、今のコースでやってみようということですのでさせていただきます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

予算ということがまた先行してますけれども、それらはまた実験に対して取り組みがやはりちょっと欠如しているんじゃないかなと思ってます。この辺に関して、村民が余り知ってなくて、

ちょっと疑問を持つんですけども、実証実験において村民への周知が図られているのか役場職員にも尋ねましたら、余りわかってないような気がするんですよ。この実験の熱意と言うんですかね、それが村民に伝わってなくて、僕は村民向けのPRも本当に重要じゃないかな、実験に当たってですね。

要は今までかかわってきた検討委員のメンバーですね、そして各種団体、関係する方々ですね、手元に資料を配ってますけれども、やはり実証実験、運行開始など、これは国の補助も受けてるわけですから、やはりちゃんとしたPRしないと住民もわからない。そして観光客もインターネット見るぐらいで、この辺はやはり本気度と言うんですかね、実験に当たっての、その辺をちょっと疑問感じるんですが、この辺はいかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

先ほどちょっとお話ししましたが、なかなかバスを貸してくれる会社が見つからなかったりして、ちょっとぎりぎりになってしまったということもあります。ただ、私たちとしては、今村の広報紙のほうで皆さんに周知をしています。村の広報紙は各お家に1通ずつ配られるわけですから、それを見れば村民の方はわかる。それと、あとチラシなどをつくって、イオンモールなどバス停のあるところへ置いたりしているというふうなPRをしているところでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

バスの借用が厳しいということですが、今委託先にも出向きましたセノンという会社ですけども、向こうは全国的にいろいろそういうふうな経験豊富で実績ある会社です。県内におい

ても特別支援学校とか、中城村の教育委員会でも委託されてるようで、今の委託契約者と十分これは話ができたんじゃないかなというように僕は気がします。

そして、今広報紙に掲載していると言うんですけども、運行経路のことしか書かれてなくて、さっき言った出発式もやって1ページ使うような感じの広報と言うんですか、やればよかったかなということでもあります。これから向こう3年も実験するわけですから、やはり村民もわからんと、どうなっているのという疑問もあるんで、その辺を今後もPRして、もっと村民にも活用していただけるようなバスにしていなという気がします。

じゃ、また別の質問します。

今回、運行開始後、3週間たってますけれども、今の進捗と言うんですか、感触はどうですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在、3週間たってますけれども、実際私のほうには委託しているコンサルタントさんのほうで2週間分を整理していただきました。2週間で215名が利用しています。これは1日に直すと約15名の利用ということになります。そのうち観光客の方は約3割。ですから、7割の方は村民の方が使われているという結果になっております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今の実験で7割の数の村民が利用されているということは、大変興味ある話なんです。3週間で215名、もっとPRすればもっと乗れる。あと便数とかバスの規模もふやせば、大分見込めるような気がします。村民7割ということですけども、これは村民利用も可能というこ

とで認識もしたいと思います。そして、どのよう
に観光客と村民を区別しているのかお伺いし
ます。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私どもは一度も村民の方は乗れないとか言っ
たことはございません。あくまで国のほうから
予算をいただくときに観光客メインというお話
じゃないと予算がつかないものですから、そう
いうことでとっております。別に区分をしてい
るわけではないんですけれども、今実証実験と
いう実験でデータをとってますから、運転手さ
んのほうにお願いして、観光客の方、大体見た
らわかりますんで、観光客の方がどこから乗っ
て、どこへおりたかとか、そういうデータを集
めているところです。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

聞いているのは村民利用も可能ですかという
ことです。僕が言うのは、このバスに乗ってい
るときに、観光客と村民とどういうふうに区別
というか、統計的に出たのかということを聞い
ているんですけれども、村民利用もあるという
ことですので、それはまた今後の行方を見たい
と思います。

あと、バス停の数とか指定根拠を尋ねました。
アクセスしやすいよということで、道沿いでは
他の交通機関の支障となるということで設定し
た答弁ですけれども、運行経路についてもう1
回お尋ねします。イオンモール、中央公民館、
中学校、中城城跡、中村家住宅、パークサイド、
村役場、あやかりの杜、コストビスタの9カ所
ということで認識していいですかね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今バス停はイオンモールを発車して、中央公
民館、北中城中学校前、中城城跡、中村家住宅、
パークサイド、北中城村役場前、あやかりの杜、
ホテルコストビスタ沖縄、そしてイオンモール
へ帰るコースとなっています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

先ほどの説明で、施設内を根拠としてバス停
を指定したということですが、今のルートで中
学校前とパークサイドは施設ではないですね。
道路沿いに設置されてます。特に中学校前は、
私見ましたガードレールを挟んで狭い歩道側に
バス停が設置されておりますが、そこは大変車
の往来が激しくて、これは危険な箇所と思いま
すが、これは適当なんでしょうか。

それと、この2カ所について場所を選定した
理由は何でしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私たちの村は実はカフェさんが非常に人気に
なっています。今カフェさんのほうに車で来る
方が多くて、駐車場がなくて困っているという
話があったんで、できるだけカフェさんのほう
へバスで行ってもらおうかなということで、実
験的に北中城中学校前とパークサイドはカフェ
さんに行きやすいところで選定をしています。そ
ういうわけでどうしても道路沿いになってしま
いましたけれども、これは沖縄警察署のおまわ
りさんに立ち会ってもらって、調整をして、こ
こだったらいいだろうということで現在進めて
いるところでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

中学校前見ても大変危険だなというような感
じで、先ほどの説明で他の交通に支障を来すと

いうのがあるのであれば、ちょっとおかしいなと疑問を感じるんですよ。中学校前にカフェがあるのかちょっと存じてないんですけども、その辺と、これは中学校の生徒たちも利用できるように形も考えているのかお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

特に中学校の生徒さんが利用されても構いません。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

さっき言ったのに答えてない。カフェがあるのか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

カフェも幾つかありますけれども、それと、たまたま中学校のあそこを少し道路が取りついているんで、ちょっとバスが左に寄せてとめられるというところで、カフェよりは少しは遠くなってしまうんですけども、あの辺現地調査して、ここしかないだろうということで今の場所に決めさせていただいています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

あのあたりカフェがあるというのはちょっと私はわかりませんが、いいです。

あと、実際に乗ってみました。さっき地域住民も利用できるということです。いろいろ乗ってみて荻道地域にバス停が設置されてません。なぜ設置されてないのか。区民はやっぱりバス停を設置してほしいという要望と苦情がかなりあるわけですが、特に荻道大城地域は公共交通機関の空白地帯でもあり、交通不便が以前から指摘されてます。荻道に1つバス停があれば、

せつかくの実験ですので、荻道、また大城もイベント開催も結構やってます。近くにバス停があれば、そういう皆さんも利用できると思います。やっぱり交通空白地帯ですので、役場へイオンモール、徳洲会近いですね。中央公民館利用される方もかなり多いんで、バス停の設置をぜひお願いしたいなということでもあります。答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

あくまで実験ですから、最初にこういう場所へバス停を置いてみて、その後、アンケートとかいろいろ調査して、こっちのほうにもあったほうがいいのか、ここは余りお客さんが乗らないと言ったら、まだ変えていくためのものです。ですから、今のバス停も普通のバス停というのは柱が土の中に埋まっていますけれども、見てもらったらわかるように、移動できるバス停になっています。これはあくまで実験ですから、そういうふうにしています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

観光客に特化した実験というふうに聞こえますけれども、やはりこの地域住民のことを考慮した場合、やはりこれは実験の中に組み入れて、地域に周知されていれば当然利用もふえるかと思うんですよ。これは要望も出ているんで、この辺をぜひやはり今回の実験に組み入れてほしいなということでもあります。配付資料4ページつづりですかね、配ってます。その中のあやかりのバスのまずバス停ですね。これ大城イリヌカーの前にあるんですよ。その辺も参考にやはり載せてもらいたいんですね。そこにあやかりのバスも通っているんで、このバスであやかりの杜も行けるということで、とても有効的じゃないかなと思ってます。

あと、今回の実証実験は大型施設を起終点に、那覇から路線バス、基幹バスを利用して来る観光客をターゲットとしてコースを設定しているのかですね。それとイオンモールを発着するバスですね。資料によると新都心具志川線、泡瀬イオンモールライカム線、普天間空港線、そういったイオンモール沖縄ライカム線、これ高速線ですね、4系統あります。この利用状況は良好なのかですね。その中で観光目的のバス利用者を把握しているのか。そして、イオンモールの観光周遊バスに乗車、誘客するための具体的な取り組みはあるのか、以上4点お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほどから担当課長が言うように、あくまでも実証実験です、これは。ですから、これだけイオンモールにお客さんがたくさん来るわけですから、この皆さんをどう村内に誘導していくのか。これに兼ね合わせて村民の皆さんもどうぞということなんですね。

先ほど荻道を通してほしいと言うんですが、当然荻道もあやかりの杜もバスも通っています。あれも少ないわけですよ。ですから、やっぱり実証実験をしながら、どれだけ乗っていただけるのかと。当然今始まったばかりですから、周知が足りないということもあろうかと思うんですが、やっぱり期間を長くして、周知をこれからどんどんやっていけば、当然利用も多くなるだろうと思っています。

全ての観光客をターゲットということはなかなか難しいだろうと思っています。ですから、まず第1弾としてはイオンモールにこれだけお客

さんがいらっしゃるのであれば、どうやって村内に集客をやっていくか。観光地が多いわけですから、それに乗っていただくのかということをもまず実証実験でデータをとりたいと。当然先ほどから言ったように、無償、有償、どちらがいいのかということをやって、それは本当に村民に周知をしていただいて、多くの皆さんが乗るのであれば、当然便もふやすし、コミュニティにつながるなということですから、今はあくまでも実証実験という大前提の中で、いろいろな試行錯誤しながらやっていきたいというふうに思っていますので、そういうことで御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

僕がここで何回かお話ししていると思うんですけども、有償にした場合は旅客運送事業の許可が必要になります。そうすると、バス会社をお願いしないといけません。そうすると、バス会社は運転手さんいないんで、運行できませんということで、いつまでたっても運行できません。そこで、無償でやるんですけれども、これ税金でやってますから、本来個人負担に充当する事業は認められないですよ。通常行政経費に充てるのもだめですと言われてます。ですから、我々は村の新たな観光客誘客促進のための事業で、個人負担の充当でもないですよ。通常行政経費でもないですよという論点でこの事業を始めているわけですよ。

ただ、内閣府のほうは当然バスを運行したら経費はバス導入後も運行している限り継続的に発生するでしょうと。だから、通常行政経費とみなしますよという判断をされたんで、じゃ、無償実験した後には有償実験を両方やって比較するということで認めてくださいということで、この実験の形になっているという大前提があることをわかってください。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

無償実験やっているというのはわかるんですよ。僕が言うのは、前回ですかね、県公共交通活性推進協議会の中で120万ですかね、協議して負担しているようですけれども、そういうふうに観光客用に誘客するということで、こういう基幹バスもそういうふうに補助金も出しているわけですから、当然これを観光客を誘客するということで第2交通を今回する。この調べ、だから無償実験にもこれを生かすためにそういう観光客を調べて把握してますかということをお聞きしたつもりであります。

じゃ、次、今実証実験において1日当たり117名の利用者を目的とされているということですが、この117名の根拠を教えてください。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

117名乗れば採算がとれるラインということになります。

○2番（稲福恭秀議員）

ごめんなさい、さっきは何名でしたか。休憩で。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

もう一度聞きます。117名というのは採算と言うんですか、目標達成が最低117名ということですかね。この辺の算出方法もありますか。算出。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

バスにかかる費用とかいろいろわかりますんで、それを賄うのに1日に何人乗ればやっていけるだろうと。つまり一括交付金がなくなった後のことをやっぱり考えていったら、できるだけ100%運賃で賄えるとは思ってはいませんが、やっぱりできるだけ村の負担は減らしたいわけですから、やはりできるだけ採算が取れるだけの人数に乗ってほしいということで、今はそういう目標にしております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

観光客誘客ということですので、大変重要なことですが、観光協会とはどのような連携を図っているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在、先ほど申したように、ちょっとバスのリース会社さんのほうで用意できなくて、観光協会のバスを借りているんですけれども、観光協会のほうでは今バスの中にWi-Fiを設置してくれたり、あとバスの中に各施設の観光のガイドブックなんかを置いてくれたりしております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私が聞いているのは観光協会とその第2次交通でやはり観光客を誘客するということは、観光協会との連携もあるのかなというのを聞いてますけれども、その辺ですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、担当課長から答弁あったように、当然観

光協会との連携は、それはもう当たり前の話でして、だから、観光協会ができるもの、今できるものはお願いとか、そういうことは観光協会ですらやってもらおうということです。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、今のところ、できるものはそういうことだということで考えます。

次、有償実験ですね、いよいよ本格実験というんですか、令和3年から1カ年かけてということですけども、やはりさっきからも話しているように、実験結果を踏まえてということなんですけれども、便数をふやしていくのか。そして、今後もちろん実験結果と言われては話は進まないんですが、やっぱり目標として今後路線を東地区、西地区、瑞慶覧、屋宜原ですね、拡大するのか。路線バスにするために村外にも延ばすのかですね。路線バスの乗り継ぎも視野に入れているのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほどから言っているように、あくまでも実証実験なんです。ですから、今議員が恐らくコミュニティバスと連動させるべきだろうという御意見かもしれませんが、今はそういうことは一切まだ考えておりません。まず、無償、有償、これは先ほどあったように、国との絡みで有償、無償でやってみよう。当然そこから出るデータをもとに、今後のコミュニティバスの運用をどうするかということが恐らく出てくるだろうと思うんですね。これだけ令和4年までかけるわけですから、それをやっていく中でほとんど効果がないという結果になると、これはコミュニティバスも厳しいなという判断をせざるを得ません。ただ、我々としてはしっかり、今、議員から御指摘あったように、PRもしな

がら、多くの村民の皆さん、そして観光客の皆さんに乗っていただく、そういう努力をしっかりとやっていきたいなと思ってます。その実証実験の成果次第では、このコミュニティバスの導入もどうなんだろうということがありますので、ぜひそのことを実証実験の結果を踏まえて、次の事業を展開していきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今の調子で、余り成果が出るような何かスピード感がないような気がしてなりませんけれども、じゃ、本音を村長、本当にコミュニティバスの導入の視野に立っての質問をしますけれども、じゃ、もう次のものを飛ばしますので、9番で質問したコミュニティバス導入を視野に入れての質問には実証結果を踏まえて検討するという、相変わらず同じ答弁ですけども、お手元に資料4枚つづりありますが、読谷村のコミュニティバスの運行状況について調べてます。沖縄県で初の採算性を考慮しない住民サービスとしたコミュニティバスであり、公共交通空白地帯における村民の交通手段を確保するという目的で運行されているということなんです。これについては公共交通空白地点は本村も同じ状況でありますし、また、周遊バス実証実験委員からも、村内の縦横断方向はともにバスが充実しておらず、公共施設や病院、商業施設へのアクセスが乏しい意見があります。それについて委員からもいろいろ意見を出されているので、やはりコミュニティバスの視野も入れていることなんで、実験結果と言わず、読谷がそういうふうに取り組んでいるという状況も、これインターネットに載ってます、調べれば。そういうことの回答です。あと、私、実施している自治体をちょっと調べているんですが、中城村護佐丸バスですね、2015年実施、東西を結ぶための実

施で1日5便を運行ですね。生徒の皆さんもいますけれども、通勤通学の特別便もあるよということですね。

あと、読谷村コミュニティバス「鳳バス」、これは2009年運行で、JAゆんたく市場を拠点に南、西、北ですか、3系統を実施しているということであります。

あと、沖縄市もありますが、那覇中心街の市内巡回線ですか、胡屋、コリンザ、ミュージックタウン、沖縄市役所、沖縄市の中心街の活性化を目的としている。

北谷は、コミュニティバスを2017年に実験して、2019年本格実施、拠点は北谷町観光情報センターを終点に、コースを北コース、南コースを拠点としていると。新聞にもありましたが、免許証の返納をしやすい環境もつくっているよということの紹介がありました。

東村についても、名護源河とか大宜味村の白浜地区の路線バスに乗り継ぐために、そういうコミュニティバスも走っているということで、観光客も利用されているということを知っています。

あと、南城市については、つい最近ありましたけれども、沖縄バスですか、Nバス、そしてデマンドバスなんじい、それも運行しているようで、地域発展のために寄与してますと。

沖縄県の路線バス対策に2020年、高校のバス無料化、半額補助対象にひとり親世帯から非課税世帯に拡充というようなことがあります。そういうことで、鉄軌道を持たない沖縄県民の足である公共交通機関であるバスの安定運行は自治体も含めて喫緊の課題であるということで、本村も11月25日からスタートした無償実験、もっと裾野を上げてコミュニティバスの早期実験に向けて実験してもらいたいということで、次の質問に移ります。

ライカム地区に計画されている保育所整備の進捗状況、そして子育て安心プランですか、こ

の待機児童ゼロの解消に向けて、20年までに達成できるかと尋ねてます。このライカム地区の整備については、9月定例議会でも比嘉義彦議員からも保育所整備について質問がありました。答弁では予定価格超えで入札も2回不落となった。法人のほうでは既に工事を着手に向けて準備しているとの答弁がありましたけれども、これから3カ月たってます。私、そっちへ出向いたらまだ更地の状態です。今度また2カ年にまたがって事業が執行できないということは、やっぱり計画性や公益上の問題が問われていて、本当に疑念を持つ次第であります。

再質問します。認可保育施設の整備のおくれた要因についての答弁については、11月に建築工事入札を行った旨の報告があり、業者選定をしたということのようです。入札日はいつだったのか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

社会福祉法人温和会の建築工事の入札でございますけれども、11月27日水曜日に行われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、そのときに入札の立ち会いはされたのかですね。そして、予定価格はそのままなのか。なかなか変えることができないんですが、まずお聞きします。

あと、入札は何回で落札したのかですね。あと、入札参加者は何業者で、前回の参加業者も入ってはいないのかですね。あと、村内業者も入札参加されているのかですね。現在着工しているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今の答弁は要らないんじゃないですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

この入札に関しては、行政が直接かかわるわけではないんですね。当該温和会さんがやるということです。ただ、職員の立ち会いは当然やります。ですから、今議員から御指摘のもろもろの御質問に関しては、資料を取り寄せないと掌握しておりませんので、それは後日資料として温和会さんと話をしながら、出せるものは出していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

そうですね。わかりました。もちろん民間がやるというのはわかるんですけども、わかる範囲で答えればいいんですけども、予定価格とか入札は何回目とかはその辺も2回不落ということを知っているんで、今回どうかなということでお伺いしています。

入札の立ち会いはやってるという答弁でよろしいですか。じゃ、この入札を11月27日、決まったということですけども、着工の見込みはまだですかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

着工は聞くと1月に入ってから、新年に入ってからやるということは聞いております。恐らく工事期間も1年ぐらいになるのかなという話を聞いております。

ただ、確かに何で2回もそういう延長、延長ということになるかということ、これは行政サイドの問題ではなくて、その当事者、事業者の問題で、どうしても1回目は土地の交渉が難しかったと。2回目は入札が不落で全然決まらないということで、この辺も県と調整して、次年度に持ち越していいかということを知りつつ行政的には進めております。ですから、今回は業者さんもしっかり決めて、年明け早々工事に入るということですから、しっかり我々としても指導していきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

丁寧にお答えですが、着工はいつかということぐらいは知っているんです。1月に着工するということですよね。それで、次年度にまた繰り越しになると思うんですけども、開所は大体いつごろになりそうなのかですね。また、ついでに施設名も決まるのかですね。定員は90名でいいのでしょうかね。年度途中からも開所できるのであれば、また途中からも募集があるのかですね、それをお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、こちらのほうで把握しております工事の終了が2021年2月という形で聞いておりますので、実質令和3年4月からのオープンという

ふうな形が通常見込まれている形かなというふうに考えております。保育施設の名称でございますけれども、現在は仮称でございますけれども、きらめき保育園というふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、また2021年4月の開所予定ということで認識します。

今回の温和会の保育施設が整備された場合、待機児童が解消できますかね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど冒頭の答弁でも回答させていただきましたけれども、現在、ニーズ調査を行いまして、また新たなニーズを把握した上で、来年4月からの事業計画を現在立てているところでございますので、その数値が固まり次第、その待機に向けた取り組みを引き続きやっていくというふうな計画でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、施設がふえても待機児童についてはわからないということですが、じゃ、このニーズ調査のほうは4月からですよ。4月からどういう方法で調査されるのかですね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査につきましては、未就学児に関しましては全世帯、全児童に対して郵送なりでお送りいたしまして、

郵送での回答をもってニーズ数を推計していく調査でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今回の第2期子ども・子育て事業計画の中で、保育施設の確保方策を検討するということもあります。この調査によっては、東地区ですかね、向こうのほうですね。保育施設、公共施設が余りないんで、保育施設をもしふやすとなると、保育施設、ニーズ調査も踏まえて、やっぱり配置バランスも考慮する必要があるんで、東地区にもこういうような考えがあるかどうかですね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

第1期も含めて、現時点第2期での考え方につきましては、事務局といたしましては、その地区を選んで保育施設を建てるというふうな保育施設の設置場所については、計画に載せるつもりはございませんので、あくまで村内は全域1つという考え方で計画を立てておりますので、現時点ではそういった東地区に限定した保育所を整備するというふうなことは検討しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

ニーズ調査でもいろいろ出てくると思うんですけども、当然東地区の方々については、やっぱりいろいろ出勤する場合に、向こうに保育所があったほうが大変便利であるので、そういうニーズも出てくると思うんですよ。それを再度お考えになるのかはまた後ほど考えていきたいと思います。

あと、施設はふえましたけれども、保育士不足が今叫ばれてますけれども、本村はそういう状況はないのか。それによって待機児童があるという可能性はないのかですね。

それと、あと1点、保育士の処遇問題も今、処遇と言うんですか、いろいろ問題があるんですけれども、本村としてもそういう援助と言うんですかね、施策というのがあるかどうかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育士不足につきましては、まだまだ厳しい状況がございますので、次年度の保育士の確保自体もまだしっかりできる状況として見込まれておりませんので、そういったものを含めて待機児童数を4月時点の解消に向けて村としても取り組んでいくところでございます。

あと、保育士の処遇につきましても、村独自の保育士の処遇改善の補助金等を出しておりますので、そういったものを引き続きやっていきながら、保育士の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

最後に、この処遇改善について村としてもチェック機能と言うんですか、そういうのはできてますかね。ちゃんと補助金反映されているかどうか、そういうのはあるかどうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

処遇改善につきましては、実績報告等において、実際に誰にどういう形で給与として支払わ

れているのかというものは実績報告で聴取しておりますので、問題ないかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

以上で私の質問を終わりますが、待機児童解消は子どもを育てる人にとっての念願であり、安心して働ける社会環境をつくることが急務となっています。待機児童解消を目指して、ぜひ第2期子育て事業計画の策定に向けて、保育ニーズの数、そして把握、保育施設の確保方策に期待します。

以上で終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

皆さん、おはようございます。

きょうはいつもと違って傍聴席にいっぱい来てますので、少々緊張しますけれども、いつものとおり質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、財政、体育館関連、ツルヒヨドリの3点について質問をいたします。

1点目は財政についてですが、自治体の財政は企業会計と違って理解しにくい部分がたくさんあります。これまでは予算決算において科目ごとの質問をしておりましたが、内容の分析は役場の担当者任せでした。しかし、去年、ことのように、財政が逼迫している状態が続くと、そういうわけにはいかなくなりました。10月に事務局から勧められた財政の研修を受講しましたら、事前相談はしてなかったんですが、他の議員5名も申し込んでおりました。同じような考えの議員がいたことを心強く思いました。議員が財政を理解できなければ一般住民に理解を求めるのはさらに難しいと思います。本日は財

政について初歩的な質問をしてみたいです。

それでは、質問に入ります。

1、30年度決算では経常収支比率が91.1%になり、監査委員のコメントにもありますように、危険ラインの85%を上回りました。経常収支比率の意味するところを説明してください。

2、村の財政は去年、ことしと逼迫状態にあります。このような状態に陥った最大の要因は何かお答えください。

3、村長の公約であるインフルエンザワクチンの無償化の制度が一昨年スタートしましたが、今年は廃止となりました。一旦スタートした制度の廃止は村長の独断でできるのか。

4、インフルエンザワクチンの無償化をやめ、ふえた予算額は幾らなのか。

5、財政の逼迫状態はいつまで続くのか、何年後に改善する見込みか。

6、アリーナ用敷地は、国庫補助金も投入し、土地開発公社を活用した上で公共用地として購入しました。公社に対し、年間190万円もの利息が発生しております。公社からの借り入れ残9億5,200万円の返済計画を問います。

7、5のような状況にもかかわらず、また、財政が逼迫する中、業者に駐車場として無償提供しているのは大問題であります。見解を伺います。

次に、村民体育館の問題について伺います。

村民体育館賃貸借契約書の不備を指摘して8カ月が過ぎました。10月に改定後の賃貸借契約書の公文書開示請求をしましたところ、公文書不存在による請求拒否決定通知書の回答が来ました。すなわちまだできてないということです。私は、3月18日の一般質問のさなか、村長から質問を遮られ、「契約書の中身について弁護士など専門家を交え再検討するので、問題の箇所を抜き書きにしてほしい」との依頼に基づき、3月27日付で問題箇所を抜き書きし、提出済みです。

そこで、本日の質問は、改定後の契約書の問題のある条項について質問する予定でしたが、まだできておりませんので、次の2点に絞って質問します。

1、北中城村に不利益を及ぼすおそれのある契約書ですけれども、その改定に長期間を要している理由はなぜか、その理由は何か。

次に、契約書の中にある守秘義務について質問いたします。

2、守秘義務の意味について説明してください。

3、契約書でいう守秘義務とは、誰が誰に対する守秘義務か。

4、契約による当事者は誰か、次のアからウについて理由もあわせて具体的に回答をお願いします。

ア、全ての課長は当事者ではないのか。

イ、村議会議員も当事者ではないのか。

ウ、税金を使用するのに納税者である村民は当事者ではないのか。

次に、体育館駐車場について質問いたします。

狭隘な駐車場ですが、村民が納得のいく、村民に不利益のない運用となっているか見解を伺います。

2、9月1日、小学生ドッジボール大会において、体育館利用者から駐車場についての苦情がありました。苦情を受けて、村議会議員5名は9月2日、教育長に抗議をいたしました。その経緯について詳しく説明してください。

3、教育長は抗議を受け、スポーツジム責任者と協議をしたと聞いています。協議の結果の合意内容を問います。

4、その後の駐車場運用については、村民ファーストの運用ができていますか。

5、協議の日以降、スポーツジムから体育館利用者に対する協力依頼があると言います。どういうことを意味するのか説明してください。スポーツジムから体育館利用者に対する協力依

頼とは、朝から体育館を利用する場合、臨時駐車場の奥のほうから駐車してくださいというような内容の協力依頼だそうです。

次に、6月議会で取り上げた特定外来生物ツルヒヨドリについて再度質問いたします。

村内のツルヒヨドリは台風で痛めつけられた後、10月、11月の好天気続きで勢いを増し、そして、11月中旬、一斉に花をつけました。今村内を走るときに、木々が白っぽい色で覆われています。この白っぽいものこそがツルヒヨドリの花です。花が一斉に咲いたことでツルヒヨドリの存在が目立ち、村内各地に蔓延していることがわかります。私は6月議会で早急な対策を訴えましたが、その後の、北中城村のツルヒヨドリ対策の進捗状況について質問いたします。

1、ツルヒヨドリ除去について、村内ではどのような体制をとって作業をしているのかを問います。

2、担当課長からの依頼で、私が把握している生息場所の一覧表を村長と担当課に提出いたしました。これまで道路や公共施設で除去作業をした箇所はどこか伺います。

3、一覧表の中には住宅敷地も入っております。その他私有地も含めて所有者に除去の指導をした箇所はどこか具体的にお願いします。

4、環境省の補助金について。一般質問の中で近々、追加募集がある旨の情報提供をいたしました。チラシも含めてですね。補助金要請をしたと思いますが、補助金の交付決定額は幾らになったのかどうか。

5、現在蔓延している花が年明けには種子をつけて綿毛となって飛び散ります。今後の除去方法、対策を問います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、財政です。財政というのは村の予算ですね。その中身の御質問がございました。経常収支比率を意味するところは何かということですが、これは後ほど企画財政担当課長のほうに詳細について財政、村の予算については説明をさせたいと思っております。

ただ、1つ言えることは、ここ二、三年、各市町村人件費、これは給料とか、そして扶助費、扶助費というのは福祉に関する予算です。これが非常に膨大になっています。なぜ膨大になったかということ、制度がころころ変わっていくことがあるものですから、その対応するのに非常に各市町村とも近年非常に苦労している状況がございます。

ですから、予算を立てるときに、新しい年度に向けて今の時期から予算を組むんですが、それを組むときに非常に逼迫すると言うんですか、何とかまとめないといけない、総予算を。ですから、予算をつくるときにはかなり締めてつくります。当然その1年後、この1年の予算はどうだったかといったときに、当然基準として幾らかは残すようにという指導もあるわけですから、そういう意味では行政の予算というのは大変複雑化して、年度、年度によってやっぱり違ってきます。特に最近は国の制度が非常に変わりがやすくなっているものですから、それに対応していかなければならないということで、なかなか見えない予算、この年度は国の制度が変わって、ここを集中的にやらなければいけないというような予算の各制度ですから、予算づくりをしていきます。

ですから、なかなか厳しいんですが、何とか本村の場合は平成31年、令和元年、今年度までは予算づくりに非常に苦労してきました。ただ、これからは村の財政状況も少し上向きに行くんじゃないかなと思っておりますので、その辺は後ほど担当の企画振興課長のほうに説明させたいと思います。

ただ、3点目の村長の公約であるインフルエンザのワクチンの無償化の制度が廃止になったということですが、このちょっと説明不足だったかもしれません。令和元年、平成31年度の予算づくりに、非常にこの予算をつくるのに苦労したものですから、まず各課それぞれとりあえず削れるもの、少し何とか緊急性がないものについては予算を考えようということで、当然公約ですから、65歳以上のインフルエンザワクチンもその中でやっていこうと思ってたんですが、廃止じゃなくて、今年度はとりあえず1,000円負担してもらおうと。財政状況好転したら、当然それはまた復活をしていきたいということで、かなり苦労してことしの予算をつくったわけですね。そういう意味では廃止ということではないんですが、とりあえずことし1年我慢していただくということで、お願いをしてきたところであります。そういうことを御理解いただきたいなと思っているところであります。

あと、詳細については、とりあえず担当課長のほうに説明をさせて、あとまた御質問を受けていきたいと思います。

2点目の村民体育館の賃貸借契約書です。これは前回も議員からのあったんですが、議員は不備とおっしゃっているんです。不備という認識は私は持ってません。ただ、用語に関してなかなか理解ができないということがあったものですから、じゃ、その辺を確認しましょうということでやってきました。おくられているというのは、こちらで賃貸借契約ですから、相手方がありますんで、相手方にその案を示して、相手方も検討してもらいたいということですが、ただ若干おくられているということですから、その辺は今後ルネサンスさんとしっかり協議をしてやっていきたいなと思っております。

御質問に不利益を及ぼすおそれのある契約書ということがあったんですが、これは1つ不利益というのは何を示しているのかちょっと私も

わからないんですが、基本的には賃貸借契約ですから、当然専門家も交えてつくっているわけです。ただ、なかなかその辺がわからない、理解ができないということであるならば、もう少しわかりやすくということで、これまで詰めてきたということになっております。

守秘義務については後でやるとして、4番目の契約の当事者は誰かという、ちょっと私、質問内容がよくわからないんですよ。アイウと、各課長当事者かとか、村議会は当事者かとか、村民は当事者かということですが、これはどういうことなのか。少し後でもう一度再度教えていただきたいなと思っております。

もう1点、続いて村民体育館の、これは何かドッジボール大会で抗議があったということで、お話は聞いております。それについては後ほど教育委員会に答弁をさせたいと思っています。

1点目の駐車場、村民が納得のいく運用となっているのかということですが、駐車場については共用駐車場、70台限られた用地なんで、ぜひ効率よく使っていただきたいなということがあります。今後とも利用者の理解を求めていきたいと思っています。ただ、確かにそれで全てが賄えるということではないものですから、駐車場問題については、当然今後もうどういう形でやっていけるのかということを広げていきたいという思いは持ってますんで、その辺は少し時間はかかりますが、ぜひしっかり検討していきたいなというふうに思っております。

あと、ツルヒヨドリです。これは前回もあったんですが、はい、確かに多くなっております。これはもう时期的なものもあるんでしょうけれども、私も見てきましたけれども、ただ、これは村で全て撤去するというのはなかなか厳しいのかなと思っております。当然公共施設についてはやらなければならないですし、やるんですが、これは村役場だけというよりも、やっぱり地域住民の皆さんにも御協力いただきながら、

全体的にどういう取り組みができるのかを少し考えたほうがいいのかなというふうに今思っております。

4点目の環境省の補助金ということで前回あったんですが、調べてみたら単独の自治体で補助金というのはなかなか厳しいという回答があったようで、この詳細についても担当課長のほうに経緯について答弁をさせたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

じゃ、私のほうから財政の1、2、5、6、7について回答いたします。

1番目の経常収支比率の意味ですね。沖縄県が発行している市町村概要によりますと、経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測定する比率とされています。

具体的には、人件費や扶助費、公債費など毎年必ず支払う経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とした毎年収入のある経常一般財源がどの程度充てられたかを見る指標で、比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造の弾力性が高いことを示しております。

平成30年度決算においては、経常収支比率が91.1%になった主な理由は、平成30年度に普通交付税の返還があったことにより、毎年の収入である普通交付税が対前年度で約2億円減額となったためでございます。これは平成30年度のみの影響と考えております。

次に、2番と5番は一緒に回答させていただきます。

平成30年度決算の財政指標を見ますと、自治体の財政力をあらわす指標である財政力指数は0.64となり、県内41市町村中6番目に高い数値となりました。

また、財政健全化法に基づく4指標は、1、

実質赤字比率、2、連結実質赤字比率には赤字がないため該当がありません。3の実質公債費比率は5.6%で、基準の25%を下回っております。4、将来負担比率は64.5%で、基準の350%を下回っております。いずれも健全化の基準を大きく下回り健全な状態となっております。

一方、当初予算編成作業では、予算割れ、これは歳入が不足してしまうということですね。これを防ぐために歳入を低目に見積もっております。また、決算統計においては、決算剰余金を標準財政規模、本村では約40億円ですけれども、の3%から5%残すように求められております。よって、本村では約1.2億から約2億円の剰余金が出るように予算組みをする必要がございます。そのため、歳出に対しては厳しい予算査定を行わざるを得ない状況でございます。

6番目、村立体育館等の用地費約5億2,700万円は、令和7年度までに基金積み立てを行う計画です。アリーナ用地費約4億2,500万円は、用地購入に至っておらず、北中城支社の通帳で現金を保管している状況のため、利子軽減のため金融機関へ償還することを検討いたします。

7番目は、駐車場を何で業者に無料で貸しているのかということですね。御指摘のアリーナ用敷地は、国庫補助金を財源とした取得用地のため、補助金適化法の関係上、有償で民間企業へ貸し出すことができません。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

引き続き比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番の財政の中の3番と4番、インフルエンザに関する件についてお答えいたします。

3番のいきさつについては、先ほど村長からもありましたとおり、ことし2月に行いました

31年度の予算編成時期に役所全体的な予算査定、このほうが厳しかったということもありまして、廃止ということではなくて、一時中断という措置をとらせていただいているところでございます。

4番の無償化をやめてふえた予算額、これは費用対効果のことをおっしゃっているのかと思いますが、例年約2,000人ぐらいの方が接種をしているという傾向から、その方々から1人1,000円の自己負担を徴収することとした場合、2,000人掛ける1,000円で200万円程度の歳出の抑制につながるのではないかというふうに予測しております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、2番の②、③についてお答えしたいと思います。

②の守秘義務の意味について説明してくださいということなんですけれども、これは一般的には、一定の職業や職務に従事する者や、従事していた者または契約の当事者に対して課せられる、職務上知った秘密を守るべきことや、個人情報を開示しないといった義務のことを守秘義務と言っております。

続きまして、3番、契約書でいう守秘義務とは、誰が誰に対する守秘義務かという御質問なんですけれども、これはちょうど契約書のほうの第21条という欄に記載させている文章なんですけれども、実際この契約書、「甲」、これは北中城村、「乙」は株式会社ルネサンスが結んだ契約書でございますけれども、その契約書の内容、これを第三者に安易に伝えないという義務が発生しますよというような意味合いのことを指しております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

今の質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、3番の村民体育館の駐車場についてなんです、質問の1番のほうは村長のほうで答弁しましたので、私のほうから2番、3番、4番、5番のほうの回答をしたいと思います。

2番のほうなんですけれども、9月1日に行われた県ドッジボール協会のドッジボール大会の際に、体育館の利用者から苦情があつて、翌日の9月2日ですか、村議の5名の方が教育委員会に見えた、その内容について詳しく説明してくださいということでお答えします。

9月1日に実施されました県ドッジボール協会主催の大会において、駐車場に数台のあきがある状況で、駐車誘導に当たったスポーツジムの職員の対応で、共用駐車場の入場規制とともれる発言があつたため、村民より苦情の連絡がありました。

3番目、その抗議を受けて、スポーツジムの責任者と協議の内容を聞かれております。4日、スポーツジム支配人と駐車場の利用方法について、確認と今後の対応のあり方を話し合いました。スポーツジム側より、駐車場の誘導を行った職員に駐車場の利用方法について、共用であるとの理解が十分でなく、交通誘導時の対応が誤解を与えるような内容となった可能性があるとの報告を受けました。

今後の満車時における対応として、路上駐車などを禁止するための誘導に当たっては、体育館が専用利用時にあつては体育館利用者とスポーツジム側それぞれで協力し、秩序ある利用が図られるよう今後も継続して検討していきます。

4番目、その後の駐車場運用について、村民ファーストの運用ができてきているかの質問です。抗議以降、大きな大会も実施されましたが、苦情等の連絡はありません。また、常に利用者フ

ファーストを心がけております。

⑤のほうですね。協議の日以降、スポーツジムから体育館の利用に対する協力ということで、奥のほうから駐車をしてくださいということがあった質問なんですけれども、確認をとりましたが、専用利用時とかにおいては多くの人がかかることが予想されることから、混雑を避けるためとか安全上の確認で、奥からの駐車をお願いしてみたいであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

それでは、比嘉盛一議員のツルヒヨドリに関しての御質問にお答えします。

まず1番目ですけれども、現在どのような除去体制をとっているかということでございますけれども、ツルヒヨドリの除去体制に関しましては、現在村としてはとっておりません。特に今環境課のほうで職員3名体制ですので、そのちょっと余裕がないということでございます。

2番目、公共施設に関しましては、担当課への情報提供と、除去に当たっての対応をお願いしたところでございます。

それから、3番目の私有地の所有者に除去の指導をしたところはどこかということですが、私有地のツルヒヨドリの除去指導は今のところ行っておりません。

4番目については、先ほど村長からもありましたけれども、前回の6月の議会でもお話ししたかと思えますけれども、ただ除去するから補助金くれよということで申し込んでも補助金はいくらでももらえませんかということで説明したかと思うんですけれども、詳しく調べてみたところ、補助金に関しては単独自治体の補助というか、交付金になるんですけれども、はできませんという回答をいただきました。地域と、あとは地域の団体で構成する協議会をつくる、もしくは2

つ以上の地方公共団体でやるのが交付の基準になっているようでございます。

それから、5番目の現在確かに私も確認をしましたけれども、あちこちで白い花が咲いている状況です。前回、広報でも通知するというところで、9月号のほうに一応載せました。村としては現状としては引き続き広報等で除去についての協力を住民にお願いするという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、これから再質問しますけれども、村長からもいろいろあったんですけれども、順序立てていきたいと思えます。

まず、経常収支比率91.1%になった主な要因ですね。これは29年度に2億円の地方交付税のもらい過ぎ分を30年度に返還したと。これが要因ということでしたけれども、29年度中にわかっていることであるし、本来は事前に対策しておくべきではないのかと。それを全部使っちゃって、無計画な資金運用をして、いや、ありませんと言っているような感じがするんですよ。あえて質問いたしますと、イオンモールの固定資産税が28年度入ってきたときに、税収が大幅増となった時点で、交付税の反動75%減になりましたよね。これはわかってましたか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

わかっておりましたけれども、ちょうどこの時期、国保の赤字を埋めないといけない時期と重なっておりまして、やむを得ずそこへ入れたということです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

一昨年この理由は国保でしたからわからないことはないです。

じゃ、今度、次は、徳洲会病院からの税収に対する交付税の減額があるはずですけども、それはどうなってますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと年度は把握してませんけれども、もう少し先になります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

また先になるわけですか。経常収支比率91%の要因は、この答弁書では交付税だけでも、しかし、村長はさっき扶助費が上がっているということをおっしゃってましたけれども、この経常収支比率が上がった理由は交付税だけじゃないですよ。さっき村長がおっしゃった扶助費も入ります。27年、28年、29年、30年度見たら、79.9%から81.2、85.1、91.1と徐々にちょっと上がってきているんですよ。だから交付税だけではないと。支出面での別の要因はもっとないですか、扶助費以外に。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ざっくりと申しますと、27年、28年、29年の3カ年は国保の赤字負担を抱えておりました。それと28年、29年で中学校の建設費などを抱えておりました。それと30年度については、先ほどのイオンモールの返還があったというようなことです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

せっかく通告を出しているんだから、答弁書にもこれを書いてもらえればすぐわかりよった

んですけどね。風邪引いてどうもすみません。

私の質問の中に財政は逼迫状態だということを書いてありますけれども、答弁には財政力指数や健全化比率を出して、村の財政は健全だということをおっしゃってます。財政力指数は県内でこのように高いかもしれませんけれども、経常収支比率はこの前、1週間前に新聞に載っていましたが、離島を除く県内町村で3番目に悪いですね。離島を除く県内町村で3番目に悪い。だから財政力指数と経常収支比率は支出と収入の割合だから、通常同じように推移していくそうなんです。これがよくなれば、これもよくなる。これが悪くなれば、これも悪くなるということで、その違いはどこにありますか。把握してますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

なぜこういう質問をしているかということ、10月10日付の新聞に財政逼迫する宜野湾市の記事がありましたよね。当然中身を知らない。僕、これを言うと、また村長が君は中身も知らんくせにこんなことを言うかと言われるかもしれないんだけど、ただ、健全ですよということで、こういう比率が出ているから、私はその比率だけを宜野湾市と比べてみました。

宜野湾市は、日本能率協会総合研究所に委託して調べてもらったらしいんですけども、来年度は基金を取り崩しても十数億円の収入が出るということが新聞にありました。それから、2028年度は48億円の赤字になると。だから市長は既存事業の見直し、緊急性のない新規事業は実施しないというようなコメントを出しており

ました。じゃ、自分たちが宜野湾市と同じようなことになってしまわないかという心配が1個人として、1住民としてあるわけですよ。それで、私は比較したんですけれども、ちょっと小さいかもしれません。これは新聞を見て比較してあります。新聞と29年度は決算カードを見えます。比較したら、経常収支比率、30年を比較します。うちは91.1、宜野湾は86.6、財政力指数、うちは0.64、宜野湾は0.67、実質公債費比率、本村5.6、宜野湾7.8、将来負担比率は向こうがありませんので、29年度で64.5、宜野湾は61.8、わずかながら少しはこっちとんとんですよ。

じゃ、次、財政調整基金を見てみました。これも新聞に載っておりましたけれども、29年度が載ってました。これは本村4億、宜野湾市21億、これは予算規模から見ますと、本村は4.5%、宜野湾市4.9%、そんなに変わらないと。じゃ、地方税と債務負担行為足したものはどうなるかという、本村は118億、予算規模の132%あります。そして、宜野湾は455億、106%です。もう断然こっちのほうが悪いんですよ。だからこちらが悪いので、心配しているのは財政力は向こうもいいわけですよ。財政力指数はね。健全化比率も向こうは大体同じようなもの、赤字は当然ありません。そうだけれども、向こうはこういうのが出ています。

だから、中身がいろいろあるだろうけれども、それで、平成30年度が出てますけれども、令和元年度は体育館が4,600万ふえますよね。これは把握していると思うんですけれども、庁舎についても3,000万、予算書にありますから3,000万ふえます。それから中学校の4,900万ぐらいありますね。それから、2年度には体育館が7,400万、庁舎4,100万、中学校4,900万、そのほかにきのうの本会議であったように、8,000万の人件費がふえてきます。そういうことがありますので、こういう状態、予算を組めない状

態、いつまで続きますかと。これも通告書に書いてありますけれども、それを答えていただけますか。さっきからことしみたいな言い方をしているんですけれども、この予算逼迫の状態、いつまで続きますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

他市町村と比べる、簡単に比べられないと思いますよ。

財政規模違うし、人口規模違うし、事業内容も違って来るわけですから、これは私はなかなかやらんほうがいいと思ってます。なかなか全市町村厳しいと。国保の赤字もみんな抱えています。うちは大きいです。特に市なんかはもう10億以上とかあるんですね。なかなか見えないところが出てきます。うちは今国保の赤字がだんだん減ってきています。とんとんになるんじゃないかなというぐらいですから。

やっぱり先ほど企画振興課長が言ったように、財政力としては県内6番目なんですね。町村ではかなり高いほうです。ですから、財政逼迫、確かにみんな予算づくりには厳しいんですよ、どの市町村も。とにかく当初予算縛らなければいかんから。ただ、財政逼迫だからといって職員の給料を削ったり、人を削ったりということは今はないですから、その辺はまだ大丈夫ですよ。

当然油断してはいけないんですが、公共工事もやらなければいけない。老朽化しているものはやらなければいけないんで、やる対策はしっかりこちらを考えながら、中長期的なビジョンをやりながらやっているつもりですんで、何か逼迫、逼迫と言ったら、確かに豊かではないはズですが、それなりにうちの村は今4指標も健全化なんで、いいですよということを、当然全市町村健全化ですよ、今。赤字団体ないから。ただ、予算の内容というのはそれぞれ各自治体

で違いますよと。簡単に宜野湾市と比べて北中城はという話にはならないし、沖縄市と比べてどうかという話にはならないし、だから、その単年度、単年度の財政、その予算をつくるのがみんな四苦八苦しているんですが、うちとしても当然それ一緒です。ただ、長期的に見たら、財政的には私はそんなに心配するほどではないんじゃないかなと今の段階ですね、当然節約しなければいけないんですが、職員の人件費まで減らしていくところまではまだ至ってないということは言えると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

マイクに近づいてください。真ん中で質問をお願いします。

○7番（比嘉盛一議員）

村長、こうおっしゃるだろうということは最初からもう予測はしてたんですけども、ただ、もう一度言うけれども、財政力指数は宜野湾は本村よりはいいですよ。これだけ一応確認しておきたいと思います。

それで、平成28年度から今年度までどのくらい予算が削られたかということのをちょっとわかる分だけ挙げてみたんです。まず、村民提案制度、これはつくるときに村長のコメントがあるんですけども、行革による予算の削減ばかりでなく、村民に夢や希望を与えることも必要だということのできたのに、今回削ってしまったんです、30万に。これは更新分だけ、継続分だけ。ということは、夢や希望を結局奪ったような感じになってしまっているわけです。それから、自主防災組織育成費、これは200万あったのが30万になりました。これも施政方針でも災害に強い環境整備ということのをうたっているのに、全国的にも災害対策しないといけないのに、こんなに減らしてます。それから、村史編纂も何度も言っているとおり、これもゼロになりました。それから、児童公園整備費、これ20%カッ

トしましたけれども、児童公園整備費というのは自治会の貴重な収入源になってます。活動費になってますから、これも影響相当しています。それから、自治会補助工事、これも500万が300万になりました。これもせっかく自治会が工事すると言っているのに、これも減らされてしまって、当たる確率が非常に悪くなるわけですね。それから、ちむあぐみ塾も、これはカットされたんですけども、補正予算で半分は組み直したと。それから、インフルエンザワクチンはさっきから出ているとおりですね。それから、南米三か国青年研修派遣事業、これも170万が廃止になりました。だから、村長がさっきおっしゃった、今は村長、逼迫だけれども、心配をしないよということですよ。もう一度お答え願えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

全部削られているんじゃないかということですが、そうではなくて、別の補助金を利用したり、あるいは今の活動のそれぞれの事業を見直しをして、ずっと継続して同じような予算をつける必要もないんじゃないのと。活動状況を見ると。だから、そういう精査をしながらやってきているわけです。だから、一律全部カットという話は当然行革のときはそうしましたけれども、やっぱりその事業の内容を見ながら、精査をしながらやっているわけですから、全てカットというわけではありません。当然それが復活したらつけていこうということをやるわけですね。

確かに厳しい財政状況の中で、予算をつくるときにはやっぱり精査するわけです、中身を。一律全部カットという話じゃないですから、この辺はあれも削った、これも削ったじゃなくて、中身をしっかり検証してもらいたいなと思っています。我々としても当然何も事業内容も

見ず一律カットという話をしませんから、その辺は全部廃止とか何ということじゃなくて、とりあえず財政が厳しいときには減額しようとか、その活動内容を見て、それはちょっと多いんじゃないかとか、そういう精査をしてきていますんで、これは一概に全てカットということには当たらないんじゃないかなと思っております。当然中にはちょっと厳しいんで、減額したということもあろうかと思うんですが、そういう中ではやっぱりやりくりをしていくということが極めて重要じゃないかなと思っております。

ですから、実はもう各市町村厳しいところは来年の予算がつかれないんじゃないかということも出てくるわけですよ。そういう意味ではまだうちはそういうことはないよと。当然厳しい中で何とかやりくりしていかなければいけないんですが、そこまで逼迫はしていませんよということだけを御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長もある程度逼迫しているというのはもう認めてますから、去年3月と6月に、その質問を、あのときは逼迫じゃなくて、緊縮財政と言ったんです。だけど、村長、このとき認めなかったんです。認めなかったら、また令和元年度もそうなんだと。また認めなかったら、また次もあるし、その次もあるし、いつまでこれが続くと、結構活性をなくしますよ、村の。これ停滞してしまっても困るしね。だから、予算はさっき言ったように、どんどんカットされますと、やはり活動できなくなりますから、ぜひこれも考えてほしいなと思います。

それから、インフルエンザワクチンは一時中断ということですが、来年は復活ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然この状況を見てその判断をしてきたいと思いますが、なるべく復活していききたいという方向性で検討していきたいと思っています。

ただ、先ほど来あるんですが、何でもかんでもカットしてしまって、村民のやる気をなくしているんじゃないかということですが、決してそういうことじゃないと思いますね、私は。いろいろ話をしていますよ。予算をつくるときお願いして、各団体とかですね。ですから、その辺は皆さんの自助努力をやっていただきたいか、やっぱりこの辺は精査をしながらやっていかないと、それぞれ年度、年度違うわけですから、この予算をつくるというのは大変難しい。そして、やっぱり先々を考えないといけません。幾ら余裕があるからといって、それに甘えてもいいけませんし、将来的にどうなるんだろうということも勘案をしながら、その年度、年度しっかり精査をしていかないといいませんので、決して活動を停滞させているわけではありませんので、その辺は村民の皆さんの誤解のないようにしていただきたいなと思っております。当然つけるところはつけていますし、その辺はもう少し内容を議員も精査していただきたいなと思っています。全てカットというイメージではないですよということだけ御理解いただきたいと。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ十分考えて、今もう予算編成始めていると思うんですけれども、ぜひよろしく願います。

それでは、インフルエンザの一時中止ですが、行政の対応としてこれでいいのかと。つくったんだけど、結局これ一応施策ですよ。だけど、ことはもうない。すぐそういうやり方でいいのかどうか。これは当然条例じゃないから議会で諮る必要はないですよ。村

長の一言でカットになったのかどうかわかりませんけれども、10月の初めにワクチン接種に行った高齢者が、行ってから面くらったと言っているんですよ。ただと思っているから。お年寄りはお金持たんですよね、余裕はね。だからお金持っていないからそのときできなかったということです。だから、そういうやり方でいいのかどうか。周知もしないでいきなり中止と、いきなり宣言です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これについては周知が足りなかったということについては、大変申しわけなかったなと思っております。ですから、なるべく早目に復活したいなという思いはありますんで、御迷惑かけたことにはおわびを申し上げたいなと思っております。ですから、なるべく補助をやりたいと、高齢者の皆さんにはそういう思いはありますんで、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

マイク近づけてください。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ村民のことを思うのであれば、やっぱり村民に迷惑かけないようにチラシを出して、チラシは出てますよ、9月25日付で。ああいうチラシじゃなくて、あれはインフルエンザワクチンの案内があつて、その中に自己負担が1,000円出るだけですよ。これじゃなくて、去年まではお金出たけれども、今度出ませんというような、このくらいの配慮が必要なんじゃないかなと。村民に寄り添うのであればね。ぜひ次回からよろしくお願いします。

それと、村長公約を一度計画実施したんですよ。ことしなくなった。来年また自分の任期だから、来年またやればいいのか。公約をこう

いう形でやっていいんでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

やっていいんでしょうかというよりも、とりえあえずできるものは公約で掲げてやります。ただ、財政的に厳しいのであれば、それはやっぱりちょっと見直すということも必要だろうと思います。村長の公約だから、財政厳しいけれども、ぜひこれはやれということも言えるんですが、それじゃどこかにまた負担が来るということですので、確かに村長、公約掲げてあったんですが、大変申しわけありませんと。この1年間は村の財政厳しいんでということ周知が足りなかったということはおわびをしなければいけないんですが、やっぱり幾ら公約でも、全てその公約どおり実現をすべきだというのは基本でしょうけれども、なかなか厳しい財政状況のときには、それは若干の見直しというのは必要じゃないかなと私は思っております。

だから、一番怖いのは、公約だから何でもかんでも村長がやりたいようにと。村長が言ったことは全部やれという話にはなかなか厳しいじゃないかなと思っておりますんで、当然これは村長として皆さんに謝らなければいけないことでありますけれども、やっぱりそういう見直しもあるのも必然じゃないかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長の謙虚な答えですから、これはそれで終わっておきます。私はもう公約は絶対守らないといけないものということを思ってます。

じゃ、次は、スポーツエリア土地購入資金にいきます。

答弁書によると、アリーナ用敷地4億2,500万円は返済を検討するという答弁ですが、返済

金はどうするのかということは、いつごろ返済したいんですかということを知りたい。そして、今調べてみたら、農協への預金は4億2,700万円です。返済する元金は4億2,500万です。だから、返済する場合は、これまでの利息と、この事務手数料が出るんですけれども、それを含めた金額は幾らになりますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今後金融機関へ返還することを検討するということで、現時点で今いつ返還するというふうに決めているわけではないので、その金額までは押さえてません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

検討するということは、いつごろ返したいという希望はあるんですよ、調整監。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

事業課と今後検討していくということです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

早目に返済してください。これは多分アリーナ敷地だけで金額から見ると、90万ぐらいは出ているんですよ、その敷地だけでね。トータルで190万出てます、利息はね。それで、体育館用地ですけれども、5億2,700万、基金積み立てで返済したいと言っているんですけれども、2年前の議会でも基金の積み立てで返済したいと言っているんですよ。今回も同じことを言っているんですけれども、積み立て計画はどうなっているんですか。年間約1億になりますけれども、可能ですか、調整監。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

予算のできる範囲内で積み立てていく考えです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

令和7年までには可能ですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

努力をしていきます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ頑張ってほしいと思います。今の状態であれば、もう全然ゆとりがないですから、約1億ぐらいになりますよね。8,000万から1億ぐらい積み立て。これだけやるのも大変ですから、ぜひ努力していただきたいと思うんです。

それから、土地の貸与についてですけれども、補助金を活用して、アリーナの敷地一部買いました。これ答弁書と今調整監がおっしゃっていたのは、補助金適化法と言ったんですか。これは適正化法ですか、適化法ですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

わかりました。適化法の略ですね。それで、それによると、有償貸与はできないと。じゃ、無償貸与はいいということで書かれているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

有償であれば、また税金を返すとかいろいろ問題が出てくると思いますが、無償については特に問題ないと思ってます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ちょっと税金を返すとか意味わからないんですけども、どういう意味ですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

有償で貸すということは、ある意味この目的でもらった補助金を別のことに使って収入を得るということですよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、サウスプラザ地区の土地、あれを今貸してますよね、イオンさんに。それから、体育館、フィットネスと、これも貸してますよね。これはどうしてるんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

サウスプラザと体育館のほうは、公社のほうで買っているんで、そちらでいいですよという了解とってます。アリーナのほうはあくまでも防衛省の補助金、目的がついた防衛省の補助金になってます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

わかりました。

じゃ、この土地の件なんですけれども、前にも話したんですけども、アリーナ用の土地と体育館の土地と全く別物ですよ。体育館つく

るときに、体育館の土地は一括で貸してあるから、これは共同利用としてもいいんですけども、アリーナ用の土地は全く別個ですよ。これを業者に貸すというのは非常に問題があると思うんです、私は。土日は駐車場いっぱいしますよ、アリーナも含めて。だから、それからすると、アリーナ用の土地は村民専用、もう貸さないということをやるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

もう何だろうが、業者に貸した体育館の利用者が不便をこうむっているということは非常に私は問題視しております。

では、次、契約書にいきます。答弁で、答弁というよりは、まず再契約書はまだできてないということだったんですけども、これがなかったの、別の質問ということになっています。それで、村民に多大な不利益を与えると言ったら、村長が、これ何のことかなとおっしゃっていたんですけども、今体育館の台風来て、嵐が吹いて、屋根が飛ばされたら誰が直しますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今の御質問について私のほうからお答えしま

す。

体育館という構造物自体は、相手方、株式会社ルネサンスを通しての首都圏リースさんが所有されている物件です。この根本的な構造にかかわる破損とか被災につきましては、相手方、つまり持ち主の方の権限というか、その人の責任で直す必要がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、今飛ばされたときに、あなた達直してくださいと。あなた達やるべきだから。じゃ契約書見ましょう。契約書見たら、北中城村が直すことになってますよね。これ問題になりませんか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは何を指しておっしゃっているのかちょっと把握できないんですけれども、これの確かにどちらが修正すべきかというような負担の区分一覧表というのがもともと契約書に添付されておりまして、これは契約書の文言を作成する前にとりあえず案としてつくられたものが間違えて、もともとの契約書に添付されてしまっていたので、これはもともと所有者、つまり貸し出し側のほうが責任を持つべきところが、逆に役場が、借り主側のほうが負担しないといけなような表になっておりました。それにつきましては、相手方もこの間違いを認めておりまして、これにつきましては、そういった場合にはもう貸し主側のほうで直すということで、ちゃんと確認はとっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長がさっき何がおかしいのかと、この契約書。おかしいところないよとおっしゃっていたんだけど、今課長が話しましたでしょう。そこがおかしいんですよ。あの時点で作った区分表を契約書に添付して、ちゃんと袋とじしているんです。だから、これが契約書ですよ。契約書の中には村が直すということになっているんです。だから村が直しなさい。じゃ、いざ裁判になった場合に勝てますか。勝てませんでしょう。あつちは自分達がやらない。これは村がやるべきだと。契約書は村とあるから。勝てないでしょう。それを言っているわけですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

不利益をこうむるとかいうのがあるものだから、そうじゃなくて、今ルネサンスと打ち合わせをしていますよと。だから、間違ったものが入っていました。これについては申しわけないですという話を今しているわけですよ。だから、精査しますよと。議員から指摘があったんで、議員が不明だよという部分については整理をしますよと、もう一度。だから、今投げているわけですよ。その辺はしっかりやっていますんで、今、ただ、むこうはおくれているということは聞いていますんで、早目にしてくれということ言ってます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長がさっき不備は自分は不備と思わないとおっしゃってましたよ。こっちが大きな不備なんです。もし、今口約束しているんだけど

も、担当者でも変わってしまったら、いざ直すときになって、じゃ契約しましょうと、そのときになって契約書見たら、ああ、これ村が直すことになってますよと。契約書優先しますよね。通常であれば持ち主が直さんといけないけれども、契約書にそう書いてある以上は、契約書を優先しますから、村民に大変な損害与えますよということなんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、案の段階でそれが流れてしまったという話ですよ。だから、案だから、当然こっちはわかっていますから、それ違うでしょうというやりとりをしているわけですよ。当然議員から指摘を受けたんで、じゃもう一度精査をしながら、向こうに確認しますよということを言っているわけです。だから、全くわからないわけじゃなくて、それをちゃんとわかっていて、たまたま案の中で、打ち合わせの中で、それが発覚したというだけの話ですんで、それはしっかり、幸いにも指摘されたんで、もう一度やりましょうということで今やっているという状況だけは理解いただきたいなと思っています。

そして、もう1点、先ほどの土地利用の件ですが、ちょっとわからなかったのは、あいている所有者のところは当然所有者がいますんで、使いません。その真ん中の道路と、ここはもう防衛から買っているんで、村としては混雑してはいかんから、契約結んでないけれども、どうぞ利用してくださいというだけの話なんです、これが先ほど僕がわからなかったのは、利用させるなという意味ですか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そうです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

誰にも。なぜ。

○7番（比嘉盛一議員）

ちょっと休憩ね。休憩でございますね。村民は……

○議長（名幸利積）

ちょっと待ってください。質問してください。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民は体育館駐車場が狭くて非常に困っているんですよ。だけど、今体育館敷地内の駐車場は、数えてはないんですけれども、もう8割以上全部会員がとめているんです。じゃ、いっぱいになったら、これは朝のいつときですよ。いっぱいになったら向こうに行くわけです。そうしたら村民体育館を利用する人たちは後から来ますから、相当不便になるわけです。だから、村民のために開放してください。例えば土日は使うとか、村民体育館を村民が使う場合は、会員にとめらすなど。これできないでしょう。会員がもう自由にとめるから。こっちがいっぱいになったら向こうに行きますから。これを言っているわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちょっと誤解与えてはいけないんですが、村民とおっしゃるんですが、会員の皆さんも村民たくさんいるんですよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民少ないですよ。

○村長（新垣邦男）

いやいや、そうじゃなくてたくさんいらっしゃいますよ。だって、村民は割引だから、皆さん、恐らく会員になってますよ。ですから、利

用させるなという意味がよくわからないのは、
混雑するとおっしゃっているんで、なるべく混
雑しないように、そのあいている部分はどうぞ
利用してくださいというだけの話ですが、そこ
も使わすなという話でしょう。じゃ、どうする
んですか、逆に。余計混乱するんじゃないです
か。だから、これがよく意味がわからないんで、
僕はさっき困ったんですが、使わすなというこ
とでしょう、これは村民にも。そういうことで
すか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民に使わせていいんですけれども、スポー
ツジムがくるのはもうきじくですよ、ここ。も
うきじく、利益ですよ。利益を生むための事業
ですよ。だから、こういうところに村民に迷
惑かけてまで、村民体育館の利用者に迷惑かけ
てまで貸すのかというのが1つです。

それから、さっき言った適化法により、何か
税金が出るのであれば、190万、この部分だけ
90万出るのであれば、90万は出しているんじ
ゃないですか。契約書に入れたほうがよくない
ですか。ついでにまた蒸し返しましたんで。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、最後の部分は、これをやってはいけ
ないということなんです。収入上
げてはいけないということです。だからだめ
ですよという話なんです。ただ、当然ジムを使
う皆さんは多いです。村民体育館を使うとき
には、今担当課のほうでもお願いしているのは、
当然事前調整してもらって、なるべくいっぱい
しますからと事前通知もしてます。イオンモ
ールも使えますよということも連絡しているま
いなんです。体育館利用者については事前に申
請があった場合は、そういう事情も話をして、

なるべく混乱しないようにということで対応し
ています。ですから、あいている土地はどうぞ
利用してくださいということに関して、させる
なということ自体が何か私は違和感を持つな
と思っていますんで、これはぜひ御理解いただ
きたいなと。

そして、もう1点は、ジムを利用している皆
さんも村民がたくさんいらっしゃいます。です
から、その辺はやっぱり限られたスペースで
すんで、今後どういう対応をしていくかという
のは我々も考えなければいけないんですが、限
られたスペースなんで、この駐車スペースをふ
やしていかなければいけないというあれはある
んですが、当初からもうこれはこのぐらいだ
ということですから、あとは運用の問題、その
使用方法の問題だろうと思っておりまして、
この辺は我々もしっかり考えていきたいなと思
っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今のはもう時間がないですから、終わって
おいて、先ほどの区分表は話の段階でつくっ
てあったものをつけてしまったと。こんな重
要なものをこうやること自体おかしいんすよ。
それで、1つだけ聞きたいんですが、村長は
契約書に印を押すとき、中身全部精査しまし
たか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

一応決裁で見てきます。でも、私も専門家
じゃありませんから、精査して、村長がそこ
まで詳しくチェックをして、これは間違ってい
る、これは当たっているという話にはならん
だろうと。当然検討委員会があって、専門の
先生方が入ってもらってやっているわけです
から、それを私が一々チェックをして、あれ
おかしい、これおかしいという、それほどの
力もありません

し、その辺はやっぱり専門の先生方に任すと。責任は当然村長が最終的にとらないといけないと、そういうことだろうと思ってますんで、チェックをしたかということと言われても、細かく正しい、正しくないというチェックはやっておりません。当然決裁はやりました。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

細かくどころか私は全然見てないと思ってます。前に質問した、途中までしかやってませんけれども、ほとんどわからなかったですよ。だから、ああいう問題になった契約書を村長もちゃんと見てくださいよ。普通スムーズにいつている契約だったらいんですけれども、あれスムーズにいつてないですから、つくるときからね。いいです。これは終わります。

あと、守秘義務について、課長の皆さんは長会出てますよね。じゃ、課長の皆さんは当事者じゃないのかと。守秘義務のある契約の当事者ですけども、課長の皆さんは契約の当事者にはならないのかということを聞きたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当事者という意味がわからないんですが、あくまでも契約は甲が村で、乙がルネサンスということで、甲は北中城村ですよ。村の代表は村長でしょう。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長だけじゃないですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

村民から信任を受けている私ですから、私が責任者にならないと、それは議会議員が責任者

になったり、職員が責任者になったりということはないだろうと思いますよ。じゃ、議会議員の皆さんも当然決定するまでは道義的責任はあるはずです。最終的にはこれは北中城村長が契約の当事者になるだろうと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言いたいのは、前に一般質問したときに、課長の皆さんに契約書配ってないんですよ、写し。何で一般質問に出てきているのに、課長の皆さん、当事者なのに、長会などもやっているし、だからみんなに配るべきだったんじゃないかというのが1つ。

それから、議員にも送ってましたよね。二元代表制は何ですか、二元代表制というのは。その2つをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、職員全員に配る必要性はあるのか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

課長に。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから課長に。じゃ、その契約書、いろいろな契約書があります、たくさん。それを全部みんな配るんですか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そういう意味じゃない。ごめん、休憩。そういう意味じゃないですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いやいや、それをはっきりしないと。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、この契約書を議会で取り上げているのに、課長の皆さんに見せないでやるのかということです。

○議長（名幸利積）

質疑と答弁でやってください。

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、だから担当課長とやっているじゃないですか。ほかの職員に配って、課長に配って、彼らが判断できるんですかと。事業内容もよくそこまでは理解してないんで。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

議会に参加してますよ。

○村長（新垣邦男）

参加しているけれども、それを……

○議長（名幸利積）

質疑と答弁をお願いします。

村長。

○村長（新垣邦男）

事業をここまで持ってきたのは担当課ですよ。なぜこれをほかの部署の課長にも全部配る必要があるのかということですよ。当然見せてくれと言うなら見せますよ。その辺はそういうことを言っているのか。じゃ、みんな担当課長、それ以外の課長も当事者じゃないかというお話なのかなと思うんですが、これは違うと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

時間なくて焦っているんですけども、一般質問で出した、結局そのやり方について質問し

ているんだから、担当課長みんなにコピー配ってやるのが当たり前じゃないか。各課長ないがしろしているようなものですよ。じゃ、もうこれは村長の考えはこれだということでわかりました。

次、二元代表制を説明してください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時13分 休憩

午後 0時14分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、議員は何で当事者じゃないのか説明してください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

じゃ反問です。当事者という理解はどういう意味ですか。

○7番（比嘉盛一議員）

見せる、公けにする、こっちにも。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時15分 休憩

午後 0時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

議員が請求したものを2カ月間見せなかったと。そういうことでは議員を無視しているんじゃないかと。だから、ある意味ではこういう重要な契約書だから、議員も二元代表制の代表だから見せるべきじゃないかということを言っているわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

じゃ、これは契約の当事者にはなり得ないじゃないですか。そうでしょう。契約とは関係ないわけですよ。

だから、これを理解してもらわないと契約の意味が全く根底から崩れてくる。村がやる事業については全て契約は村長です。その中にじゃ議員も入れろと、課長も入れろという話にはならんだろうと思いますよ。当然議員がおっしゃる、何で情報を我々くれないかということについては、それは理解できます。ただ、契約の当事者は誰かと言ったら、当然村の代表では村長だろうというふうに私は思っておりますんで、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この件はいいです。私は議員みんなに見せなさいということを言っているわけですがけれども、時間がないですから、次にいきます。

体育館の駐車場の件ですね。ドッジボール大会の件ですがけれども、あのときはあいているけれども、とめさせなかったんじゃなくて、とめている車を強制移動させられたんですよ。だから、全然理解してないので、教育長もちゃんと理解しないとイケないです。早く来て車とめたのに、どかしてくださいとどかされたんですよ。私はそこに行って、何名かの父兄と話もしましたのでね。だから、こういうことをやるなということで教育長にお願いして、相談してもらったら、今度向こうから何が来たかという、幼稚園に対して運動会があるから、幼稚園の人はみんな奥からとめてくださいと。あけていってくださいとこっちへ。何のためかわかりますか。あけている間に向こうの会員がとめられるからですよ。

だから、これはこういうことを考えて判断を

していただければと思います。これも時間がないから答弁いいです。

それから、次、ツルヒヨドリ。環境省から示達が出てます。沖縄県から指針が出てます。だけど、これやる気を全く感じられません。村長、それでよろしいんですか。ツルヒヨドリやる気はないけれども。ちゃんと聞いてくださいよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

すみません、答弁を考えていたので。ツルヒヨドリの話ですよ。やる気がないということですが、いや、非常にやる気ありますよ。私も心配しています。ただ、先ほど答弁したように、これは村の予算かけて全部やるというのは不可能ですよ。だから、この辺は地域住民の皆さんとも連携をしながら、協力いただきながらやっていきたいというふうに、全村的なものですので、それはなかなか村単独で予算をつけてやるというのは厳しいなと思っておりますんで、これはだから今後村民の皆さんにも御理解いただきながら御協力を仰ぎたいというように思ってます。

ただ、環境省の補助金の件についてやる気ないんじゃないか、これも。いや、やる気は当然ありますよ。担当課長からあったように、その1自治体じゃだめですよということなんですね。ですから、その何団体かで連携しながらやらなければいけないということもあって、なかなかハードルが調べてみたら高いということなんです。どうしたらできるかなと。全て補助金で賄うというわけにはいきませんから、当然補助金いただければいいんですが、それも厳しいと言わなければならない、これはもうほかにどういふのがあるか少し検討しながら、方向性としては村民の皆さんのお力添えをいただきたいということにしないと、なかなか根本的な対策にはならんのかなと思っているということです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

補助金のことが出てますけれども、課長に補助金はどこの補助金と私、言いましたか。第2次募集がやがてありますよという話までしましたけれども。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

環境省です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

環境省に確認したんですか。これの答弁書には県も確認したと書いてありますけれども。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

いえ、県に確認して、ツルヒヨドリの除去についてということで話をしたら、環境省のこういった補助金がありますよということで教えていただいたのが手元のほうにありまして、生物多様性保全推進事業補助金ということで交付金というのがあります。その中の幾つかの対象がありますけれども、まず1つ目に該当するものが特定外来生物防除対策という項目があります。外来生物法に基づく特定外来生物の対策ということで、この事業に関しては、先ほども申し上げたとおり、村単独ではなくて、地域住民とか、そういった協議会等を含めた、網羅した形で全体でやるような事業に対しての交付金、それから、単独でできるかということで、質問もあるんですけれども、質問事項の回答の中では、単独ではできませんと。最低でも2つの地方公共団体プラス、できれば今言ったように、地域の団体等も含めて申請してくださいということで資料をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長はやる気あると言っていましたけれども、課長はやる気ありますか。重要です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

やる気ありますかということで、人員とか、そういったいろいろもろもろの事情が対応できればやってもいいかなと思いますけれども、ただ、本村だけやっても、今言ったように、種子が飛んできますので、これ何十年たっても多分防除できないのかなと。大変時間がかかる問題だと思っておりますので、今後考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

一番悪いのが今の言い方ですよ。本村だけやってもだめだと。本村だけでもやればいいじゃないかと私は思います。本村やったらこの周辺に迷惑かけませんから、それをちょっと聞きたいんです。課長に聞きたいんですけれども、公共施設で生えているところありますか。道と川は除いて。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

担当職員から聞いているところは、渡口の多目的広場の横のほうですね。今モクマオウが生えているところは、あそこは村有地になってますので、そこにあるというのは聞いてます。あと、私本人も確認はしていましたけれども、役場の庁舎内にもありました。これは私のほうから一応総務課にも話しして、二度ほど除去して

もらいました。ただ、また生えているよということで、押し問答で、3回目ぐらいかな、取って、今はそのツル自体は見当たらない状況です。また今後生えてくる可能性もありますので、そのときはまたちょっと連携しながら対応したいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長、毎日登庁しますけれども、玄関のすぐ右側にありましたけれども、わかりましたかね。これがあるのが。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

除去したそうです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私は村民からお叱りを受けたんですよ。君が議会で取り上げている割には役場の玄関前にあるんじゃないかと。だから、先週、生活環境課の担当のほうに言ったんです。そこありますよと。そうしたら、この前見たらなくなりました。だから、村長もこれ切る気あるんだったら、一応見てくださいよ、ないかなと。村の玄関前にこれがあったら恥ずかしいですよ。それから、資源化ヤードにもありますからね。資源化ヤード、いっぱい花咲いてますから。資源化ヤード内。それから、これ福祉課長が担当かな、社協入り口の周りにもありますので、社協入り口にも花咲いてます。ぜひ取ってください。

以上で、私は終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

通告に従い、一般質問を行います。

まず第1に、村立体育館駐車場の運営についてです。

9月の定例会の全員協議会の中で村立体育館駐車場の運営について問題があり、所管する教育委員会へ数名の議員で抗議と是正を求めたと報告がありました。詳しい経緯と今後の対応を伺います。

続いて、下水道事業についてです。

本村では、平成30年度に公共下水道事業経営戦略策定業務を委託し、年度末の3月に成果品として報告が上がっています。これから公共下水道事業会計も水道事業会計と同じく公会計に移行する一環だと思いますが、あわせて今後の下水道事業の展開について伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

村立体育館だったんですが、大変、議員すみません、村民体育館ということでよろしく願いしたいと思います。

村民体育館の運営についてということでありましたが、先ほどの比嘉議員からもあったんですが、その経緯と今後の対応ということですので、詳細については教育委員会のほうに答弁させたいと思っております。

2点目の下水道事業についてであります。公会計に移行するという事で、今後の展開ということですが、これも上下水道課長のほうに詳細について答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えします。

1 番目の村立体育館の運営についてなんですが、詳しい経緯と今後の対応ということで、去った9月1日に開催されました県ドッジボール協会主催の大会において、駐車場に数台のあきがある状況で、駐車誘導に当たったスポーツジムの職員の対応で、共用駐車場への入場規制ととれる発言があったため、村民より苦情の連絡がありました。それもまた議員のほうにも連絡があったと聞いております。

翌日2日、5名の議員が状況説明と抗議を求め教育長へ面会に来ておりました。それを受け、教育委員会が4日、スポーツジム支配人と共用駐車場の駐車に対する認識の確認と、今後の駐車場利用方法について協議を実施しました。

協議の中では、誘導に当たった職員の説明に誤解を与えるような内容であった可能性があること、体育館前駐車場は共用駐車場であることは理解していることを確認しました。

今後の対応として、満車時における対応としては、路上駐車などを禁止するための誘導に当たっては、体育館が専用利用時にあっては体育館利用者とスポーツジム側でそれぞれ協力し、秩序ある利用が図られるよう今後も継続して検討を進めていきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

引き続き私のほうから、2点目の下水道事業についてお答えいたします。

本村の下水道事業の今後の展開といたしましては、令和2年度から地方公営企業法を適用する予定としておりまして、現在、条例等の改正、会計システムの整備など、移行準備を進めてい

るところでございます。条例につきましては、昨日承認をいただいたものでございます。これによって健全な経営を図り、持続的、安定的な事業運営を目指すものでございます。

また、公共下水道の未普及区域の早期解消を図るとともに、整備済み区域につきましては、接続率の向上を図りつつ、適正な維持管理に努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、村民体育館のほうから再質問させてもらいます。

答弁の中では、職員の誤解があった。もしかしたらこのスポーツ施設側に専用駐車場もあったということ、職員の誤解で生じた今回の問題なのか、その辺はどういう見解なのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

その当時、朝からかなり混雑していたようで、駐車場整備には当初はスポーツジムからの職員が対応に当たっていたそうです。駐車場が満車状態になって、後から来た村民へ奥のほうにとめてくださいということで指導があったようなんですけれども、翌日に協議した結果、支配人のほうからその整理に当たった職員の認識がちょっと欠けていたのかなということで、そういうお言葉を言っておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、これからはそういったことがないというふうに我々村民は思っ理解してもよろ

しいですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

支配人と教育委員会交えて協議しておりますので、今後は共用の駐車場であるということを認識するということで確認をとっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

以前から、できる前からですけども、駐車場、小さ過ぎる、少な過ぎるんじゃないかなというふうに私のほうも質問した経緯もあります。実際、こういった状況になっています。もちろん民間企業としてはお客さんが来るからには、とめて利用してもらいたいというのは当たり前のことだと思います。また、村民側としても、我々の施設をなぜ使えないのか、駐車できないのかという考え方も当たり前だと思います。前回の答弁では、お互い協力し合いながら、今回もですけども、やりたいというふうにやっているんですけども、この際、もう区切って、土地の賃料を取ってやったほうが、逆に区切った分、そこはもうしっかり体育館が使います、スポーツクラブが使いますというふうになると思うんですけども、そういった考えはないのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

この際、議員から御指摘の線を引いて駐車料取ったほうがいいんじゃないかということです

が、これは本当に妥当なのかどうなのか。例えば今本当に限られたスペースの中で毎日、毎日行つてとめられない、はじき返されるという話なのか、あるいは場所的にこの奥に行けば何とかとめられたとか、そういう状況なのかも踏まえて勘案しないといけないんですが、線を引いた場合は、じゃ、この体育館平日あいているところはほとんどもうあきつ放しという話になります。これは共同でやりましょうという話し合いの中ですから、有効活用にはならんのかなと思っています。

ただ、駐車料金を取れるかどうかというのは、これも法的問題で、これはちょっと確認をしたいなと思っているんですが、これだけの限られたスペースで、それを区切ったほうがいいのかどうなのかというと、なかなか判断はどっちがいいのかは難しいんじゃないかなと。要するにスポーツジムにも村民の皆さんがたくさんいらっしゃるわけですね。体育館も当然村外以外も使うわけですよ。だから、そういうときにはどういう、1つの案としていいのかもかもしれません。それが本当に妥当なのかどうなのかということは検証しなければならんかなと思っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

駐車場料金の件なんですけど、駐車場料金を取ることじゃなくて、もう駐車場の土地を貸して、専用をやってもら。さっき言ったように区切って、そういう考えもあるんじゃないかなというふうに思ってます。今の答弁だと、どういう方向性のほうがいいのか、そういったことを例えばスポーツジム側のほうにも聞いたことはあるのか。そういった協議はしたことがあるのか逆にお伺いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

質問にありましたように、区切ってやるというのが体育館の供用開始のときから共同で利用しようという話し合いの中でやってますので、その話し合いは現在のところ持ったことはありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

わかりました。私はできるだけせっかく村に来てもらって、もちろん法人税も払っていただいている。また、村民の雇用も少なからずある企業だと思うんですよ。その中でそういったがちがちになるよりは、しっかりやったほうが、線を引いてやったほうがいいのかなというふうな考えで今ちょっと質問をさせてもらいました。

過ぎたことはいいというふうにはなるかどうかかわからないんですけども、これからのことです。じゃ、この体育館を借りるときには土日が多くて、イベントがあつて、そのときが一番問題が起きてくるのかなというふうに思っています。このときの受け付けするときのその団体に対しての対応をもう駐車場は小さいから、どういうふうに対応しているのか、どういうふうに乗り合いしてくださいとか、そういったのもしっかりやっているのかというのを少しお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

体育館に利用に来られた場合、専用利用で借りて、大勢の人数が予想される場合、うちらとしても申請書の提出時と許可証発行時に、受け取りに来られた方もしくは代表の方に、その関係する職員は朝からいて、長らくいるものですから、なるべく奥のほうから駐車してくださいとか、あと、ここは住宅地域を控えているもの

ですから、路上駐車はしないようにと、あと体育館のほうにも入り口のほうに満車時にはイオンライカムのほうを利用してくださいということで、壁にも書いてありますけれども、許可証を発行時にもその旨は伝えております。団体用の場合は、駐車場の整理をする係も配置するようにということで、加えて文章につけてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今の話は、もちろん借りる側、利用する側の代表のほうに言っていると思いますけれども、毎週大きなイベントがあるというわけではないと思うんですよ。その入ったときに、じゃルネサンス側も何人の規模で、予約するときには何人来るよという形で多分予約すると思うんですけども、何人の規模で来るからという話とかは、こういった意思疎通ですか、そういったのはできているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

団体利用で参加者が多数見込まれる場合は、ルネサンス側のほうにも報告はその旨伝えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

じゃ、両方がわかりながら、これからはできないということで確認しました。

あと、答弁の中で駐車禁止などの誘導等もあるということなんですけれども、これはこういった形でこの路上駐車ですか、そういったのを抑制しているというのか、禁止させているのかお

聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

せんだって子ども会の大運動会とかありましたけれども、幼稚園の運動会とか大規模な御父兄が見えるということで、カラーコーンをライカムの徳洲会との交差点の十字路から1回目へ入る入り口のほうから、ルネサンス側から駐車場を回って、その通りに入るまでの間をカラーコーンを配置して、駐車をできないように規制してます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私もこれに参加してやっていることを確認していますけれども、盛一議員の答弁の中にもあったように、今はそんなにそういった住民からのクレームとかそういったのではないということだったと思うんですけれども、村関係の行事、イベント等はそういった形で職員など、いろんな村内の方々がそういうカラーコーンを置いたりとかやるんですけれども、今回問題になったというか、問題が起こったイベントというのは県のドッジボール大会ということで、村内から多くも来るというの中で多分起こってきていると思うんですよ。その場合、じゃ誰がコーンを立てたり、誘導を入れたりとかするのか、この辺はしっかり協議されているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

多数で利用される団体については、許可証の申請時もしくは許可証の配布時に、団体者の代

表もしくは受け取りに来た代理人の方に口頭になるんですけれども、徹底してくださいということは伝えております。

また、今回はちょっと準備できないんですけれども、新年度予算には要求して行って、カラーコーンを購入しまして、体育館のほうに常に常備しておきたいとは考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ですから、このコーンというのは主催者側がやらないといけないのか、じゃ、教育委員会の誰かが来てからやってあげるのか、どちらなんですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

これにつきましては、当然主催者側に依頼するというので確認します。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

わかりました。これからまた本当に今の状況からそういった形になってくると思うんですけれども、先ほど来問題というか、いろいろ議論になっている、また、そのアリーナ施設計画土地というのがあるんですよ。そこに我々村としてはまた別の建物をつくろうという考えでいます。その中でまたもちろん駐車場が狭くなる、少なくなるというのはもう目に見えているんですよ。その中で平成28年、29年、駐車場検討委員会という委員会の予算が計上されて、その29年、28年度の決算では支出されてないんですよ。ということは、この議論がなされてない。議会の中で検討委員会を設置して議論しましょうということなんですけれども、これから

じゃ1年後、2年後、また施設をつくるに当たり、どういうふうな方向で考えているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

以前、この駐車場検討委員会を委託業務として開催していたときには、まず、アリーナの建設工事もまだ案といたしますか、まだ現行状態、今現在みたいなちょっと計画の凍結までは至ってなかった状況で、実際こういった施設をつくった場合、やはり駐車場の問題が確かにもともと見えていた問題でもございますので、周辺におきまして、この駐車場として利用できる土地がないかというのを調査したのがこの業務の目的でございます。当時周辺の土地または今現在アワセ区画整理地内、今字ライカムの地内なんですけれども、一番周辺道路の周りに緑地というのが配置してございます。このあたりをその駐車場スペースとして使えないかとか、あと現在、まだ返還予定であります国道を挟んだライカム交差点の向かい側ですね、ロウアープラザ地区とか、あとは現在、イオンモールに賃貸してますもとのサウスプラザ地区、このあたりも駐車場の候補地として検討したという経緯がございます。

ただし、またこれについても利用台数が大体どのぐらいになるのかも含めて、まずは面積、そういったあと候補の土地をまず探すのに、前回の協議会を行いました。当時、ちょっと申しわけありません、今手元に資料がないものですから、候補地としては使えそうなスペースというのが大体4カ所ないしは5カ所ぐらいは候補地として当時は挙げられたとたしか記憶しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

村長からの答弁もあるように、建物つくったから、施設つくったから、それだけの収容できる駐車場スペースがあるのが本当は本来いいかなと思うんですけども、そういうのはもう県内どこ探しても多分ないと思うんですよ。私も同じ意見です。ですから、どういうふうにかういったところにお客さんを呼ぶか、また、どういった形でお客さんを誘導するかというのを多分自分は、だからこの検討委員会が主となってやってくれるんだなと思ったんですけども、予算関係見たらなかったんで、どうなっているかなということで今質問しました。しっかりいろいろ検討しているということはわかりましたので、これからもまたいろいろあると思うんですけれども、ぜひ駐車場のこの問題というのもまた1つ沖縄県内、車社会ということでありますので、ぜひ前向きに検討していってください。

あと、もう一つ気になるのが、近いけれども、やっぱり車で来てしまうという方も多分いると思うんですよ。それはなぜかといったら、やっぱり村内いろいろ関係づけて話しすれば、もう健康増進とか、その辺のほうの施策、一時期は正月にマラソン大会というのもありましたよね、村の中で。そういった小さいヨガとか、そういったのを結構やっていると思うんですけども、せっかくどこかな、浦添、宜野湾あたりも何かウオークラリーじゃなくて、何かいろいろやったりとかしてます。そういったのを含めながら、村民も歩くという意識づけというのもどこかでできないかなというふうに思ってます。せっかく大城とか荻道なんかには湧水群何とか、また歴史散策路とかせっかくつくっているんで、そのあたりを利用しながら教育委員会のほうで村民が歩くような、運動できるようなことをやっていけば、もちろん健康的にもなるし、健康保険の面でもそうでありますし、前から話ししている高齢者の免許証の返納とか、そういったのに

もつながってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この辺、教育委員会、また何かイベント、村民の健康になるため福祉課とも相談しながら、健康保険課ですか、その辺も相談しながらという考えはないかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

確かに上間議員がおっしゃるとおり、サングリーン道路の工事が始まる前、ライカムの道路拡張の工事が始まる前までは村の新春マラソン大会を実施して、毎年800から900名前後の参加者があったことは覚えています。ただ、今言うように、健康づくりの一環でのウォーキングとか、確かに前は産業課あたりでもワンデーマーチとかですか、歩け歩け大会も実施したことがありますけれども、健康づくりですんで、関係課、健康保険課、福祉課、企画課を交えて話し合いを今度持ってみたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ぜひいろいろな村民の健康づくりのために皆さんで力を出し合って、知恵を出し合って考えてやってください。

次の質問に移りたいと思います。

下水道会計ですね。下水道事業なんですけれども、下水道事業の目的として、下水道の整備を図り、公共衛生の向上と公共用水域の保全とある。北中城の現在の状況は、この目的に対してどの程度の達成なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、その目的というのは、その地域の環境改善、水域の環境改善というところが大きなところではございますけれども、実際数値的な評価として把握しておりますのは、整備率としてやっております、現在、全人口に対する利用可能人口率、これでいきますと61.5%、それに対して実際の接続済みの人口率、これが40.2%。一般的に接続率とか水洗化率という言い方をしているのがありますけれども、これは65.4%、これは整備したものに対してどれぐらいがつなげていただいているかという数値でございます。以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

これを踏まえて、我が村としてはまだまだなのか、これからももっと早くというのか、どんどん整備しないといけないのかというのは、この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

事業者としましては、なるべく早く未普及区域の解消に努めたいというところはございますけれども、何分膨大な費用がかかる整備になりますので、補助金、今交付金を活用させていただいて賄っていると。現在、交付金の配分額というのが、これはほかの市町村との取り合いもありますので、実際の配分額というののがかなり厳しい。実際要望にはなかなか満たないということがございまして、現在の進捗からいきますと、あと計画範囲で十五、六年ぐらいはどうし

てもかかるのかなという状況です。もしかしたら事情によってはこれからの工事費用の高騰であるとかも含めると、さらに延びる可能性がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私、課長からいただいたこの経営戦略なんですけれども、今の答弁も踏まえて、経営戦略と題している割には、もう少し何か薄いのかな、まだ北中城村の特徴とか捉えてないのかな、問題とか捉えてないのかなというふうに思っています、今ちょっと初めに質問をしていますけれども、まず、来年度から公会計に移ります。公会計、今水道会計やっていますけれども、この水道会計と違って、下水道事業というのは、補助金で雨水を処理していますよね。そういうサービスの部分と、また、家庭から出る汚水を使用料で賄うというので、これはまたしっかり使用料取って、お金を取って、その運営に回すという形になっていますけれども、その2つをこの公会計、今私からすると、水道会計でもちょっと難しい部分があるんですけれども、そういった違う種類の会計というか、そういったのが入ってきて、逆に隠れるんじゃないかな。この補助金とか、そういった形で隠れるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、この辺はどういうふうに考えているのか。私がただ心配だけなのか、しっかりできるのか、その辺をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、雨水が今浸水対策も下水道のほうで担当しておりますけれども、その分と公共下水道、汚水の排水ですね、それとは基本的には縁を切

る。つまり汚水処理は受益者負担ということで、使用者に料金をいただいて、それで運営していくというものになりますけれども、一方の雨水浸水対策は、これは行政としての取り組みの部分ということで、会計で言いますと利用者負担でやる汚水の分と、浸水対策、雨水対策については、こちらは一般会計のほうからの繰り出しをいただくということで、基本縁が切れるということになります。

あとは人件費のほうで、ちょっときれいな線引きというところは難しいところはありますけれども、行政部門に対応する職員と、今の企業の職員とはまたそこで縁が切れると。どちらかで何かわかりやすい線引きはして対応していくということになります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

いずれにしても、来年度から始まるということなんで、また逆に我々議員のほうにもしっかりとそういった説明、委員会ですでに思っていますけれども、そういった流れとか、そういった説明もしっかりやっていたいただければ、議論も委員会のほうでできるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、次に、全国的にはこの運用、下水道事業、汚水事業の部分だけで今話ししますけれども、全国的には老築とか、そういった議論がなされていて、本村では運用が本土よりか遅かった部分で、今資料では普及率が平成29年度で61.1%ですけれども、この数字というのはほかの近隣市町村も類似市町村と言うんですか、そのところも同じような状況なのか、その辺、おわかりかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

事業の比べるときによく類似団体という比較はあるんですけども、ただ、それは人口規模であるとか、そういったところによってきますので、それぞれの地域によってこのばらつきがあります。もう整備が進んでいるところもあれば、おくられているところもあるということで、一概に比較ができないという状況でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今の答弁と先ほども計画できる、やっているところをしっかりとできるまでにはあと14年か15年とか、そういった考えがあるということを理解しますけれども、資料では、この経営戦略のほうでは普及率70%、この普及率70%というのは、今計画、これから計画すると思うんですけども、この70%できるところと多分できなところというのもあると思うんです、この下水道を整備するときに。それはどちらなのか。村全体を考えての70%の普及率なのか、しっかりとできるところはやりましたということでの70%なのか、どちらを言っているのかお答えください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在、普及率70%というのを計画上、この経営戦略の中で近い将来、10年単位で計画するということで、その最初の10年ということで、平成40年度までの達成見込み、目標値として70%という数字を今設定をさせていただいております。これは1つには、現在の進捗ですね、整備

率、整備進捗等、接続率の伸びを考慮して、さらに一般的な年次目標と言うんですか、整備してから大体どれぐらいまでにはこれぐらいの数値目標というようなところも踏まえて、その両方の兼ね合いから70という数字を設定しております。頑張れば達成は可能ですし、逆に言うとこれを目標に頑張っていくという数字になるかと考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ぜひ結構不平等というわけではないんですけども、整備されているところはしっかりとできて、衛生的な環境でいられる地域もあれば、そうでない地域もあるということで、しっかりこれから整備計画をやっていただきたいと思います。

あと、次に、経費回収率というのがあります。平成28年度、56.5%、グラフ見ても相当低いんじゃないかなというふうに思ってますけれども、その残りの費用負担はもちろん一般財源から出ているということでもありますよね。その一般財源もまた下水道に払っている。住宅も払いながら、また一般財源からも出ているということでもありますけれども、この辺、どういうふうに改善するかというのをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、基本的に下水道事業、収益で賄っていくと。独立採算でやっていくというのが前提にあるんですけども、現在のところ、まだその整備途上であるというのと、それに付随して、整備率も今まだ途上段階であるというところで、逆に言うと今の経費を全て利用料金から賄おうとすると、それだけの下水道料金を高く設定しなければいけないということになります。それ

は今の接続させていただいている方に余計な負担をかけるということになりますので、ある一定の整備が整うまでは一般財源からの繰り出しをお願いしたいという前提にあります。将来的には、これがきちんと独立採算としてやっていける事業体制をとっていくと。そのためにはまず接続率の向上というものをまず頑張らなければいけないという状況でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

先ほどからもそうなんですけれども、接続率という話が出ています。この接続率を上げるには、やっぱりいろいろ村民にも協力してもらいながらやったりとかしています。工事の補助金というのかな、交付金というのか、それもあるんですけれども、よく委員会でもう少し上げたらどうなの。工事費用がもう補助金より大分上、距離を長くしないと、下水道の本管まで行けない。そのために工事が20万、30万、下手したら40万かかってしまうというところもあるという話で、なかなかこの接続に踏み切れない。じゃ、委員会の中でも少し補助金を上げたらどうかという議論もなされていると思うんですけれども、私もやった経験もあるんですけれども、なかなかできないという話なんですけれども、今、接続率を上げるという観点から、これは多分投資的な考えだと思うんですよ。つないだら、結局使用料金もらって、長期的にはお金はどんどん入ってくるんですよ。そういった投資的目的で補助金をあげるという考えはないのか。この場で、委員会でもいろいろ話ししているんだと思うんですけれども、本会議の中でもう少し村の考え方というのをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

補助金額ですね、上限額をもう少し上げてはどうかということは委員会の中でもたびたび出てくる話題ではございますけれども、実際、普及員さんが回っている中では、過去に一度上げた経緯があって、待てばそのうちまた上がるんじゃないかということで、逆に待つほうを期待される。とすると、最終的にはただになるまで待たされるという形もなりかねないということがございます。それよりは今の現状といたしましては、できるだけ同じ財源の中で、できるだけ多くの方に接続を促したいと。件数をふやしたいというところでは一定の額の範囲の中でより多くの件数に分配できるようにという設定が望ましいんじゃないかなというふうに考えております。

それと、その補助金、今国の交付金を活用してやらせていただいているんですけれども、これが本当にいつまで続けていけるかというところの疑問もあります。そういう意味では待てば得するというよりは、今のうちにやっていただくほうが、今ならまだ補助金が出るという考えで、ぜひそういうふうなとり方をしていただきたいということで、普及員さんのほうもそういうふうな話で今説得に当たっているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、実際にこういった普及する普及員さんの方が各家戸別訪問して回っていく中で、実際こういった話ししながらふえているのか。この補助金という枠はあると思うんですけれども、それを使い切ってしまうのか、もうびったしでやっているのか。それでもやっぱり余ってしまうのか。今の現状どういった形なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今年度の現時点の実績で言いますと、補助金最大値で件数で言いますと、約40件分の補助金の事業費用を見込んでます。現時点で今およそ30件の申し込みがあって、大体それに近いぐらいな件数が上がっているかなと。しかも去年はちょっと予算が思うようにつかなくて、新規の整備ができていません。そういう意味ではもともと整備済みの区域で新たに30件出てきたという状況はかなり普及が進んでいるのではないのかなというふうに考えられます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、この普及員さんなんかの努力もあって、どんどん接続率も上がっていった状況だというふうに認識しました。

それで、冒頭に少し話もしました北中城村特有の問題というのも多分あると思うんですよ。私がちょこちょこ村内見回っていると雨水路もない、もちろん下水整備もされてないところに家があるというところもあるんですけども、その状況というのは把握がされてますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

新築で住宅を建てられる、建物を建てるという場合は、開発行為の中でどういうふうなところに流末を持っていくのかという相談がうちのほうでも受けてります。例えば下水道が普及されてない区域の場合に、道路側溝などほかの排水構造物につなげたいというときには、建設課のほうにその接続ができるのかという相談に行っているということで、おおむねそういった新しい建築に対しては何らかの形で相談の確認はできるのかなと思います。実際、

下水道が整備されてないところにつきましては、建築のタイミングとどうしても時間差がありますので、そこは今すぐに対応が難しいということのお話はさせていただいたりということをしております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今建設課のところも相談しながらというふうになっていますけれども、水路、側溝ですか、側溝がなくて、雨水、下水管もないというところがありまして、じゃ、ここ今後この地主さんなんか家が作りたいときに、実際つくれないんですよね。その辺はちょっと答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

通常、こういった最終の排水路が近くにつなげられない土地に関しては、基本的にお家は建てられません。これは実際そういったところの開発行為とかを管理する中部土木事務所の建築指導班とかからの指導もあると思うんですけども、実際大前提として家が建てられるか建てられないかというのは、まずその土地に対して前に道路があるかどうかというのがまず大前提になります。あとはそこにもし家を建てた場合の最終的な排水場所に対して排水路がちゃんとつなげるかどうか、これも1つの条件に入りますので、逆にそういった状況を満たさない場合、これを満たすようにするためには、またそれに隣接する土地にパイプを通して、道路までつながないといけないとか、いろんなまたその

土地によって条件が出てくるかと思われますので、そういったところで家を建てたいとか計画がある場合には、うちのほうとしてもそういった相談には乗るようにしております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

本村でも外人住宅ですか、大分前に建てられた家というのは、やっぱりそういった設備とか側溝とかないところが多いと思うんですけれども、その中で私が見る限り、まだ外人住宅ではない。新しいお家だな。ましてや側溝よりか1メートルぐらい下がっているところに建築しているんだけれども、この水末はどこに流しているんだろうというふうな疑問もあるんですけれども、この辺特別な何か条件つきで建てられるよとか、そういったものもないということでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

近隣に排水場所が見つけられない場所等につきましては、恐らく県のほうに相談しても建築はできませんというような回答を受けられると思いますが、最終判断は県の判断によりますので、この点についてはそのおのおのの場所で問い合わせいただけたらと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今質問したのは関連ということなんですけれども、この経営戦略の中に住民と対話をしながら整備をしていくという言葉も入っているんで

すよ。この整備の仕方の中にですね、これから整備していく中で。そういった問題がある地域というのが結構北中城村にはあるということをおわかってもらって、これからどういうふうな住民形成、ここに住んでいる、相当難しくなってくると思うんです。昔、民間の業者がぼんぼん建てて、線も引かないでどんどんやったという、我々北中城村特別なというか、そういう部分があるんですけども、そういったところをどういうふうに住民と話し合いながら開発していくのか。本当にこういった側溝もなければ、水末がつなげられないところは、これから家も建てられない地域になってくるんですよ、今からは。そういった部分でどういうふうな開発したいのかというのをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

私、下水道の立場でお答えさせていただきますと、そもそも下水道整備、道路があって、そこに埋設して、それにつなげていくというのが基本になってまいります。住民との対話、地域との連携といったところでは今後本当にその地域として、全体としての要望があるのか、どれぐらい強いのか。例えば今接続率がなかなか伸び悩んでいるという背景の中には、欲しいという方と、自分は困ってないからそれほど焦ってはないという方、どちらもいらっしゃると思います。そういった意味では本当に地域として取り組んでいただけるようなところ、そういったところが優先的な整備の方向づけが出てくるんじゃないかなと。そういったところで地域住民、地域単位の取り組みも含めて今後の整備の方向性を見ていきたいというふうな考えでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

先ほどからも言っているように、ぜひ我々北中城村特有な問題点、多いと思いますので、その辺もしっかり踏まえながら下水道整備、また会計のほうもやっていってもらいたいと思います。

最後に、今までは下水道、污水处理の部分をやってますけれども、雨水処理、雨水ということで、今建設途中の貯水池ありますけれども、その進捗状況はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在、島袋地区の浸水対策につきましては、3号調整池、JAの向かい側になりますけれども、今年度工事を進めておりまして、1期工事、どちらかというとその前半、およそ半分というような捉え方が今年度、引き続き2期工事、これは恐らく年度明けての工事着手になるかなと思いますけれども、が来年度。来年度で3号調整池の整備は完了したいというふうに考えております。そうしますと、今の状況よりかなり軽減が期待できるのではないかなと思いますけれども、その3号調整池の整備、それとあわせて5号調整池です。今仮設の貯留施設ありますけれども、あそこの本格的な整備に向けて用地交渉、今物件補償もごございますので、その交渉を進めていきたいというのが来年。それが済みますと、再来年以降で5号調整池の本格的な整備に着手していくという状況になってまいります。当面はその3号と5号の整備をそういう形で進めていきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今話にあった3号調整池なんですけれども、

この工事の前に立てられている看板によると、課長の話だと1期、2期、2つあるということだったんですけれども、この工事やっている前の看板によると、11月29日までというふうになっているんですよ。ということは、今やっているんで、2期工事が始まったということですか、それともおこなっているということなんですか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

申しわけございません。当初の工期が11月29日工期でやっておりまして、その工事自体が工事作業の中で磁気探査とかをやっておりますけれども、ことし梅雨時期、夏ごろに雨の日が多かったというものと、その磁気探査でかなり不法投棄があつて、それで細かくチェックをしていて、それにかなり時間を要しているということで、工期延期を1月末まで今延期をしております。その工事につきましては、一度延期した1月末に向けて今整備をしておりますけれども、それについては順調に進んでいるという状況です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私も近くに住んでいるんですけれども、早くできないかというか、地域の住民にも説明するときでも、しっかり村はやっている。そういった工事をやりながら治水対策やっているよ。これができればある程度安心していけるんじゃないかなというふうに説明しています。それでちょっとおこなっているような雰囲気があつて、今質問しているんですけれども、ぜひ最近ですけれども、上がりました。その辺も踏まえて早目に、できればおくれるということなく、早目に早く完成したよ、早くできたよというふうに地

域住民に知らせるぐらい、業者の方には大変急がしててやると申しわけないんですけども、それぐらい村は頑張っているよという形を見せながらやっていただきたいなというふうに思っています。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

大変お疲れさまであります。

それでは、観光産業の推進について一般質問をしてまいります。よろしくお願いいたします。

観光は、風景、自然条件や歴史・文化、風土など地域固有の資源を生かすためには、積極的な観光PRによる誘客活動が必要である。観光交流産業が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを理解して、地域のよさを見直すことは、次世代を担う子どもたちにとっても、住んでいる地域への愛着と誇りを持つことにつながることを期待されている。地域や環境を守り育て、地域の観光交流人口に関する取り組みに積極的に参画しながら、北中城村の魅力を積極的に発信をして、村を挙げて観光客を歓迎して迎え入れることが大切である。観光協会設立のために御尽力をいただいた初代会長、初代事務局長、スタッフの皆さんには改めて心から感謝を申し上げたい。

住民の生活は永久であります。地域社会の発展は無限であります。これを実現するために一つの方策として観光産業の視点から７項目についての質問をさせていただきます。

１、観光事業の取り組みについて。

①観光協会、商工会の連携について。

地域外から訪れる、その地域で消費する観光客をマーケットとする観光産業は移輸出産業の特性を持つ。観光産業は宿泊、飲食、お土産物、

交通などにさまざまな消費を行うため、サービス業だけでなく、農林水産業から製造業など広範囲な産業に波及効果を及ぼす。観光産業の振興は地域のさまざまな産業との連携により、バランスのよい地場産業の発展につながる。観光協会、商工会の観光関係団体は連携を促進する中心的な役割を担う必要がある。着地型観光推進役として両団体の果たす役割は大きいものがある。連携の重要性について伺います。

②景勝地や温泉、娯楽施設、宿泊施設といった有力な観光資源を持たない地域への誘客は容易ではない。従来ガイド付きの団体旅行が中心であり、観光客を送り出す側に立地する業者がツアー商品の開発や集客を主導しているため、情報発信力や知名度、収容力にすぐれた有名観光地が有利である。

しかし、近年、旅行目的や関心の多様化に伴い個人旅行者がふえている。観光協会のホームページによる情報発信や現地観光案内所などの情報提供が必要と考えますが、取り組みについて伺います。

２、観光協会独自財源の確保であります。

観光地域づくりの中核的な推進組織として、安定した独自財源を確保していく必要があります。村の補助金、負担金、会費に依存し、厳しい財政状況の中で運営予算も限定されるという状況であると推察をいたします。着地型旅行商品の開発、販売、観光施設や物産施設の管理運営で、組織自体の収益源として安定した独自財源を確保していく必要があります。自立自走の取り組みについて伺います。

３番、観光協会広域連携について。

個人やフリーの観光客がふえ、行動範囲が広域化してきている中で、自治体の区域に縛られた取り組みでは限界がある。人口減少社会において、高齢化や人口低密度化等により行政コストが増大する一方で、資源の限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的から効果

的に提供するためにも、各市町村の資源を有効に活用する視点からも、地方公共団体間の連携による柔軟かつ積極的に進めていく必要があると考えます。

各観光協会の取り組みにおいて広域連携が強く意識されている。実際に周辺地域との連携した事業があります。観光振興にかかわる広域施策で財貨の獲得に効果を上げなければならない。中部地域全般を視野に入れた取り組みについて伺います。

4、観光協会の事業規模について伺います。

①平成29年から平成30年、年別の補助金について。

②職員数。

③休日。

④観光協会の会員数。正会員、法人、個人。賛助会員、法人、個人。

⑤北中城村観光ポータルサイト「きたぽ」の経営主体と出資主体について伺います。

5、北中城村の延べ観光入り込み客数について伺います。

①平成28年から平成30年までの年別の推移について伺います。

延べ観光入り込み客数、延べ日帰り客数、宿泊客数、外国人延べ観光入り込み客数、外国人宿泊客数、旅行者消費額。

月別延べ観光入り込み客数。

主な観光施設等の延べ観光入り込み客数。中城城跡、中村家住宅、しおさいまつり等。

6、産業連携による経済環境の循環の促進について。

本村の観光は、滞在時間が短いため消費額も期待できない。観光の入り込み客数が増加しても地域経済の活性化に結びつきにくい問題があります。この改善をどうするか。村内の周遊、滞在を促すとともに、消費したくなる商品を発掘・開発して、本村の観光周遊、散策ルートの作成などの際に、地場産の食材の提供できる店

舗等の設置で村内調達率を向上させなければならないと考えます。取り組みについて伺います。

7、観光のまちづくりの結実について伺います。

観光まちづくりを結実していくためには、観光産業とまちづくりの両者のマインドを持つ多様な人材が必要である。観光協会は、そうしたリーダーの存在が不可欠である。その人材、事務局長を含め、その確保が重要な課題と考えます。当局の判断を伺います。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光産業の推進についてということで、非常に御質問の文も長いんですが、簡潔に答弁をしていきたいなと思っております。

それぞれ課題があるようですが、観光産業振興について1点、2点目はそれぞれ担当課長のほうに、2点目の観光協会独自財源の確保、そして、4点目の観光協会の事業規模等については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思ってます。

6点目、産業連携による経済環境の循環の促進ということですが、地場産の食材の提供できる店舗、さらには店舗の設置、さらには村内調達率の向上ということですが、確かにおっしゃるとおりではあるんですが、今現状としてはなかなか厳しいなという認識をしております。村内の中小零細が多いんで、それぞれの立場で今やっているんですが、それがなかなかつながっていないという現状もありますんで、今後は村内の既存飲食店との連携あるいは6次産業化に向けてのあわせての観光に資する取り組み方をぜひ検討していきたいなと思っております。

7点目ですが、人材ですけれども、事務局長

の確保ということですが、事務局長については、11月より新たに又吉氏を事務局長に採用しております。今非常に頑張っております。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

では、村長がお答えした以外の部分を私のほうでお答えします。

1番目の観光協会、商工会との連携の重要性ですね。当然観光協会、商工会との連携は重要であると認識しております。その理由については、インバウンド市場に見られた爆買いなどのモノの消費から、体験を重要視したコトへ移行していることから、今後体験をしてもらいつつ商品を買っていただくという流れをつくる必要があると考えられるからでございます。

なお、観光協会は商工会の会員でもあり、また商工会長は観光協会の顧問にもなっておりますので、両協会とも連携がされているということになります。

2番目、情報発信についてなんですけれども、ホームページ、フェイスブック、SNS等での情報発信及びツーリズムEXPOジャパンなどの旅行博覧会に参加出展してPRに努めています。また、コミュニティFMと、あと映画「きたなかスケッチ」での情報発信も行っています。

なお、フェイスブックにおいては、日々記事の更新を行っています。また、SNSには5,000人以上が登録していただいている状態でございます。

次に、観光協会の独自財源の確保ですね。自主財源については、今年度策定予定の観光協会のアクションプログラムの中で検討を行います。現時点で想定しているものとしては、将来的には旅行業、あときたポの売り上げ向上、あとスタジオの使用料、あとふるさと納税業務の代行などが考えられています。

なお、現時点においては、チラシのデザイン

の企画やドローンによる空撮の受託も行っているところです。

あと広域連携ですね。広域連携については、中部広域市町村圏事務組合、サンライズ推進協議会等の各種広域会議へ参加しているところです。

また、広域連携の必要性については、沖縄観光コンベンションビューローにおいても課題として認識しています。当村観光協会としては、これらの動きに注視して、広域連携の取り組みについて動きがあった際には積極的に関与していく考えです。

次に、規模ですね。29から30年度、年別の補助金なんですけれども、29年度1,300万、30年度1,420万です。30年度のこの1,420万の中に120万は事務所の賃借料が入っております。

職員数、局長1、課長2、職員4、臨時職員3、地域おこし3名で今13名です。

休日ですけれども、職員に与えられる休日の日数は役場に準拠をしております。

4、会員ですね。正会員、法人26、個人40。賛助会員、法人12、個人15。

ポータルサイト「きたポ」の経営主体と出資主体。経営主体は観光協会、出資主体は役場になります。

次に、観光入り込み客数等については、これらの数値については現在収集できていない状況です。

あと③主な施設の客数ですね。中村家住宅の28、29、30、中城城跡、しおさいまつりについては表に記載しているとおりでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

じゃ、再質問をさせていただきます。

観光事業の取り組みについてということなんですが、本村で観光体験を重視したコト、消

費という表現が出てきておりますが、これの対応した事例みたいのがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現実的にはまだそんなに多くはできてはいないですけれども、ヨガをやったときに一緒にマルシェをやったりとかということをやっています。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これのいわば消費額といいますか、参加、何か費用とかは発生しておるんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

当然参加した人数と、あと売り上げ等あるんですけれども、今はちょっと手元にそのデータは持っておりません。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

①のほうで再質問であります。

観光協会は商工会の会員であるという御説明を受けましたわけですが、これは間違いありませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

間違いございません。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

一般財団の中で会員、これ会費はどちらが支払いされるんですか。商工会の入会会費とか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

観光協会がお支払いしております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

法人同士でこういうやりとりは特に問題はありませんか。商工会は異業種の集まり、今観光協会の新しい会長ですが、これは普天間自動車学校の社長で、個人的にもそちらに前からずっと会員なんですよ。それが会員と間違え、観光協会は商工会の会員であるというような、何か協会は間違いありませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私が聞いた限りですと、例えば商工会が観光協会に入るといえるのは何かできないらしいんですけれども、商工会の規則で。ただ、観光協会が商工会員になるのはできて、あくまで観光協会として商工会の会員になっているということです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

何かこの辺は僕も商工会のほうにいつとき籍を置いておりましたので、会員として。そのときに観光協会が商工会の会員であるというのは一切説明を受けたことはありませんでしたので、再確認をさせていただいております。それは大きな問題じゃありませんが、それを確認したいなというふうに思います。

2番の観光協会独自財源の確保というところで再質問をさせていただきます。

今、この中城城跡共同管理協議会というのがありますね。この協議会のかわりに、できるだけ早目に中城村の観光協会、北中城村の観光協会が1つにまとまれば、この中城城跡の管理も

将来的には観光協会に管理を任せてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、先ほども稲福議員の質問の中にありました観光周遊バスの運行管理も将来的に両観光協会が管理をして、そのバスは観光客を乗せて中城村まで、北中城村も周遊できるというような広域化といいますか、それもできるだけ有料になった時点が一番理想的ですね。無料範囲でも100円とか200円とか、そういう利用設定をして、将来的には観光協会が管理をする。

それから、中城城跡はもう両方共有しているんですよ。中城村と北中城村ですね。そこに1つ問題あるのは比率だけなんです。5対5だったらまあまあと。この比率も将来的には検討しなければならないだろうというふうに思っております。その辺についていかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

もうこれは今、律也議員の将来的話ということですから、うちのほうも観光協会立ち上げ、中城村も観光協会を立ち上げ、それぞれ観光協会立ち上げているわけですね。それは一緒にやりましょうという話にはまだ全然話はありません。ですから、中城城跡の管理協議会は管理協議会の業務として今やっているわけですね。将来的にどのぐらい先になるかわかりませんが、それが両村で協議をしながら1つにするということになれば、そういう検討もやれるのかなと思っております。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

周遊バスについてお答えします。

午前中にもお話をいただきましたけれども、特に有料となりますと、法律に基づきバス事業者しか運行管理はできない法律になっております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。

それでは、次に移ります。

観光協会の広域連携について再質問をさせていただきます。

この北中城村、それから中城村、西原町、それから宜野湾市においては、琉球大学、素晴らしい大学が沖縄国際大学も含めてあるわけです。その2校の大学を確保したこの連携も必要じゃないかなというふうに思うわけですね。両大学、その大学には県外出身者もいっぱいいらっしゃる。留学生もいっぱいいらっしゃるわけですよ。在学しておりますね。また、琉球大学には観光学科、大学院観光学科研究科というのができておりまして、そこと連携をして、いろいろな研究をしなければならないだろうと。アドバイスを受けるべきだろうというふうに思っております。地元の観光会社ですね、例えば大手の観光業者いますよ。そことの連携も、そういう大手の観光業とも連携が必要だろうというふうに包括的な連携協定、これはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それから、世界遺産であるこの中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等のこの重要文化財、各地域に受け継がれる伝統芸能など、中部全体の観光資源として捉えて、広域的な連携を早急に図るべきだというふうに考えます。その辺についてはいかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

琉球大学とは既に当村は包括連携協定を結んでおりまして、観光協会自身も琉球大学と包括連携協定を結んでおりますので、観光協会のほうで琉大の観光学部といろいろやることは全然可能でございます。

あと、旅行者については、中央ツーリストさんが観光協会の理事になられているんで、その辺も一緒に連携されていると聞いております。城群については、うちの村単独でどうこうできる問題ではないんで、そういう時期が来たら積極的に関与していきたいと思ってます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございます。

ただ、この回答書に琉球大学が入ってないんです。広域連携の中にですね。できたらそこにちゃんと琉球大学とか入れていただければと思うんですけどね。

○村長（新垣邦男）

御質問の中に琉球大学入ってないものですかから。

○4番（大城律也議員）

ただ、広域的に……

○議長（名幸利積）

質問と答弁で。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

広域的な中でそういういろいろな研究をされている大学とかがあるということで、こことも連携が必要だろうという提案みたいな感じでお話をさせてもらっているわけです。ここに入ってませんからといって、じゃそれ以外の話ではできませんということになると、なかなか。これ提案みたいなところもありますんでね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、そういう意味ではなくて、何で書いてないかという御指摘だったので、そこまで広げられてないと思ったんです。ですから、今やっている広域連携というのは中部広域圏、サンライズ協議会等々には参加してますよと。先ほど

来お話あるのは、勝連城跡、座喜味城跡というのは、例えば中部市町村広域圏で将来的な課題としてやろうということは構想の中であるんですが、我が北中城村はどうですかという話はまだないですよということです。これはもう広域的な件ですから、それはそれでやっていこうと、今課長からあったのは琉大ともやってますし、業者も会員に入っているんで、そういう意味で連携はやってますよという説明です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ただ、琉球大学と包括的な協定結んでますというお話があったものですから、再確認をさせていただいた。そうであれば一番ふさわしい取り組みだろうというふうに思っております。

次にいきます。

先ほど村長、中城村と広域連携についてお話をしたことはないというお話だったんですね、村長ね。村長、これは2013年3月31日の琉球新報の取材なんですけれども、その中で両村長で話し合いをしている場があるんですよ。もうお忘れかもわかりませんがね。2013年ったらもう6年ぐらい前、琉球新報の取材に対して、中城城跡運営について新垣村長は単独でやるのは意味がない。中城城跡を核として両村が連携しなければならないと述べられているわけですね。

それから、浜田村長は、北中城村との観光協会設立のために、その糸口になるように裾野を広げていきたいという記者会見みたいな取材があるわけですよ。その後何も連携について公表されたことがないのかですね。あればお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

新聞記事があったというのは失念をしていますが、たしか観光協会ができる前に、そうい

うのができたらいいなと。恐らく両村で中城城跡を核としてやれたら非常にいいなという話は非公式にやった覚えがあります。ただ、なかなか一緒にやろうといっても、関係者の皆さんはなかなか盛り上がらないということだったんで、ならばうちから先に立ち上げますよということで話を正式にやって、その後、中城村もやるということで、だから、なかなか中城村議会でもいろいろ事情があって、すぐにはできませんでしたが、今現在立ち上がっていますけれども、将来的に両村で立ち上がって、それを1つにしていく機運が高まればやれるだろうと思っておりませんが、新聞、将来的にそうなればいいなということを発言した覚えはあるんですが、その後、正式に両村でやりましょうということでやったことはまだないんです。ですから、両村立ち上がっているんで、将来的に向けてやれる話し合いができればいいなと思っています。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

中城の観光協会の会長、前議会議長なんですね。それで、我が村初代会長も元議長なんですね。結構このお2人やりとりをしております、それから、今新しく観光協会になった自練の社長の宮城さんも中城村の出身で仲がいいわけですよ。そうすると、その話はうまくまとめ切れるんじゃないかなと。今の話を進めて、両村の村長が進めれば十分できる。とにかく中城公園は共有して、この比率の中で利益をどうするかですからね。これはやっぱり早急にまずは隣同士連携すべきだろうというふうに思いますので、提案をしたいというふうに思っております。

次にいきます。

観光の消費額というのは地方消費税に非常に影響してくるわけですね。観光の消費額は地方自治体の貴重な財源の1つであると言われております。消費税を10%に引き上げたわけですね。

これはある意味収入源なんです、行政のですね。高齢化社会を迎えて、社会保障のための財源確保、これが非常に重要な位置を占めるわけですね。この財源を確保するためにも、この必要性、地方自治体の財政を支える重要な収入源であるということ でいけば、早目に観光資源をうまく活用するか早期に検討すべきだろうというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

大変申しわけありません。今議員が意図する観光資源というものが具体的にどういうことなのか少しすみません、教えていただければ。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

せっかく北中城村には中城城跡という立派な中城城跡ですね、文化財。それから中村家あるんですが、これ後で質問しておこうと思っておりましたが、この中城城跡のお客さんですね、これは観光客の入り込み数でいくと年々減ってきている。1万人ずつ減ってきて、平成28年13万のお客様が、平成30年には11万と2万ずつ減っている。この入場料だけでも400円ですから、それでも500万ぐらい。中城村との分配ですよ。全体的に4,500万ぐらい入場料だけであるわけですね。それ以外にないわけですよ。観光客来てもそこで消費する場がないものですから、そのまま帰ってしまうんですよ。これは非常にもったいない。

それから、中村住宅ですよ。これも減ってきているんですね。1万7,000名余りですね。入場料500円ですけども、これに掛けていけば、800万、900万ぐらいですかね。という状況ですね。これは向こうの職員の数からいくと人件費あるのかねと心配をするわけですね。

それから、一番気になるのが、中城城址の管

理、村長、比率、何対何かお聞きしたいんですが。

休憩します。

午後 3時03分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

中城村と北中城村の割合の比率は9対1で、北中城村は1になってます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これは例えば売り上げがあるとした場合、中城管理組合といいますか、その比率の分配という形になりますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

向こうに出す事務費を含め、入場料とか、向こうに設置されている自動販売機の売り上げとかに対しても全て9対1で本村は1になってます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

非常に不公平じゃないかなと。人口割にしても9対1というのは出ないですよ。大体5対6とかですね。いや、わかりませんよ、計算してませんので。

○議長（名幸利積）

いや、質問を明確にしてくれって。

○4番（大城律也議員）

だから、今その話あるものですから、9対1

というのは誰がどういうふうに決定したのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

すみません、これは経緯がありまして、以前は、私が就任するまでは5対5でした。ちょうど15年前の村長選挙で合併の問題で大変もめまして、面積は9対1なんですね、ずっと。それまでは5対5でした、財源も。ところが、合併しないということを切り出したものですから、当時の村長さんは非常に怒り心頭で、これもじゃ9対1だということで、向こうの議会で採決をされて、もう面積どおりだと、財源もということで決まったようです。ただ、整備は一緒にやったほうがいいんじゃないですかという投げかけはずっとしてきたんですね。財源的にも5対5でいいんじゃないですかということだったんですが、そういうしこりがあって、いまだにそれを解決できないと。これはもう私のせいがあります。ですから、今5対5という話はなかなか私の代では言えない状況になっている。次の村長がそれを解決してほしいなと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。なかなかやっぱ難しいですよ。中城の初代村長、北中の方ですよ。そういうすばらしい先輩方輩出していて、9対1というのはあの大先輩に申しわけないというふうに思うわけですね。ぜひこれはもう令和です、平成のことは水に流して、もう令和の新しい思いで中城村と交渉していただければというふうに思います。

じゃ、次に移ります。

観光協会が今すばらしいイオンモールライカム、あのすばらしい一等地というべき土地、あ

の中に事務所を構えているわけですね。それで、毎年120万家賃を納めていますと。そこにきたポがあるんですね。きたポも家賃を納めていらっしやるのかね、それ以外に。そうすると、観光協会は、実質お客様というのは旅行者みたいな感じでお客様がしょっちゅう出入りしているわけじゃないんですね。現地を確認しましたらほとんどいらっしやらないと。中では別なイベントとかいろんな計画とかやっているわけですよ。私は向こうはもう移転をして、せっかく新しい庁舎をつくるわけですから、この庁舎に観光協会を入れるだけでも120万ずつ経費削減になるんじゃないかな。そしてPRできるんですよ。このいろんなお客様が見たら、観光協会もあるんだねという感じ。

それから、きたポとの観光協会の関連ですね。2つもテナントを置いて、この使用料ですよ。それから、キタナカスタジオもありますね。何か一番いいところにいろんなものができているんですけれども、その費用対効果みたいのがどういう形になるのか。これはやっぱり見直すべき部分もあるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

きたポについてはあくまで観光案内所と村内のものを物販しているという形です。観光協会の事務所においては、観光の案内は原則しません。あくまでシンクタンクとしてどういう企画をしていったらいいかということをするための事務所です。スタジオについては、イオンさんから借りて、今度観光協会のほうは民間の方に貸しスタジオとして貸し出したりして、収益を上げていくという役割分担になってます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

時間ありませんけれども、じゃ、このスタジオの売り上げは年間幾らぐらいと想定されているのかですね。それから、きたポですよ。きたポの利用しているお客さんがいる。これは今商品という話をされておりますけれども、商品の売り上げは幾らぐらいあるかですね。向こうにいつも2人ぐらい職員がいらっしやるみたいですが、その費用対効果ですよ。それから、観光協会はそういう旅行関係のお客さんの扱いはしていませんということです。なおさら新しくできた庁舎に移転をしてもらうべきだというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

スタジオについては、借りたばかりで、やっと中の機材の整備が終わって、やっと8月、9月から貸し出しを始めた状況ですから、まだ現実的には数値はいただいてません。

きたポのほうについては、お店に来られる方は年間約1万4,000人ぐらいですね。そのうち案内をしている方が2,000人ぐらい。売り上げは600万円ぐらいが上がっております。

事務所のほうについては村長のほうから。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

逆ですね、私は。当初からイオンモールにそれができんかと、うちの観光協会の事務所をお願いしたわけですよ。ところが、あそこ高いと。当然高いはずですよ。今テナントは月に50万とか100万とかかかるんですが、今のマネージャーに10万で何とかしてくれというお願いをしたわけですね。じゃ、村が言うんだっただらということで、かなりもうただ同然と言うんですね、10万でやれるんだっただら非常にあの場所はいろんな方々がいらっしやいます。情報は非常に集約しやすいわけですね。観光拠点になるわけで

すから。仮にこれが新しく役場庁舎でやったとしても、行政と一緒にあって、それが本当によいかどうなのかということも踏まえて、ただ狭いんで、そこにスペースがつかれるかといったら、なかなか厳しいということですので、当初から一番中心地である、そして観光客が多い、情報収集ができるという意味では、私はあそこは最適だなと思って交渉して、お願いと。120万でやれるんだったら、年間ですよ、あんないい場所はないんじゃないかなと逆に思っております。

そうすると行動パターンも広がるわけですね。当然沖縄市や北谷町あたりと連携しやすいということですから、情報収集をし、そして活動する意味ではとてもいい場所だろうと思っています。ですから、何も新しい庁舎に移転をして、ここに持ってくる必要性は私はないと思っています。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

貸し手の判断は行政側の判断に委ねますけれども、次へ移ります。

北中城村の延べ観光入り込み客数、把握できていませんということですよね。これはやっぱり基本的には行政の怠慢と思っていますよ。やっぱり何のために向こうに協議会を置いたりしているのかですね。やはりある程度消費額とか、それから日帰り、宿泊、その他村内でのいろいろな消費額とか、これはもう早急に観光協会もできているわけですから、取り組みをすべきであるというふうに思っております。

次にいきます。

もう時間ありませんので、それから、これから観光業界をどう盛り上げていくかなんですね。そのためには観光協会、商工会、J A北中城、それから北中城村漁業組合等、やっぱり組合関係も巻き込んで、食材はどうするかとかいうよ

うな関連をとっていくべきだろうというふうに思っております。これから少子高齢化でありますから、高齢化の補助費とかいうものについて観光収入で何とか賄えるかというふうに思っているわけですので、少子高齢化、人口減少の中で新たな活性化の起爆剤としてその経済効果が期待されるわけであります。

それから、新しい観光協会の事務局長ですね、非常に頑張っているんですね。実績、集客から選客というコンセプトで年間80万人、この呼び込みをされている実績があるんですね。

それから、レジ通過、観光地で買い物をした人、レジを通過したのが金額はよくわかりませんが、65万人が買い物をしておりますと。100円買い物をするだけでも6,500万、500円、もし65万人がやったら3億余りがその地域に経済効果として落ちてくるわけですね。そういう関係であります。これは新しくでき上がった観光協会、宮城好博会長、又吉演さんと言うんですね、事務局長、この実績を十分生かして、将来の北中城村の観光が着々と実績を上げて、いろいろな面で村の行政にかかわっていただければと思います。

○議長（名幸利積）

時間です。

○4番（大城律也議員）

質問終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時14分 散会

令和元年第7回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年12月18日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年12月18日 午後2時06分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	欠	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	9 番 議 員		天 久 朝 誠			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農林水産課長兼農委事務局長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有	
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和元年12月18日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	金 城 高 治	1. 防災や災害への備えについて 2. 小中学校、幼稚園の特別支援員臨時職員について
6	比 嘉 義 弘	1. 高架橋建設 2. 会計年度任用制度 3. 新認可保育所 4. 村民体育館
7	山 田 晴 憲	1. 選挙公約について
8	喜屋武 すま子	1. 有機フッ素化合物の汚染水は大丈夫か

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

通告に従い、一般質問を行います。

防災や災害に備えについて一般質問をいたします。

防災や災害の備え、自助、共助、公助の確立を目指しているが、安心安全なまちづくりを備えた新たな取り組みは行えるのか。以前にも自主防災組織の質問をしましたが、あれから自主防災組織を立ち上げた自治会はあるのか。

また、大きな災害等の思わぬ事態が起きた際に、行政の力には限りがあると思います。個人個人に自立した考えを村民全体で理解し、みずから生命、財産、生活を自分たちの手で守るという観念から、ぜひ自主防災組織は各部落に必要だと考えます。安全安心な村づくりを行政はどのような取り組みができるのか。村民の安全安心、多様化する自然災害に対応できる備えができたのか。そこで伺います。

①自主防災組織を立ち上げた自治会は、以前よりふえているのか。これからふやす取り組みは行うのか伺います。

②大規模自然災害、多様化する災害が起きたときに、村民の安全安心を守るためにどのような取り組みが行政でできるのか。また、避難場所の確保は重要だと思いますが、避難場所にペットの持ち込みも可能なのか伺います。

2番目に、小中学校、幼稚園の特別支援員臨

時職員についてお伺いいたします。

北中城村中学校を含め、支援を受ける生徒も多いと聞いていますが、今回、一括交付金の減額に伴い、先生方の数が減少していくことに親御さんも非常に危惧していると思います。これからの特別支援員臨時職員の先生方の確保は重要だと思っております。我が村は、他の町村に比べても手厚い状況と聞いていますが、これが崩れていくことのないように対策が必要だと思っておりますが、対策は行っているのか。そこで伺います。

北中城村の支援を受けている児童生徒は、中学校を含めて全体で何名なのか。また、中学校、小学校、幼稚園、各何名ずついるのかお伺いいたします。

特別支援員のこれからの確保はどのようなのか。また、支援員の雇用人数が減らされている状況の中、手厚い教育ができるのか伺います。

3、特別支援員の確保が必要だと思いますが、対策はできているのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、金城高治議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。

防災や災害の備えについてということですが、自主防災組織もふえておりますので、詳細については総務課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の小中学校、幼稚園の特別支援員の臨時職員についてということで、議員がおっしゃったとおり、特別支援員の職員に関しては一括交付金を使っているんですが、一括交付金もいつまであるかわからないというような状況の中では、大変財政的にも厳しいものがあるのかな

と思っております。ただ、この辺は教育委員会あるいは学校側とも調整をしながら、なるべく現水準を維持していくよう精いっぱい努力をしていきたいと思っております。詳細については教育委員会のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の1点目の質問についてお答えいたします。

まず、①ですが、現在、自主防災組織は1団体ふえて、今6団体となっております。

また、今年度は、各世帯へ配布した防災マップなどによりまして自主防災組織の必要性などの周知を図っているところでございます。

また、自治会長とも新設に向けました情報交換ができる体制づくりを行っております。

次に、2点目でございますが、大規模自然災害などが起きたときは、行政として情報収集しながら、避難所開設、食料品等の確保などの取り組みが必要になってきます。

また、ペットの持ち込みは、避難所での規模などにより区切り可能であれば、持ち込みできるよう配慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

特別支援教育に関する御質問の支援を必要としている児童生徒の人数についてですが、本年度、幼稚園で7人、島袋小学校で13人、北中城小学校で36人、北中城中学校で17人となっております。

次に、これからの支援員の確保、支援を必要とする子どもたちの教育についてでございますが、議員御指摘のとおり、本村は他の市町村に比べて、支援員の配置は手厚い状況だと認識しています。

しかしながら、今後、支援員の人数が減ることになれば、これまでのような支援が必要な子どもたちに寄り添った手厚い教育が難しくなることも考えられます。

そのような状況にならないように、支援員の確保については、今年度の水準を維持できるよう予算確保に努めたいと考えてございます。

最後に、支援員の確保と対策についてでございますが、さきの説明でもございました特別支援員の確保について、今後とも努力していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

では、1点目から質問させていただきます、防災について。

今現在、1団体ふえたということで6団体になったのかなと思うんですけれども、どうしてもまだまだ少ないのかなと思います。ぜひ、私は少なくとも70%、80%は自主防災組織が立ち上がらないと。自主防災組織を立ち上げた部落は、やっぱりそれなりの訓練とそれなりの知識が入ると思うんですよ。ですので、自分たちは自分たちで身を守ることが大前提で動くと思います。その中で、入っていないところは、要するに行政に頼るのかなと思いますので、ぜひその辺を踏まえて、早急にでもいいですので、やっぱりこれは70%、80%まで持っていくように全力で取り組んでもらいたいなと思っていますけれども。

今、1団体ふえたということですので、どの団体がふえたのか確認をします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

石平自治会が1団体ふえております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

下の地震が来て、津波が来てという海岸沿いは、やっぱりいち早く防災の必要性を自分たちで考えてやっていると思うんですけども、なかなか上のほうに来ると鈍いのかなと。今、安谷屋、そして石平、今一番大きいところ、島袋さんはまだ加入していないと思うんですけども、その辺どうですか。確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

島袋さんは、以前から勉強会等はやっていると同っています。ただ、リーダーになる方がなかなか見つからないということで、今、まだできていない状況ということを聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やっぱり大きい地区なので、村長が先頭になってやってもらえれば一番助かるのかなと私たちは思いますけれども。ぜひこの取り組み、自主防災をどういうふうに、これから各団体をもっと協力的に入れるのかなということで、今、予算が150万出ていたと思うんですけども、その予算というのは、まだまだ継続の見込みがあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、150万の予算の話があったと思いますけれども、これは多分一括交付金で、前年度までが一括交付金の150万円で機材を購入していま

した。今年度からこの一括交付金がなくなりまして、一般財源で50万の、今、補助を行っているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ことしで終わるっていうことで認識してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

50万の補助につきましては、自主防災組織が立ち上がった時点で継続する予定としております。

以上です。

○6番（金城高治議員）

休憩で。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

残念だなと思っていますけれども、本来だったら一括交付金がある中で、もっと取り組んでもらいたかったんですけども、またこの財政が厳しい中、50万もなくなるとしたら、やっぱりまた自主防災組織に加入するとか、ますます厳しい状態になると思いますので、ぜひこの50万が来年度も、また再来年度もなるということは、まず私も厳しいのかなと思いますので、ぜひその辺も、この自治会にですか、報告を常にやって、これからずっとなくなるよというのは自治会の中でもわかっているのか、区長とかそ

ういった人たちにも告知しているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、議員がおっしゃられているのは150万の補助金の話だと思いますけれども、150万の補助金については、自治会等を含めて周知されていると思っています。

また、50万の補助金については今後も継続する予定で、別途、1年に1度、訓練補助としてまた5万も補助している状況であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

はい、わかりました。

自治会の会長に新設に向けた情報交換できる体制をつくりたいと答弁にありますが、どういった情報交換ができる体制をつくるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

自治会長は、自主防災組織の運営等を含めて、ある程度熟知しております。その中で立ち上げる場合に、どうしても規約と役員体制を村のほうに出してもらわないといけないものがありますので、そういう規約の提供とか勉強会等、村も含めてですけれども、社会福祉協議会、また中北消防さんも講演等も行っていますので、そういう案内等も含めてやっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひ、まめに、入ったところは入ったなりの、また行政からそういった訓練の仕方とかいろんなやり方をできれば教えてほしいなど、自治会は思っておると思うんですが、その中で今、自分の命は自分で守るという観点で自主防災組織を立ち上げたんですけれども、どうしても個人情報壁があって、この情報がまだ自主防災組織の中にも、どういった人たちがどこにどう救助を受ける、ここはお年寄りが、足が不自由な人がいるという情報というのは、この個人情報があるために収集できないとも聞いていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

要援護者の話だと思いますけれども、そういうのは民生委員と社協を含めて、やっぱり地域を回りながら個々に登録してもらう制度がありますので、自主防災組織のメンバーと民生委員、福祉課、社協あたりと一緒に、この登録に向けた取り組み等をやらなければ厳しいものがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

あるところでは、民生委員でもここは教えることができないとか、何かいろんな壁があるようなことも聞いているんですが、登録といいますと、民生委員とこの行政と一緒に回って、この方を登録がオーケーでしたらということで認識してよろしいんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、個人にこの名簿に載せていいかどうかの確認が必要です。個人の情報でありますので、名簿に載せてほしくないというのであれば、もうそこでアウトです。

名簿登録したら、災害が起きた場合にそれを開示していいかということがございます。災害等が起きたら、やっぱりどこにどういう要援護者がいるということを開示するという承諾をもらう必要がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これは自主防災組織だけではなく、何というんですか、自治会の区長と一緒に回って、その人からこういった援助が必要な人ということで一筆サインをいただければ、防災組織の訓練の中では、こういった人たちがどこにいるというのは認識させることはできるんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

自治会長と防災組織というより、社協のほうがある程度の要援護者わかっていますので、その中にまた民生委員の担当区分がありますので、できるだけ顔がわかるというんですか、という関係がある人ができるだけ行って説明して、登録してもらうという形のほうがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これは民生委員の方をお願いして、そういった登録というんですか、そういった形でも可能なんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これは各自治会によってやり方はさまざまだと思っております。その地域に合った形で、例えば民生委員が回って登録を促すということもありますし、実際活動している部分では、社協のコーディネーターという形で配置してございますので、民生委員と一緒に回ったり、あるいは自主防災組織のメンバーと一緒に社協の職員も一緒に回って登録を促したりというような活動を現在やっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今現在、行っているという形で言っていたんですけれども、かなり、何というんですか、援助が私たちも必要ですという方々もふえているんですか。何名ほどこういった登録があるのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

細かい数字はちょっと手元にございませんけれども、約100名弱ぐらいの方が現在登録をされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

それを聞いて私も、どうしても個人情報があるということ、なかなか情報が収集できないというの聞いていましたので、その辺を本当に確実にやってもらえば、自主防災組織を立ち上げたところも非常に動きやすいのかなと思っております。

ちっちゃい部落だと民生委員さんが1人いれ

ば大体の把握はできると思うんですが、やっぱり人数が多い部落になると、どうしてもその辺が把握できなくて、来なかったとか、後でいろんな体制の不備があったとか言われても困るなと思いますので、ぜひその辺を確実に、何名いるというふうな形で自主防災がそれをわかるだけでも、私はそれなりの訓練の評価はあるのかなと思います。

災害というのは、本来、起きてはならないと思うんですが、今の日本の実情、我々も熊本へ行ったんですが、ああいった状況になると、どうしても行政の力だけでは無理だなということで、いろいろ勉強してきたんですけども、やっぱり自主防災組織のこの重要性というのは、行政ももっと重視して、もっと80%、70%まで上げるような形で取り組んでいただきたいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、全自治会が自主防災組織を立ち上げていただけたらありがたいというふうに思いは強くしているところです。ただ、これは我々行政が自治会に押しつけるわけにもいかないものですから、やっぱり自主的に各地域で自分たちで立ち上げるということをやっていただければ、その支援は幾らでも、行政あるいは社協、福祉関係、それぞれの立場で支援をやっていききたいというふうに思っていますので、ぜひこの辺の呼びかけも踏まえて、協力願ひもやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

お願いしたいと思います。

②大規模自然災害が起きたときの行政として情報収集しながら、避難場所へ食料品確保などの取り組みが必要になりますということで、以

前にも私、質問したと思うんですが、やはり避難所、そして食料品というのは、非常に大切なものだと思います。今、イオンライカムさんのほうと提携しながら、徳洲会さんもありますし、向こうはすごい避難したときの食料配布とか医療とか備えられているところだと思うんですけども、やはり近くにあるコンビニとか商工会で食料品を扱っているところとかも、そういった提携というんですか、そういった取り組み、コンビニ等との話し合いとか、やったことがあるのか、その辺をもう一回お聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

商工会、コンビニ等を含めて、食料品についての話し合いはやったことはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どこがどうなるかわからない自然災害ですので、向こうまで行きたくても道が封鎖して行けないとかいろんな状況がありますので、やはりコンビニだとかそういった近くが協力体制をやっているとなれば、私は輪をかけて安全対策、住民の安全安心な北中城になると思いますので、ぜひその辺も話し合ってもらいたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

そうですね。情報交換も含めて、可能かどうかということをお話し合っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひその辺も、食料等、やはりこういった商品を持っているところとの提携はぜひ必要だと思いますので、その辺も踏まえて、話し合いや、この協定を結ぶような形でやってもらえたら、すごいいいのかなと思っています。

それで、避難箇所について、今、北中城村では避難箇所は、何回も聞くんですけども、何カ所ありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、ちょっと数はあれですけども、約30カ所ございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり災害が起きたときにどうしても、今ペットを飼っている人も北中城村、結構いると思うんですけども、その中でいつも課題にされるのが、ワンちゃんと一緒にとか、猫ちゃんと一緒にとか、ペットと一緒にというのが、門のそばに追い詰められているお年寄りが、中に入っていいよというんだけど、気を使って外でワンちゃんと一緒にいるというのは、なぜかという、いや動物禁止ですよと最初に言われてしまうと、あきがあっても入らないというのが実情なんですよ。

その中で、やはり、この施設は持ち込みが可能とか、そういった区分分けはできるのかどうかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

ほかの県外の事例といたしまして、大きい学校を、体育館についてはペット持ち込みは禁止なんですが、教室を使ったペット同伴という事例等はございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今、学校は、持ち込みが体育館のほうでは禁止なんですか、オーケーなんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

私が見た事例では、やっぱり人との感染とか、犬のアレルギーとかいろいろあるものですから、体育館については、ペットの同伴はやらずに、学校の教室を使ってペットと一緒に暮らせる避難所として開設したということをお聞きしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そういった仕切りとかやっても、ペットのアレルギーを持った人とかもいると思うんですが、その中で、今、体育館はできませんよというんですしたら、やっぱり教室はできますというのを明確に線引きしないと、あきがあったらとなると、どこにどう行っていくか、職員同士でこれはオーケー、これはだめというふうな形で認識不足が出てくると思うんですよ。その辺、徹底周知してもらわないと、いざとなったときにそういったトラブルがまた起きかねませんので、そういったのをはっきりして、本当はマップあたりにもそういった考えで、案というのは、今、マップの中にもそういったペットのどうのこうはないと思うんですが、その辺も踏まえて、

載せることも可能なのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、うちの地域防災計画の中には、ペットに関することは載せておりません。

でも、最近、環境省がペット同伴のガイドラインを出しておりますので、順次、もし可能であれば、地域防災計画、防災マップあたりにもペットの情報も載せるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

人にも優しい、ペットにも優しい村づくりをぜひよろしくお願いいたします。

それから、この自主防災組織というのは、地域や郷土の分で、地域や近所の協力体制ができてこそ、この自主防災組織の意味があると思うんですけれども、やはりある部落が、隣近所が入っていると、合同でまた練習したり、いろんなものができるようになると思うんです。ぜひ数をふやすということで、本当は全体に私は早急に取り組んでももらいたいと思うんですけれども、先ほど村長が言ったように、強制ではできませんので、そういったノウハウを、ぜひ必要だというような納得する材料を各自治会長なり、自治会に持ちかけて、ぜひ入るような形で取り組んで思いますのでよろしくお願いいたします。

じゃ、次にまいりたいと思います。

特別支援員の臨時職員について質問しているんですが、1番目に令和元年の人数が、幼稚園が7人に、島袋小学校が13名、北中小学校36名、北中中学校17名とあるんですが、私は思った以上にちょっと少ないのかなと思ったりはするん

ですけれども、この支援を受ける子たちの認定というんですか、そういったのはどういうふうに行っているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

2種類ございまして、まず、1年に数回開催される支援委員会というのがございます。これは各学校、心理士さんを含めて、新しく入学してくる子、新しく中学校に入る子で気になる子を少し検査して、その中で支援教室がいいのか、それとも普通教室で支援員の支援を受けながら参加していくのかという方法と、学校の先生から気になる子を挙げてもらって、その子に、じゃ支援員をつけるのかという方法がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これは親御さんも含め、学校の現場の先生方の意見も言われて、今の数になっているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

その認識で大丈夫でございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この認定について、最終的には教育委員会のほうでなさっているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

教育委員会というよりも、教育支援委員会の中で、この子に対しては、こういった手法がいいだろうということを判定してございます。ただ、最終的には親御さんの同意が必要となりま

すので、この支援委員会で下した決定というか方向性と、必ずしも親御さんの意見が一致しない場合は、親御さんの意見が優先されることとなります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この認定について、先生方は、この子はやっぱり必要じゃないかなというのに対して、親御さんは、いや私のほうは大丈夫と言ってこの認定をつけないという例もあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

すみません、先ほどの答弁は支援委員会で支援が必要であるとする子どものケースでございまして、今、金城議員がおっしゃっている場合は、先生方から年度初めに、やっぱり気になる子は上がってきます。その中の支援員の配置につきましては、教育総務課のほうで決定してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

じゃ、横の連携がうまくいっているということで、私、今の答弁で認識しましたけれども、やっぱり現場の先生方の意見を私、重視されるのが、この今、教員という相当厳しい状態で今先生方も子どもたちを見ているというのもありますので、ぜひこういった横のつながりは先生方の意見も聞き入れながら、教育委員会も動いてほしいなと思いますので、ぜひよろしく願います。

今、子どもたちのこの人数に対して、特別支援員はどのぐらい配置しているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今年度のケースで申し上げますと、幼稚園が、昼間の教育のほうにかける支援員が4人、預かり保育も実施していますので、預かり保育のほうで2人、合計6名の職員、島袋小学校で3人、北中城小学校で7人、北中城中学校で4人の特別支援員を雇用してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今、北中城小学校で36人の支援員がいる中で、やはりこの子どもたちの重度とか軽いかによって、いろいろ支援の仕方が違うと思うんですが、小学校で7名ですか、これやっぱり1人に対して2人、1人に対して1人という、2人、3人を1人で見るという形でも少ないのかなと思うんですけれども、こういったこの状況というのは、どういう格好で支援員を派遣しているんですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

必ずしも1人に支援1人がつくわけではございません。数名の支援が必要な子どもに支援員1人で見ているケースでございます。これは、学校のほうとも、校長先生とあと教頭先生、担任の先生と相談しながら、支援員をどうこちらにつけるのかということで決定してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

いろんな支援の仕方があると思うんですが、非常に充実した北中城村なので、余りそういう手厚い教育ができたかなと思っています。

この前の、私、一般質問の際に、支援員の減額がありました。それに対して、資格を持っていない、持っているの差で、この減額があると課長のほうから答弁があったんですけども、それは、今、支援員というのは、支援の資格というんですか免許というんですか、そういうのがなくても一応支援員というのは働くことができるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

支援をするために特殊な免許を必要とするわけではなく、私たちが言っている免許というのは、教員免許を指してございます。教員免許を持っていなくても、支援員になることは可能です。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この差というのは、どのような形で支援の差があるんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

あくまで支援を受ける子どもに差はございません。免許を持っている、もちろん持っていない、あるんですが、あくまでも教員のサポートができれば、子どもたちが学べる環境をつくっていくためですので、特段差はないと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

差がないとなると、私は別に、じゃ支援員は普通の一般の方を採用して、一人二人をふやしたほうがまだいいのかなと思ったんですけども。やはり教員免許を持っているとなると、小学校、中学校という際に、この教科、それに対しての教えが、持っている人はできると思うんですよ。持っていない人はできないと思うんですよ。その差をちょっと聞きたかったかなと思うんですけども、やはり先生の直球で理解できない子たちは、支援員が今そうですよというのを、これが持っていなくても大丈夫ですよという範囲でできるんでしたら、持っていない人を採用して、それなりの数をやるのも一つの手厚い教育かなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

御質問にお答えいたします。

現在、免許のことについてですけども、今、学校のその対象になるお子さんというのは、いろいろな障害にまつわる支援が必要だということですけども、さまざまないろいろなそのお子さんの障害というのがございますので、特に学校では、例えば知的であったりとか、学習に関する支援が必要なお子さんもたくさんいるということでございます。

ですから、そういったお子さんに関しては、やはり免許を持っている先生のほうが、そのお子さんに適した支援ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり、今言ったとおり、先生の免許を持っ

ているのは、そういうような学習を教えるのがこの資格の差だと思うんですけども、この資格を持っている先生方と持っていない先生方、何名何名いるんですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まず、北中城小学校で3人の方が現在免許は持っていません。島袋小学校は全ての先生が免許保持者、中学校に関しましては1人となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

中学校に対しては1人ということよろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

免許を持っていない方が1人でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

なぜそういった質問をしたかといいますと、今、要するに世の中全体、人手不足なので、教員も不足していると思うんですよ。その中で、教員の免許を持った方が本当は支援員になったほうが私もベストだと思いますけれども。その中で、退職なさった人たちとか、あと隣の中城村とかは琉大の大学生とかの提携をして支援員も行っているとも聞いていますが、その辺、御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

その情報は、私、聞いてございません。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私は知っていると思って、今、投げたんですけども。今、雇用する立場上、やっぱり雇用もできない状態、先生方も人数不足の状態だと、定年退職なさった先生方をお願いするというのも一つの私は手じゃないのかなと思うんですけども、その辺どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

確かに一つの手だと考えています。幼稚園での例を挙げますと、退職した幼稚園教諭をお願いして入ってもらっているというケースはございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

幼稚園だけでなく、小学校、中学校も幅広く、そういった方々がいると思いますけれども、そういった方々をお願いして、やはりこれからどんどん不足して、これが免許を持たない先生方が逆転になると、中学校あたりは非常に困る状態じゃないのかなと思いますので、その辺を考えるべきだと思うんですが、今後どういうふうにお考えですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

実は私たちも全く同じようなことを考えていまして、予算規模でいきますと、全て免許を持っている方を対象として予算を組んでいる、ただし、いなかったという結果になっていますので、私たち実際にも、免許を持っている方を優

先して採用するようにしています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

減額の理由は私も、それで今、対策の探せない状況があるのですから、雇用した人たちも声をかけたのかなと、お聞きしているんですけれども。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

実際、退職された方に声はかけてございませ

ん。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やっぱりその辺の体制づくり、いなかったら、それでというのも。これ、誰に負担がかかるかといったら、先生方ですし、子どもたちのほうに負担がかかってきますので、ぜひ、やっぱり減額の理由というのは、それなりの免許を持った先生方を本来はということで予算を組んだというのは、私もわかっています。

ですので、減額の理由は何かと、免許を持っていない差額というのは、やっぱりそれだけの持っている人を探さないといけないというものではないのかなと思いますので、まだ60代も本当に若いと思います。その退職した先生方もぜひこの支援に回ってもらったほうが、また新たな、ほかの市町村に比べても手厚い介護、そして教育ができるのかなと思っていますので、その辺ぜひ踏まえて、検討いただければと思っていますけれども、教育長、どうですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

今、高治議員からおっしゃっていましたが免許を持っていた退職教員の件が出ましたけれども、実は退職した後、再雇用という制度がありまして、ほとんどの先生方がそちらのほうに採用されているんです。3カ年間は採用されて、その後は、今後は時間制、週に何時間か担当してやるというのが大分システムとしてあるものですから、退職して、すぐこういう支援員でやっていただけるという先生方がなかなか難しい状況なんです。

特に義務教育関係においては、中頭教育事務所もそうなんですけれども、この補充希望者の先生方がなかなか見つからなくて、結局クラスに担任を充てるのがなかなか難しいという学校もあったりして、今のところ、そういう教員保持者の確保というのが非常に厳しい社会的な現象が出ているというのが現状ではあります。

でも、その中でも何とか努力して、本村の場合は、今、課長からありましたように、かなりこの免許保持者を採用しているほうではないかなという感触を持っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはりまだそういった雇用をなさっていない先生方がいると思いますので、ぜひその辺も踏まえて、できればこの手厚いフォローができるようお願いしたいと思います。

あとは、費用弁償のほうで給料に関すること、フルタイムとパートタイムの条例で、今回導入されていますが、この先生方の雇用というのは、フルタイムでやっているということで認識よろしいでしょうか、臨時職員の。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、話されているのは、4月から施行される会計年度任用職員のことだと思いますけれども、フルでいくのかパートでいくのか、今、各課含めてヒアリングしている最中で、どこにいくかは今から方針を決める予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

こういった学校関係というのは、やはり子どもたちと毎日顔を合わせて、それが雇用体制でフルタイムに持っていけないと、私は厳しいのかなと思うんですけれども、その辺はこれからと思うんですけれども、ぜひこういった待遇ではなくて、先生方の子どもたちとの触れ合いもありますし、信用度もありますけれども、その辺どういうふうに考えているのか、フルタイムで私はいくべきじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今ここで言うパートは、フルは同じ職員と7時間45分を1日、このパート扱いは1分でも短くなるというのが条件にありまして、だから別に7時間44分でもいいし、7時間半でもいいし、だから総務課としては、できる範囲の中で時間はどのぐらい必要ですかということを考えながら決定していきたいということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できたら、教育委員会もやっぱり、それはバイトでは困るのかなと思っているものですから、ぜひその辺また話し合って、手厚い教育ができるようにやってもらいたいと思います。

支援員の確保については、今後やはり努力してもらいたいと思っていますので、それをお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問をいたします。

「調査なくして一般質問はない」を基本に、今回は大項目別に4点質問を考えております。4点の質問の中に1点だけが初めての質問であります。残りの質問については、9月議会に2点の質問と、それ以前に質問した項目があります。

質問の順序が若干違うが、まずは会計年度任用制度から入っていききたいと思います。次は、高架橋建設、イオン徳洲会病院と新認可保育所について。9月議会でもそれらについてを行いました。もう1点の村民体育館については、ちょうど1年前に質問を行いました。

さて、会計年度任用制度については、立憲ネット主催の研修においても、那覇市役所の労働組合からも説明があって、少し理解ができたような気がしましたがけれども、北中城村においてもどう考えているか気になり、質問を行うことに決めました。

次の高架橋建設については、12月ということもあり、国の予算もほぼ決定したこともあると考え、その結論がどうなっているかということで質問をいたします。

新認可保育所については、アワセ土地区画の中からは、9月の時点では建造物らしきものが

確認できなかった。その後はどうなったか大変
気になり、その点の見通しを伺いたいと思いま
す。

村民体育館については、供用開始から約1年
経過していることもあり、施設の利用状況と建
造物自体の問題等はないか検証しながら問いた
いと思います。

では、質問に入ります。

架橋建設に関しては9月議会でも質問を行
いました。県の補助要請から地域の発展、ある
いは活性化に向けては、国に補助要請を切りか
えたほうが賢明と考え、現時点では国に要請を行
っているとのことだが、その見通しを問います。

2、次に、会計年度制度は国の働き方改革の
一環で動いていると見えるが、村としての考え
はどうなっているか問います。

1、予算に大きな影響はないか。

2、臨時職員の増減はあるのか。

3、認可保育所がライカム地区に建つ予定だ
が、その進捗状況を伺います。

イ、温和会は認可したにもかかわらず、土地
購入の問題で認可を取り下げたことがあるが、
念のため今回は間違いはないのか。

4、村民体育館について。

村民体育館は供用開始してから約1年経過し
たので、その利用状況を問います。

イ、体育館の施設は、村民にどう評価されて
いるのか問います。

ロ、駐車場の利用状況はどうなっているか。

ハ、体育館は20年後に村の所有に移るが、一
方、スポーツクラブはどうか伺います。

ニ、新庁舎建設においては2回決議を経たが、
村民体育館については、債務負担行為のみの議
決で1回だけでありました。9月議会での答弁
は、リースだからとのことだった。正直、まだ
釈然としていないので、文章で回答を求めたい
と思います。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えい
たします。

イオンモールと徳洲会病院の歩道橋建設に関
してですが、これもなかなか厳しいなと思って
いるんですが、今、私自身が国交省、そして防
衛省に交渉して、直接本省に行って、今、話を
しているところであります。なかなか国交省も
簡単じゃないものですから、その辺、両省庁、
強く要請を今後もやっていきたいなというふう
に思っています。

国交省はある程度理解をしているんですが、
じゃ、どういう形でやるかというのが、今ちょ
っと案を出しながら交渉をしているというところ
でありますので、引き続きやっていきたいな
と思っております。

会計年度任用制度なんですが、議員がおっし
ゃるとおり、大変これは予算に大きく影響して
おります。これは各市町村、非常にその予算を
つくるということ、大変だろうなと思っている
んですが、考え方というんですか、取り組み方
については、総務課長のほうに後ほど答弁させ
たいと思います。

3点目の認可保育所の件ですが、これはきの
うの一般質問でも出たんですが、確かに温和会
さん、土地の問題、そして建築業者の問題が
等々ありまして延びておりますが、その進捗も
踏まえて、福祉課長のほうに答弁をさせたいと
思います。

4点目の村民体育館です。

体育館はどう評価されているかということ
ですが、村民のスポーツを楽しむための施設とし
ての機能は、十分に備えているのではないかと
思っております。一部駐車場のトラブル等々が
あったんですが、大方、利用者からは良好な意
見が寄せられているというふうに聞いておりま

す。

以下の御質問に関しては、それぞれ担当課のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉義弘議員の、私は2点目の会計年度任用職員についてお答えします。

まず、1点目の予算の件ですが、会計年度任用職員へ4月から移行することによりまして、少なくとも期末手当が発生します。そのことから、予算に大きく影響するものだと思っております。

次に、臨時職員等の増減であります。臨時職員と嘱託職員を含めて会計年度任用職員へ移行することになります。大幅な増減はないものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私からは3番目の新しい認可保育所についてのお答えをさせていただきます。

お答えする前に、まず御質問にあります温和会の認可についてでございますけれども、認可というものは、あくまで建物ができて、その面積基準とか職員の配置基準が決まった上で、県が認可するものでございますので、今回は村の選定という形で温和会を決定しているものでございますので、ご承知おきください。

では、御質問の回答でございますが、社会福祉法人温和会のライカム地区における認可保育施設の整備につきましては、同法人の土地の取得を受けて、令和元年6月18日付で保育所等整備補助金交付決定を行っております。

11月に建築工事の入札が行われ、工事業者が確定した旨の報告を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

私のほうからは4点目の村民体育館についてですが、1番目の体育館の評価については村長が述べられましたので、2番のほうの説明をしたいと思っております。

駐車場の利用状況にどうなっているかということなんですが、駐車場の利用については、統計は直接はとっておりませんけれども、駐車スペースは共用駐車場で70台となっており、平日においては、あきがある利用状況だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、この3番、4番のほう、こちらのほうについて回答したいと思います。

体育館の20年後の所有に関しましては、村に移行されるということを前提で、今、進めているところなんですけれども、この隣接するスポーツクラブはどうなるのかという御質問ですが、もともとスポーツクラブの建物自体が民間所有の建物でございまして、実際こちらを運営されているルネッサンスさんに確認したところ、特に経営とか、あとは事業規模、こういったものの拡大とかそういうのも含めて、特に問題がないようでしたら、この経営も含めて全て継続していきたいというふうにおっしゃられておられました。

続きまして、これはちょっと議員のほうで釈然としていないということでございますけれども、以前にも御説明差し上げておりますが、以前と同じような形でちょっと御説明をさせていただきます。

村民体育館につきましては、事業の企画段階

より民間参画で進めた事案でございますので、正式にはP P Pと言われる、こういう手法にのっとった民間所有の施設を一定期間、行政が借り受けして、今度は行政のほうで運営をやっていくという手法でございます。俗に言う民設公営というやり方です。

今回の村民体育館に関する事業についての議会承認におきましては、P F I 法第12条及びP F I 法施行令の第3条に記載されているとおり、町村における買入れ、もしくは借り入れにつきましては、5,000万円以上となる案件については議決を要することとなっております。このあたりにつきましては賃貸借契約ともなりますので、実際、地方自治法では、賃貸借契約は議決事項にはなっておりません。

こういうことも含めまして、こういった議会に管理していただくということも含めて、債務負担行為をしていただくのは議決事項にもなっておりますので、これはこのP F I 法の施行令に基づく議決に関しては、この債務負担行為に関する議決を兼ねることができるということで、以前もお話ししたとおりでございますけれども、またこの回答につきましては、国の所管部署であります内閣府のP F I 推進室というところが専門の部署でございます、こちらにも確認をとって、こういった回答で問題ないということで言われておりますので、前回もお答えしたとおり、こういった形で回答させていただきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

では、会計年度任用制度から再質問したいと思います。

せんだっての議案書の質問に対しても答えがありましたけれども、予算に大きく影響することなのですが、幾らでしたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

前回もお話ししましたがけれども、あくまで今、想定段階で、確実な数字ではないんですけれども、うちとしては約8,000万ぐらいを想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その予算のいわゆる出どころというか、これは一般財源から出るんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

この予算の、今、臨時嘱託の約5割が特定財源、補助を使っておりますので、約半分が特定財源の歳入が入ってくるという想定をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ということは、約半分ぐらいですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

はい、そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

那覇市の市役所の労組から事前にちょっと説明を受けたんですが、その中に、ボーナスの額がそれに全部上乘せされて8,000万になっているんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今回、期末手当、ボーナスも発生しますけれども、通勤手当もふえます。職員並みにふえます。時間外手当も支給されることになります。給与も基本号給から経験年数をプラスした個人個人の給料が変わりますので、それも含めた形で大体8,000万じゃないかなということを想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

それを聞いてはいいか、ちょっと迷いますけれども、那覇市役所が2.6カ月のボーナスで当局とも決定したそうです。そのあたりの計算もされていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

うちの条例、可決されると規則になるんですけれども、うちも年間2.6の計算をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

逆に、今度、その基本給にも影響が出るということですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

そうでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この前の時点では、臨時職員あるいは嘱託職員が160名でしたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

臨時職員、嘱託職員、合わせて164名となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

約、正職員と同じぐらいですか。大体半々ぐらいという形で見ていいんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

正職員は約140名ぐらいなので、少し若干多い状態となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

次にいきたいと思いますが、会計年度に移行することになるが、大幅増減はないとのことだが、よく考えると大幅がないということであって、小幅の増減はあるんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

当初予算等、必要な数はもちろん確保するし、事業が終わって必要なければ、もちろん減になるということなので、多少の増減はあると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

このあたりはまだ調査中だと思いますけれども、やはりその過程で、もう自分たちがいわゆる削減の対象になるんじゃないかなと心配している臨時職員や嘱託職員もいらっしゃるようなんですよ。そのあたりの、今、小幅と言っていますが、大体何名ぐらいかわかりますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

わかりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、もう一つ。

課によっては、ちょっと少し多目になるのかなとか、あるいは全くないとか、そういったことも考えられますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的には現体制でいきたいと思っています。ですから、その各課事業の進捗ぐあいで減ったりふえたりというのはあるはずですが、問題は、これだけ予算が膨らむわけですから、苦肉の策に、今、働き方改革ということでやっているんですが、じゃその予算措置を国がやれないのかと。これは全国町村会でもかなり大きな問題になっています。この予算を全て自治体に任せて、誰が面倒を見るんだというような話を今やっているわけです。

ですから、国に今お願いしているのは、働き方改革で改革するのはいいんですけど、そのしわ寄せは全部市町村に丸投げかというような、

今、議論をしていて、国に要請も継続して、これは国が面倒を見るべきじゃないかと、国の方針でやっているんですからという話を今やっているところなんです。

ですから、臨時嘱託職員の待遇は非常によくなるわけですよ、当然、これまで以上に。ですから、その辺は我々としても確保していきたいというふうに思っているんですが、じゃこの財源、降って湧いたような話ですから、国はそういう面倒をしっかりと、地方自治体に負担にならないような体制をつくってくれというような、今、要請もしているわけですから、その大きな心配は、臨時嘱託職員の皆さんは、逆に待遇はよくなるということは理解をしていると思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

私も、実は今、村長がおっしゃるように、やっぱり基本的には、僕は国から言いつ放しではなくて、その辺の予算も面倒を見なくちゃ、これは各自治体は非常に困るだろうなと。でも、そういう意味からすると、どうも働き方改革という意味が何となく理解できなくなってしまう。やっぱり環境をよくする、あるいは人数も適正に配置する、そういったものが基本的には働き方改革の一つではないかと思っています。

そういった意味では、村長にも大変だろうけれども、御努力をいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、那覇市役所の労働組合の考え方、もう決まったそうですが、経験やベテラン嘱託職員や臨時職員もいるということですが、基本的には人数は減らさないと。そして、この人たちを削減しないと。ただし、募集はかけると。

じゃ、どういう意味かといいますと、やっぱりベテランは経験も豊富だし、知識もあるし、知恵もあるし、そういった意味からすると、や

っぱり能率的・効率的にはベテランを置いておいたほうがいいということで、そのように決まったそうですが、そのあたりの考えはどうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、募集のやり方が、今いる臨時嘱託職員も、ある程度一定期間、自分で募集で申請をします。新たに来る人も申請してもらいます。その中で、ただ総務課に希望する職員がいれば、この中から書類選考、また必要であれば面接しながら決めていくという形をとっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

あと、課によっては今のままでいいと、あるいは、逆にまた減らさなくちゃいけないとか、そういったことがありますけれども、やっぱりそういう考えはありますか。いわゆるそのままだと、やっぱり減らさなくちゃいけない課というのがありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

先ほども言いましたけれども、事業があればもちろんふやすし、なくなると減っていくし、また産休とかあれば、その分はふえていくので、そういう増減はあると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今の課長の答弁聞くと、なくなる事業というのももう予想されているんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、会計年度任用職員の移行に伴っての人数の大幅な増減はないということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

かつて宮城盛光議員が雇いどめとか、そういったような言葉を聞いていましたけれども、きっとベテラン臨時職員が、あるいはまた嘱託職員が削減の対象になったときに、この訴えからすると、子どもたちがまだ小さいので、何とかそのまま継続してもらいたいという希望が、やっぱり届いているんですよ。その点、皆さん方にも届いていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

私のほうにはそういう話はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なければいいかと希望しています。

先ほど職員の減もあるだろうということも想定されるようだけれども、ただ、今後、もう村長もよくおっしゃるように、アワセ地区がこれから発展していくだろうと。そして発展していくと同時に、いわゆる役場職員の仕事量もふえていくだろうと。そういった中で、やっぱり行政サービスの件で、ある意味では職員は減らさないほうがいいんじゃないかなという僕は希望を持っていますけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

先ほどから言っていますけれども、減らす予定もございませんし、この事業によって波があるということです。特段、会計年度任用職員になったからといって、一気に減らすということは考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その答弁を待っていました。少し安心しました。

次の質問にいきたいと思います。

高架橋建設について伺いたいと思います。

現在、国土交通省及び防衛省に補助事業としての採択を問合わせているところですが、9月の議会での質問のときと変化はないのか、それで10月ということもあり、政府の予算が決まると思うので、そろそろ結論が出てよいのではないかと思います。先ほどの答弁でいいのかな。もう一回。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

国の予算を決めるとき、北中城村の歩道橋建設という形では決めません。これは出てこないですよ。当然、県を通して来るわけですから。ただ、県がやれないと、優先順位が低いよということですから、じゃ村としては、その補助があつて、残り分はイオンや村や徳洲会で持ちますよという交渉を今しているんです。

ですから、何とか社会資本整備事業の中でそれを認めてくれと。当然、その分というわけにはいかないですから、県でプールで来ますから、それはまた県と交渉しながら、国は、じゃそうしましょうということを、これはそのプールで来ますから、それは後、また県と国との交渉だろうと思っています。

だから、この事業が、国がそれをやろうと、いいことじゃないかということを確認していただければ、国交省が、いいのかなと思っています。

もう一つは、国交省は厳しいというんであれば、防衛省、今、当たっていますけれども、要するに軍用地跡地のモデル的な、ここはエリアだということで、これまでも防衛省には協力していただいているわけですよ。ですから、最後まで面倒を見てもらって、そこは徳洲会とイオンモールと体育館と連携して、コンセプトがあるので、それを何とか手助けしてほしいということの、今お願いをしているところであります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この予算要求はどれぐらいの額ですか。それとも、前回、前々回は、当初その建設費が3億3,000万ぐらいかかるだろうと、あるいは、その次、詰めてみたら2億幾らかということですが、予算要求の額は出ていますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

実際、これが採択を受ける、受けないというはっきりした、受けてもいいよというような判断が出ないと、予算要求などはできません。ただし、実際、当時、基本設計を行っているときには、これもう以前お答えしたと思うんですけども、大体、基本設計の際には、建築で約3億5,000万、あとそれをやるための詳細な設計、

これも約5,000万ぐらいかかる予定ですので、恐らく全体的に要求するのは約4億。ただし当時の計算方法なので、今、労務費とかもう大分変わっています。ですので、恐らく、これは振れ幅があると思うんですけども、約、それ前後で恐らく要求する形、もし認められたら要求していかないといけないのかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その建設に当たっては、国と県と、そして民間の資金も導入するという考えを持っている、そういったようなんですけれども、ちなみに私も町村議会の事務局で調べたんですが、民間の資金ももちろん導入できることはできると。ただし、利益を優先するので、結構厳しいんじゃないかなという答えがあったんですよ。

そういう中で、今3つの分野からすると、民間の、予算がまだ決まっていないということだから、どれぐらいの割合で考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

割合というか、具体的な金額は提示していません。ただ、今お願いしているのは、村と一緒にやって、その建設に向けて協力できんかという話をしています。もちろんそれはぜひ協力をしていきたいと、当然イオンモールさんも徳洲会さんも、それがあれば非常に助かるということですから。その辺が決まったら、どういう形でやるのか、法的にもそれが適正かどうかも踏まえてやっていきたいと。ただ、確認を今しているということだけです。村だけでやるのは大変ですから、その辺をお願いしたいということです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

民間からのこれはお願いでしているのか、あるいは、そういう、進んでいるのか、あるいは逆に、こちらからぜひ皆さん方も加わってくださいということで進められているのか、これをちょっと教えてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは当初からアワセ土地の開発の中で、こういう形でやろうという構想を持っているわけですよ。当然、全て国の予算でできればいいことですが、なかなか難しいというのであるならば、協力を惜しみませんよということも向こうから言っているし、こちら側もお願いしたいということなんです。御承知のとおり、もう徳洲会さんは既にその準備もしているわけですから。そういう意味では、その意思はあるという確認はずっとやっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、国との交渉中ということですが、この最終の見通しというか、結論はいつごろ出るかも考えていらっしゃいますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これがわかれば非常に私は楽なんです、やっぱり足しげく通ってお願いするしかないのかなと思っています。ですから、いつになるかというのは、なかなか今、確定はできませんが、ぜひその事業の意義をしっかりと国のほうに認識していただいて、こちらが汗をかくということが大事だろうと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

確かに村長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、村長としての希望は、できるだけ早いほうがいいということなのか、あるいは、いつごろまでに結論が出ればいいのかなどという考えをお持ちですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

一刻も早く、一日も早くやれたらいいなと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

次にいきたいと思います。

新認可保育所についてですが、社会福祉法人温和会のライカム地区における認可保育施設の整備については、令和元年6月18日付で保育所等整備補助金交付決定を行っているが、11月に建築工事への入札が行われ、事業者が確定したとのことだが、問題は4月1日のオープンに間に合うかどうか危惧していますけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現時点では、令和2年4月オープンについては厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

この募集人員は何名だということだったんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

新しい認可保育所の定員につきましては、90名を予定しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

募集は、もうかけているんですか、それともまだですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、令和2年度の認可保育所の新規の募集を行っておりますけれども、この新しい認可保育所については、募集を行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

きのうの答弁の中にもありましたけれども、どうも1月1日には間に合わなくて、いわゆるその次の年に食い込むだろうということですので、それで募集はしていないということですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

ちょっとやっぱり懸念するのは、その年齢にきた保育児あるいは園児のお父さんお母さん方、

保護者は、その話も出ているので、来年は自分たちは安心して保育所に入れるんじゃないかと期待している保護者もいると思うんです。だから、そういった意味からすると、少し迷惑をかけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

確かに現在もまだ待機児童は発生している状況でございますので、そういった面では御不便をかける形になるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

いわゆる期待している保護者の皆様方の人数がある程度把握できると思うんですけれども、そういった人たちにもおわびというか、あるいはまたこういったこと、事情を説明する機会もあるんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

現時点においては、まだ募集も行っておりませんので、個別にその認可保育所の整備のおくれについての説明会等を行う予定は考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そういった意味で、村民のどういう人たちが入ってくるかということは決まっていない、また連絡もしていないのでわからない、募集もしていないのでわからないということですが、今回、温和会の件については、1回だけでなく、この2回もそういった、僕は瑕疵と見ています

けれども、村長、それでいいかどうか、ちょっと聞きたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

その開園がおくれているというのは、大変残念だなと思っております。理事長先生にも早目にやってくれということをお願いをしているところですが、ただ、温和会さんも故意におくらせているわけでもなく、地主と合意ができると思ったものが、なかなか地主がオーケーが出せなかったという時間的な問題、そして2回目は、もう準備しているんですが、落札できなかった業者さんが辞退をしていくという中で、これはもう厳しいのかなと思ったんですが、やっぱり県と調整して、その交付決定をそのままでもいいですよと、次年度にまたいいのでやってくれということが了解を得たので、温和会さんも安心をして、再度やり直してということで、業者さんをしっかり選定して今回を決めたということですから、私も非常に早目に開園できるものと期待をしていたんですが、そういう諸事情でできないということであれば、やむを得ないということであります。

だから、温和会さんもぜひやるという強い希望を持っているので、ぜひ継続して頑張ってもらいたいという思いをしているところです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

第1回目の土地購入がうまくできなかったということで、地主組合もその点では非常に残念がっていましたが、ただ2回目の土地購

入を求めに行ったときには、理事会ではやっぱり信用ができないというのかわかりませんが、いわゆる全員一致で購入は認めないで、おこうという考えがあったそうです。ただし、別な力が入ったのかわかりませんが、結局最終的には、売ることになったということをしていましたけれども、そのあたりは知っていましたか、村長は。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは、地主会のお話は、私は伺っておりませんし、地主会も早目にやるという方向性だということを聞いたんですが、詳しい事情は私も知らないですね。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

一つ気になるのが、別に温和会に恨みつらみがあるわけじゃない、ぜひ我々もどっちかという、認可保育所をやったりふやしてほしいという希望があったので、いいと思いますけれども、今回の温和会を選定した中で、これはプロポーザル方式だったんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

私から言いますと、このプロポーザル方式も結構ですが、プロポーザル方式は、この温和会が、あるいはまた決めるときにはその対象が、非常に素晴らしいものがあると、ある条件を満たすということだと思えるんですけど、今回の温和会を再度決める時の考え方というか、

どういうふうに決められたんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

選定委員会を設置いたしまして、選定基準等を公表した後に、その基準に準じて選定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

よく、いい例かどうかわかりませんが、一度そういうように、例えば取り下げたとか、あるいはまた事業が進まないとかいう中で、いわゆるおりた場合、あるいはおろされた場合、やっぱりペナルティーがあると思うんです。また、ほかの建設業界から聞いてみますと、やっぱりもう二、三年は、だて入れないよということでもありますけれども、温和会についてはそうに、僕からすると温情的な判断がされたのかなと思っていますけれども、どうですか、それは。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

温情的なことは何もないです。特別に面倒を見たんじゃないかというような思われ方ですが、決してそういうことではなくて、仮に県が交付決定取り消しというんだったら、ゼロベースでやりかえなきゃいけないということですが、県も納得をして、いいですよ、そういう事情であれば継続してやってくださいということの承認を得ていますので、故意にやったなら、ペナルティーとかいろいろやり直しかいいうことを考えられるはずなんですけど、これはもう致し方ない事情というんですか、温和会さんも一所懸命やりながら、それをできなかったということ

ですから、これは事情を勘案すると、ペナルティーだとか、こちらが温情とか、そういう話ではなくて、淡々と事業計画をして、それにたまたまできなかつた。それを、交付金をいただくわけですから、それはどうでしょうか、こういう事情ですけれども、ということで承認を受けているわけですから、特段、私は問題ないと思っています。

ですから、早目のしっかりした開園日を設定して、年明け、工事が始まるということですから、それをしっかり見ていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに村長のおっしゃるとおりですが、少なくとも村民に不都合なことが起こっている、あるいは起こり得るということがあるので、やっぱり立派な、あるいはこの温和会が7施設持っているということで非常に安定しているんじゃないかということの、これは前、課長からも話がありましたけれども、私は、また逆に、多ければ多くなるほど、ガバナンスというか、いわゆる利益事業であればいいけれども、これは福祉事業なので、多ければ多いほど、何となく目配り気配りが非常に希薄になる可能性がある中で、その程度を心配して、私は何となくこの温和会に対しては消極的な意見を持っていたんです。

そういった意味からも、そういった中でこういった事情が出てきたので、何となく大丈夫かなと、今後迷惑をかけないのかなという不安がないわけではないんです。そういった意味からすると、村長もしっかり考えていらっしゃる中で、ぜひ早目に実現するように期待をしたいと思います。

じゃ、次にいききたいと思います。

村民体育館について、村民体育館の施設とし

ては、機能は十分であるし、利用者からは良好と意見が寄せられていることが、この良好という意味がちょっとよくわかりませんが、説明いただけますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

先ほどから言っていますけれども、駐車場については多少少ないものですから、目をかけているところはあるんですけれども、体育館については、シャワー設備も常設していますし、ほかの市町村ではなかなかクーラーを設備しているということで、極端に言えば、来年度、南九州国体が沖縄県も会場になって当たっているんですけれども、どうしても北中城村の体育館を借りたいということで。その理由は、クーラー設備があるということです。

中頭大会とか県民体育大会もそうですけれども、バドミントンとか夏場にやるものですから、どうしても風が入るといけないと、窓を遮断してやるんですよ。その点、もうほかの競技団体からは、今後も利用させてくださいという要望とかも受けている状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、気づいたんですけれども、来年の件の国体というか、それで北中城村でやる種目はわかりますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

来年度、北中城村で南九州国体、受け入れするんですけれども、種目はフェンシングとなっています。かのスポーツは、真っ暗な状態で、何か電気で反応する設備を使うということで、

カーテン、暗幕して、クーラーをかけてやるようです。これはもう決定しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

先ほどの質問の中で、利用者からは設備等は非常によろしいと。このご意見は、直接この教育委員会に届いているのか、あるいは人を通してなのか、あるいは電話とかお手紙とか、そういった意味で評判というふうに見ているんですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

体育館の利用の申請時とか、またいろんな協会の集まりとか、私たちも体協事務局を見ているものですから、そういう各会長あたりからもぜひ使わせてほしい、すばらしいということでは、直接も聞いています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちょっともう一遍戻りますけれども、フェンシングが決まったようだけれども、フェンシングは、わかっていればいいですけれども、あれは生の床を使うんですか、それともその上に何か敷いてやるのか、その他でもわかりますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

私たちもフェンシングという種目の競技自体はわかるんですけれども、どういう形でやるかはちょっとわからないんですけれども、来年は県のほうから職員も配置が来ます。ことしも全国高校総体やったんですけれども、その専門の

先生を配置するということで受けていますので、その先生が段取り等については一切やるということで確認をとっていますので、そういうことです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

多分わからんだろうと思ったけれども、一応念のために質問はしてみました。

というのは、実はさっきからこの質問の中に、苦情はないかとか、あるいはまた良好だとかの御意見がありますけれども、なぜか僕にはクレームが結構来ているんですよ。

1つには、この前、バスケットの比較的専門というか、沖縄県のシニア部門で今、頑張っているそうだけれども、その方から、この床が全く使えないと。そして、自分たちは体育館は利用しないと。そして、さらに中部地区の病院にはバレーボールが強いチームがありますけれども、その方からも、その人に、うちは北中城村の体育館は使わないよということのクレームというか、使わなければ別に問題はないと思うけれども、やっぱり基本的には使いたいという気持ちを持っているので、すごく言われたのが、つくりかえてくれと。ここまで極端に言われて、もう謝るしかなかったんですけれども、謝りました。

そういった、さっきこのフェンシングが生の床を使いますかということを聞いたんですけれども、このあたりの問題はどうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

フェンシングの話は、僕はいいと思います、これは競技ですからね。ただ、そういう苦情があるというのは、私は聞いたことがありません。何で義弘議員が謝るのか。謝る必要はないんじ

やないですかねと思います、これは。当然、使えないんだったら、使えない競技、使えない人は、使わなくていいわけですよ、使いたい人がいるわけですから。あえてそれを難癖つけるという方もいらっしゃるかもしれませんが、あえてそこで強調する必要はないんじゃないかなと私は思いますよ、これは、村がつくった村の村民体育館ですから。苦情があるんだったら、私のところへ来てくださいと。それは村長のところへ行けと言ったほうがいいと思いますよ。

何も決して議員さんがその方々に謝る必要はないと思いますよ、私は。そこが嫌だったら使わなければいいです、別のところで自分たちに合うところを使えばいいわけですから。

だから、そういうことで、何ですか、確かにいらっしゃるはずですよ、一部。そういうことを強調すると、何も村民体育館が利用されていないとか、村民体育館の評判が悪いよということ、私は議会で言う必要はないんじゃないかなと思いますよ。当然いろいろな方がいらっしゃるから、意見は意見としてあるかもしれませんが、今、担当課長からいろんな意見が、良好だというお話を聞いているわけですから、それをじゃ、どういう形でもっと広げていくかを議論すればいいんじゃないかなと思っています。

確かに駐車場問題、いろいろあります。そういうことは、今後、我々としては検討していきたい。ただ、この施設が悪いとか取り壊せというお話は、私たちにってはとんでもない、こんな失礼な話はないだろうと、誰が言ったかと私は言いたいぐらいですよ、この人を私のところへ連れてこいと。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、後で言いますよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ああ、言ってください、ぜひ。どういうつもりかと。頭にきていますと。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長は幸せだなと思いました、今。我々が謝っても、我々も議決して決めているんですよ。だから、それなりの責任感はあるつもりです。だから、すみませんって謝ったのは。

でも、僕は反対しましたよ、体育館については、ですよ。

○議長（名幸利積）

今、質問中です。

○10番（比嘉義弘議員）

いいですか。

じゃ、また次にいきたいと思います。これは、それでまた後で、個人的に話したいと思います。

もう一つ、御婦人方から、イベントをそこで考えているけれども、会議室はあるかと聞かれたんですよ。それで僕は、その前に、中の町小学校の体育館も新品だということなので、見に行ったら会議室ありました。

ところが、その旨、僕の想像で言ってしまうて、うちもありますよと言って、でも念のために確認してからもう一回返事しますからということで、そうしたら、ないということがわかって、非常にその御婦人にちょっと迷惑をかけたなど。

後々に、そこでやりましたかと、村民体育館を使いましたかと聞いたら、やっぱり事前打ち合わせが必要なので、どうしても会議室が必要だ、だからもう使えませんでしたと。じゃ、念

のため、どこを使ったんですかと聞いたら、県総で使いましたと。そのときも、何となく申しわけない気持ちがありました。

まずその一点、また、その次。

それから、音響設備が、この音がなかなか聞き取りにくいということで。これは村内の福祉関係の企業が、やっぱり今の音が聞き取りにくいということで、じゃ、どこに移したかという、村民の公民館に移したということがあったので、そのあたりの情報は入っていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほどからどうもマイナスな意見ばかりなんです、当然、最初から会議室はありません、ここは。ですから、会議室を備えているところを最初から使えばいい話ですよ、ここは。ないと確認ができれば、じゃほかを使いますというだけの話だと思います。

ですから、音響がいいところは、当然、音響のいいところでやってくださいということで、ここはあくまで体育館ですから、先ほど来あれですが、議会も納得をして議決していただいていますよ。だから、謝る必要もないわけですよ。自信を持って義弘議員も、いや、ここはいいよ、こういう形でと宣伝してもらいたいなど。マイナス意見を聞いて、ごめんなさいと言う必要はないんじゃないかと思いますよ。

これは、村も議会も一緒になってやったわけですから、自信を持っていい体育館ですよ、使ってくださいよと。ただ、こういう条件が合わなければ、ほかへ行ってくださいということだけでいいんじゃないかと思うんですが、私はどうもさっきからマイナスの話ばかりするんですが、義弘議員はこの体育館についてどう思っているのか、逆に御本人はどう思っているのかを聞きたいなど。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

先ほども言いましたけれども、村長は幸せだなど。私は村民から声があるんですよ。それを無視していいんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

誰も無視すると言っていないですよ。

いい意見もあるのに、マイナス意見ばかり議会で言うと、ただこの辺は、こういう例えばそういう意見があるからどうするのと、これは担当課に直接言ってくださいよ、こういうのは。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

やっぱり村長にもそのあたりは理解しておかないと、いろいろとまた、先ほどから村長は幸せだなどというのは、僕は逆に言えば、裸の王様になっているような気がしてしょうがないんですよ。たくさんこういったクレームがあるのに、いやいや、ほかを使ってくださいと村民に言えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

もしクレームがあれば、担当課になり、村長なりに言ってくださいと投げたらいいじゃないですか。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

言っているじゃないですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

担当課のほうで聞いていないというんだから、議会で言う前に、担当課に言って改善がされな

ければ、言ってくださいよ。村長にも言えよと。それを調査しますよ、我々も、どういう件なのかということ。いきなり聞いていない話を議会で言われて、村民が聞くと、何、村長、わかりながらそんなことをやっているのかと、担当課もわかりながらそんなことを改善していないのかと言われるわけですよ。何も聞かないわけじゃないですよ。これが裸の王様になるわけじゃないですか。

だから、当然、意見は聞きますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

言い過ぎたよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それは訂正してくださいよ。こんなので裸の王様と指摘されたんじゃ話にならないですから、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

久しぶりに興奮しました。

村長が大体反問するときには、顔も真っ赤になって、何か反問なのか反論なのかわからない。

○村長（新垣邦男）

これは議会の場でそういう質問を……

○議長（名幸利積）

挙手で許可を得て発言をしてください。

今、質問中です。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、一つ、最後に、もう本当はまだ否定用

語はたくさんあります、残念ながら。だから、そのときもひとつ、またもう一度、教育委員会にお話しして改良してもらいたいと思います。

最後の文章で答えてもらいたいということで申し上げましたけれども、一応念のため僕も勉強したいです。全くおっしゃるとおりです。PFIによる議決、これは地方公共団体特例事業による契約での種類及び金額について、政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ議会の議決を得なければならないと。そして、これは5,000万以上と。

しかし、リース料だから、そういった意味では1回でいいというような認め方の文書があるんですけども、ただ、今回の体育館については、いろんな流れがあって決まったので、せめて体育館のいわゆる……じゃ、後でこれはまた建設課長に質問したいと思います。

これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。1時再開します。午後1時です。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

こんにちは。まだ午前中の余韻が残っているかと思いますが、冷静に質問させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

行政執行部の皆さんにだけは難儀させてはいけません。執行部の皆さんと一緒に難儀しましょう。一緒に汗をかきましょうではありませんか。まさに行政と議会は車の両輪かと思います。至極、私は当然だと思います。村民のための村

民の村政をぜひとも一緒に実現しようではありませんか。まさにこれが私は「ONE TEAM」じゃないかなと思っております。

私も地域のほうで、いの一番の思いといたしましては、今風で言いますと、まさに「ONE TEAM」なのかなと。地域のことにつきましても、地元の地域の皆さん、区長、それから地域に議員の方もいらっしゃいます。スクラムを組んで、住民目線のホームがまさに私は「ONE TEAM」、それをこのたびのラグビー日本代表の皆さんから教わりました。

そして、後援会の皆さんと相談する機会もありました。

また、村民の皆さんとお会いしてお話を聞くこともできました。

たくさんの村民の皆さんとお言葉をいただきまして、次に一般質問をいたします。

選挙の公約について。

1、村長にとって選挙公約とは、どのように認識しているか。

2、1期、2期、3期と村長の選挙公約を御自身でどのように精査し、村民へどのように説明責任を果たしたか。

3、とりわけ「愛される村づくり」について、具体的な達成度はいかがだったか。

4、平成28年12月4日執行、北中城村長選挙、4期目の選挙公約について。

「新垣クニオの政策！夢ある村づくりを実現します！」。

①パークゴルフ場建設。

②学校給食費半額補助。

③子ども医療費、中学校まで通院・入院無料化。

④村民体育館早期建設。

⑤頑張る子どもたちへ、日本一の英語教育と特別奨学金創設。

⑥村内冠水対策事業。

⑦認可園をふやし、待機児童解消。

⑧村内巡回コミュニティバス。

⑨アワセゴルフ場跡地開発の完成。

⑩東海岸地域のまちづくり開発。

⑪防災拠点となる多目的アリーナ建設。

⑫65歳以上のインフルエンザワクチン無料化。

⑬農水産業の推進と6次産業化の推進。

「あなたの1票で北中城村を前進させましょう！」とあったが、1万7,000人北中城村民の皆さんとのお約束と私は承知しております。とりわけ⑪防災拠点となる多目的アリーナ建設は、3年前の村長選挙の最大の争点であったことから、村民の皆さんは村長の説明の一字一句に大変な注視をいたしていると承知しておりますことから、説得力のある詳細な説明をぜひともお願いしたい。

終わりに、村民の皆さんが望んでおられる早期に、次の件についてお願いしたい。

村長4期目の選挙公約について、いつ、どこで、どのような形で北中城村民の皆さんへ説明責任を果たされるのか伺いたい。

北中城村民の皆さんから反問権をいただくことのないように、真摯に丁寧に説明責任の重責を果たされるようお願いしたい。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

選挙公約とあるんですが、これは村長だけではなく、当然、議会議員も選良ですから、同じ立場だろうと思います。村長にとっての1番目、選挙公約とは、もうこれは、選挙をやる人たちはみんなそうなんですが、有権者、私にとっては村民の皆さんとのお約束だろうと、公約は、そういう認識を持っております。

1期、2期、3期と村長の選挙公約とは、自分自身でどのように精査しているかということ

ですが、村民にはどのような説明責任ということですが、これまで選挙を通して、その公約が実現できている部分、できていない部分は、選挙で信を問うということでやってきたつもりです。

私自身で精査というよりも、当然できている部分、できていない部分は、これははっきりしていますので、なるべくその選挙公約は全て達成できるように日々努力をしているところであります。

3点目の「愛される村づくり」の具体的な達成度というんですが、これは私自身が評価というよりも、村民の皆さんがどう感じていらっしゃるのかなということが大事なのかなと思っております。「愛される村づくり」というのは、やっぱり、住んでよかった、住みたい、そしてこの村がもっと発展をしながら、住民の皆さんが自分の村に誇りが持てる、そういう思いを込めてやっているんですが、これは自分自身で達成度と言われても、どうなのかなと思っております。

4点目の4期目の選挙公約ということであるんですが、防災拠点多目的アリーナの建設、これについては、これまでもいろいろ、議会でも議論をいただいて進めようという思いは当然のごとくあります。そして、防衛省から補助もいただいているというときに、どうしても地権者との合意ができていないということですから、その辺を今、地権者にぜひ理解をいただきたいということで、取り組んでいるところなんです、それが解決するならば、やっていけるだろうと思っております。

ただ、これまでもお話をしてきたんですが、そのアリーナが、沖縄市に1万人アリーナができたということに関して、本当にそれでいいのかどうかどうなのかということ、当然、村民の皆さんからも、同じようなものをつくってどうなのということもお声を聞いていますので、

それについては、やっぱりその硬直している期間で、当初の計画でいいのかどうかということも踏まえて、もう一度この選挙公約にある多目的アリーナが本当に村民の皆さんにとっていいのか、村づくりにとっていいのかどうかということは、立ち返って考えてみる必要も一部あるのかなという思いはしているところであります。

ですから、凍結と、今の時点で、国のほうにもしばらく時間をくださいということをお願いをしているところでありますので、そういう意味では、早目にこれは解決をしていきたいという思いであります。

最後の4期の選挙公約について、いつ、どこで、どのような形でというんですが、私は日々、それについては毎日の村政運営の中で示していくものじゃないかなと。紙ベースで言うと、主な公約、あるいは主な政策については、広報あたりでやっておりますし、村民の皆さんからのお問い合わせがあれば、それにも答えていきますし、もし村民の皆さんから説明をしてくれというんだったら、喜んで今の現状もお話をしていきたいと思っているところであります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

村長からのお話ありました。ちょっと私も危惧しておるのは、村長がお話ししたお隣の沖縄市のほうで、まさに今、建設中の沖縄市のスポーツコンベンションシティということで、象徴の多目的アリーナと言ってしまってもいいのかわかりませんが、そういった面ではそっちも進行されていますので。

それと、やはり相手があることですから、すぐにちょっと私も難しいのかなと。まさに村長が目玉としている防災の拠点という多目的アリーナということで、やっぱりこういった感じで

目玉といたしますか、そういった中で、せんだって3年前ですか、4期目の村長選挙の一番の争点でございましたので、その辺は村長のほうからも今、日々の中で村政運営についてお話ということをおっしゃりましたけれども、私的には、何もそれが足りないとは私申しません。申しませんが、皆さんちょっとやっぱり危惧しているのは、残り1年ということと、やはりそういった面では、なかなかまいち、この中間報告じゃないんですけれども、何もアリーナだけの問題じゃなくて、ほかのことにつきましても、本当に皆さんのお耳に入っているのかなと。もちろん私も今、議会としていろんな形で村長のほうから入っていますけれども、なかなかちょっと私たちだけでは言葉足らずというわけじゃないんですけれども、そういった面でやっぱり。

これも恐らく、これだけじゃなくて、私ども議員のほうもこういった場を通して、議会での一般質問等々、もちろん地域に帰りましてもやっているつもりなんですけれども、なかなかちょっとその辺が、100%皆さんのお耳に届いているのかなと。そういったちょっと危惧もございますので、何も私がこういった形で一般質問をしているからやってくださいとは、ちょっと私は申し上げませんけれども、その辺をもう一度吟味されて、村長は残り1年という形になっておりますので、そのように、私も村長と一緒に、村長を応援させていただきましたので、そういった面では、ぜひともその辺もと。私ではなかなかちょっと言葉足らずな部分もございますので、村長の生の声でぜひとも村民の方に、いろんな手法、方法がございますとは思いますが、ぜひともその辺はもう一度ちょっと吟味されて、やっていただければ幸いかなと。

というのは、やはり私の耳には、先ほども言いましたけれども、高齢者の方からはインフルエンザの件の心配とか、それから子育て世代の皆さんからは、学童に入れるのかな、保育所に

入れるのかな、そういった心配とか、それから、やっぱりバスがあったらいいねとか、それから、このたびも島袋で浸水・冠水もございましたので、そういった面でやっぱり。村長の公約に直結するものが、やはり多々多くて、そういったものがもろにちょっと入ってくるものですから、そういった面では、ぜひともそれをもう一度、繰り返しになりますけれども、やっていただけて、村民の声が届くような形でやっていただければ、私としてはありがたいなと思っております。

以上をもちまして私の質問は終わります。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時12分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

皆さん、こんにちは。

山田議員が早目に終わりましたので、ああこういうこともあるんだと思って、喜んでいいのか、当局としてはラッキーだったのかなと想ったりもしております。

それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

有機フッ素化合物の汚染水は本当に大丈夫かということについて質問します。

今、問題になっている有機フッ素化合物について、マスコミは頻繁に報道しています。また、スーパーなどに行くと、何か水を求めている方が多くなっているように感じております。

私は、去った6月定例議会の一般質問で行政当局に、水道水は本当に安全かと問いました。これからも人体に悪影響を与える有機フッ素化合物PFOS、PFOAで汚染された北谷浄水場からの水道水を村民は飲み続けなければなら

ないのか、村民の不安はますます広がっています。村民に有機フッ素化合物P F O S、P F O A等の有毒性について、広く知らせるべきであると考えております。

また、村当局は、村民の健康を守る責務があるから、再度、一般質問をすることにしました。

嘉手納・普天間基地で使用されていると言われている泡消火剤に有機フッ素化合物P F O S、P F O A、P F H X Sが含まれ、河川、湧き水、地下水に混入し、北谷浄水場の水質汚染を引き起こしているとの疑いが持たれています。

有機フッ素化合物は、生体内や自然環境内に長く蓄積するそうです。人体内に取り込まれると、半減期は約3.8から8.5年と言われていますが、しかし、私たちはこの水を毎日飲み続けているわけです。

これらの汚染物質の健康への影響は、第1に発がん性があること、第2に胎児や乳児の発育障害が懸念されていること、第3にコレステロール値を上昇させること、第4に甲状腺ホルモンに影響を与えることなどが指摘されています。P F O SやP F O Aは、ストックホルム条約により残留性有機フッ素化合物として製造や使用が制限されています。

さて、私たち北中城村民の飲み水は北谷浄水場系と石川浄水場系から給水されていますが、村民のほとんどが北谷浄水場から給水され、毎日、住民はこの汚染水を飲み続けています。まさに深刻な事態と言わざるを得ません。

ちなみに北谷浄水場からの給水地域は、宜野湾市と北谷町の全域、沖縄市、北中城村、西原町、浦添市、那覇市の一部で、7市町村、約45万人の住民に給水をされています。

2018年度の県企業局の調査、P F O S、P F O Aの合計によると、北谷浄水場の水源である比謝川取水ポンプ場は、最大で608 P P t、平均198 P P t、長田川取水ポンプ場は、最大で684 P P t、平均24 P P t、川崎川取水ポンプ

場は、最大で91 P P t、平均59 P P t、嘉手納井戸群は、最大105 P P t、平均71 P P t、大工廻川は最大で1,124 P P t、北谷浄水場は、最大で63 P P t、平均29 P P tとなっています。

だが、名護浄水場、石川浄水場、西原浄水場のP F O Sの濃度は1以下であるという。私は、北谷浄水場も1以下であるべきと考えています。

米環境保護庁は、2016年、P F O S、P F O Aの含有量を、1リットル当たり合計を70ナノグラム未満としています。法的拘束力の伴わない生涯健康勧告値を定めています。

しかし、ミシガン州を初め、幾つかの州が勧告のこの値を大幅に下回る独自の基準値を設定している州もあります。現在ミシガン州は、P F O S、9 P P t、P F O A、8 P P tで、合計で17ナノグラム、ニューヨーク州は、P F O Sは10 P P t、P F O Aは10 P P tと、合計で20ナノグラムとなっています。

また、ことしの9月28日の沖縄タイムスによれば、米ミシガン州やバーモント州、ウィスコンシン州など、有機フッ素化合物P F O S汚染の被害に対処してきた15州の知事らが、米上下両院軍事委員会の正副委員長ら4議員へ、厳格な基準の設定などを盛り込むよう求める連盟の書簡を送付したとの記事がありました。その要求は、米環境保護庁による強制力のある全国的な安全基準の設定と、米環境保護庁より厳しい独自の設定をしている州の権限維持を盛り込んでいます。ミシガン州などP F O Sに独自に対処してきた地方自治体は、この基準の安全性を疑問視しており、米環境保護基準の厳格化と州レベルの基準設定の尊重を法で義務づけるよう求めているという。

さて、去った6月議会での答弁について、その後、進展はあったのか、再度質問いたします。

1点目に、有機フッ素化合物について、汚染されている水道水は本当に安全か。村民への健康への被害はないのか、健康への安心安全は確

保できるのかを聞いたところ、村の答弁は、各市町村と連携し、企業局に対し、水道水の安全性を明確にし、周知してもらいたいと要望書を提出しているとのことだった。県民や村民に周知できたのかを伺います。

2点目に、村は沖縄県へ有機フッ素化合物の低減の措置に努めてもらいたいと要望書を提出したとしていますが、改善されていますか。具体的にお答えください。

3点目に、村民は危機感を覚えている。村民の体の中に有機フッ素化合物が蓄積されていることを考えれば、健康調査をすべきではないのかとの質問に対し、県とタイアップして調査をするとの答弁でしたが、どうなっておりますか。

4点目に、北谷浄水場からの配水をやめさせるべきだと考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物の汚染水の問題。確かにこれは大きな問題になっておりまして、大変心配をしているのは変わらないことであります。6月議会で議員から御指摘があったので、我々も心配して、先ほども議員からお話があったように企業局にも要望書を提出しております。ただ、企業局の見解で、今の段階で健康影響があるレベルとは考えにくいというお話なので、これはいかがなものかなということを思っています。

経緯については後ほど上下水道課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

もう1点目ですが、2点目、3点目においても、その対策というんですか、それについて企業局との話し合いの中で、どういう対策ができるのかを踏まえて、答弁をさせたいと思っております。

4点目の北谷浄水場からの配水をとめるべき

ではないかということですが、これはなかなか簡単にはいかないのかなと思っております。そうすると、生活用水にかなり影響が出てくるだろうと。じゃ、それを本村だけとめて、本村の村民の水道水の対応をどうするのかということとは、なかなか村単独でその対応ができるものでもございません。当然その汚染水が本当に大丈夫かということの方々に確認をするんですが、村単独で北谷浄水場からの配水をとめてくれとは、なかなか言えないんじゃないかなと、今の段階で。

逆に、とめさせて、対応はできるのかということになると、なかなかこれ、今の段階ではすぐ対応はできないというのは、はっきりしておりますし、難しいなというふうに思っているところであります。

ただ、なかなかこれ、明確に判断がされていないものですから、国のほうも基準を設定することになっているんですが、まだまだそれが明確にされていないということです。

ですから、近隣市町村長も、非常にこれについては頭を悩ませているというんですか、判断をしかねるということで、なかなかこの問題解決になっておりませんが、ぜひ県や国にも、これはどうなっているのかということで、今後も村民の健康に対する問題に関しては、必要であれば県や国にも要請をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

引き続き有機フッ素化合物について、私のほうから答弁いたします。

まず、水道水の有機フッ素化合物に対する安全性について、県企業局の認識でございますけれども、浄水後の値が米国環境保護庁の生涯健康勧告値、それが70ナノグラムとなっておりますけれども、それよりも低いレベルであること、

それと、さきの報道でございましたけれども、有機フッ素化合物汚染の調査を行った有識者、京都大学の名誉教授でございますけれども、その方のコメントとして、「現状では血清中のP F O S、P F O Aは、1981年当時に比べ大幅に減少しており、P F H X Sを含めて、健康影響があるレベルとは考えにくい。したがって、水道水の利用は現在の知識で判断すると、安全なレベルにあるといえる」と見解が示されております。

このようなことから、水道水の安全性は担保されていると考えられているところでございます。

各項目について、続いて答弁いたします。

まず、1点目、周知がどのように行われているかというようなことでございますけれども、まず企業局のホームページにおいて、毎月の検出状況について公表するとともに、安全性は担保されている旨明示されております。

また、6月議会のときで答弁した際に、本村のホームページにもそれをリンクして掲示するというお約束をしました。その後、速やかにホームページをリンクサイトとして掲載をしております。

次に、2点目でございますけれども、県企業局では、有機フッ素化合物の低減のため、粒状活性炭の入れかえ頻度を以前よりもふやしていると聞いております。具体的に言いますと、その粒状活性炭の池が16個ございまして、今までは年に2池ずつの入れかえをしていたものを、それを倍にふやして、4池ずつにふやして対応しているということでございます。

3点目ですけれども、有機フッ素化合物の健康被害に対する調査方法、例えば対象区分はどういったメニューを調べるのか、その頻度は、範囲をどうするのかなどについて村では知見がなく、また現在、国において水道水の有機フッ素化合物に関する基準化について検討が進めら

れているところでございます。当面は、これを注視してまいりたいと考えております。国のほうでは、来年4月ごろをめどに、暫定値として基準を示す方向で、今、取り組みがなされているものと理解しております。

4点目につきましては、先ほど村長から答弁があったとおりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

去った議会で、この有機フッ素化合物について県企業局のホームページに掲載してほしいということを要望しましたら、ちゃんとリンクサイトしてございましたので、お礼を申し上げます。

それで私が第1点目にお聞きしたいことは、これは県としてもそうですけれども、村としても村民に、今どれだけの周知ができているのか見解を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その周知といっても、ホームページに掲載しておりますが、うちのホームページでカウントをとっておりません。要は、どれぐらいの人がアクセスしたかというところは把握できておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは先ほど村長もおっしゃったように、非常にもう大事なことで、命にかかわることですので、ぜひこれを、恐らく企業局の情報というのは、なかなかサイトで見るといふ人は少ないと思うんです。ですから、やはり何らかの方法で村民に対して、この有機フッ素化合物、毒性で

すので、これが今どういう状況になっているかということはお知らせしたほうがいいと思います。宜野湾市とか沖縄市においては、ちゃんとホームページのすぐ前で見られるようになっております。

それから、このPFOS、PFOAというのは、非常に、本来も自然界の中にあったものではないですので、やっぱりこれは限りなくゼロにすべきであると私は考えております。ちなみに、やはり西原、石川、それから名護の浄水場のPFOS、PFOAの濃度を調べても、1以下と言われているんですよ。私たちは、本当はゼロがいいんですけども、せめて1以下、他市町村の水と同じように健康な水、あるいは安全な水を飲ませてほしいというのがあるものですから、ただ、やはり水道水の安全は担保されているだけでは、なかなか市民は納得しないと思うんです。

実際、今、米国の環境保護庁の生涯健康勧告値においては、基準値が70ナノグラムということがあるんですけども、実際にもう今、北谷浄水場のその数値というのはどうなっているのか、この回答に数値がないものですから、教えてほしいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

企業局のほうで毎月の調査結果を掲載されておりますけれども、平均しますと、おおむね30程度で推移しているかなと思います。多少その中で増減があったりということは見られますけれども、その基準値の70を超える浄水後の数値というのは見当たらないというふうに理解しております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

70ナノグラムの中の基準値がそうであって、北谷浄水では30程度とおっしゃっておりますけれども、今、アメリカでは、各州が本当にこれは大変なことだということで、基準値を、先ほど申し上げましたように、特にミシガン州なんかは一生懸命に関係省庁に働きかけているわけなんです。

この基準値がどうというよりは、本当にこの毒性について当局は認識しているのか、どれだけ認識しているかを伺いたいと思います。

そして、このフッ素化合物に含まれて、人体に影響を与えることについて、当局の見解もまた伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、先にちょっとこちらのほうも確認をしたいところがあるんですけども、喜屋武すま子議員の質問書の中では、健康被害が指摘されているというような意図で書かれているかと思っています。でも、今現在、これは国際的な中では、健康への影響があるのではないかと、その可能性が指摘されていると、可能性の指摘であると認識しております。つまり、この有機フッ素化合物について、まだ世界的に調査が進んでいないというところがありまして、動物実験、ラットの実験から影響がある、疑いがあると、人への影響も考えられるのではないかとということで、これから調べていこうという状況ですので、今時点で具体的にどういう影響があるというものは判明していないというふうに認識しております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに課長の言うとおりになんですけれども、私たちは、悪く言えば、人体実験をされている

のではないかという疑いも考えられるわけなんです。これまでいろいろ、日本でもいろんな健康被害のものがありましたけれども、やっぱりこれは明らかになるまで待つのではなくて、何らかの対応をしないといけないと思うんです。

これ何十年もかかって被害が出るものですから、私たちの、今言う、特に乳児、子どもたち、幼稚園、小学校、中学生と、大人になっていくわけですから、こういう人たちが、基準値内だから大丈夫だということで、毎日この水を飲み続けたらどうなるのか、非常にこれは除去しにくい物質と言われているんです。

ですから、一旦体の中に入ると、なかなか分解がつかないと言われておりますので、力を入れてやるべきではないかと私は考えております。

ちょっと悪いんですけれども、悠長というんですか、こういう待っている状況ではだめだと思うので、やっぱりこれ村長にも伺いますけれども、町村会でもそういう議論は、本当にこのまま待つのではなくて、今こそやはりみんな議論をして、どういう対策がとれるのか、県に申し上げること、それから国に訴えるべきことをやるべきではないかと思っておりますけれども、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

喜屋武すま子議員からは村の対策、そして町村会に呼びかけるべきじゃないかということですが、ただ、先ほど来、担当課長も言うように県企業局は、大学の先生の見識では安全なレベルだという発表をしているわけです。国はこれから基準値を設定するための調査をしていくということで、明確にこれが基準値違反だとか、これが明確に害がもうはっきりしているという立場にないものですから、出ていないものですから、ましてや水道水、これを村単独でアクションを起こすのは、なかなか厳しいだろうと思

っております。

そして、当然、市町村それぞれ不安を抱えていながらも、県企業局は安全なレベルだと言うと、いやそれは違うだろうという、違う根拠は、なかなか我々では示せない状況なんです。

ですから、国の調査も、今、待つというんですか、調査段階なので、それが基準値も踏まえてやらないと、要するに要因がはっきりしないうちにアクションを出すというのはなかなか難しいなというふうに思っています。

ですから、安易に、これがまた危険だ危険だというようなことに、村民に不安を与えるのはいかがなものかなという思いもして、非常に行動的には動きづらいなということがあります。明確な基準違反、あるいは明確に健康被害だということがなかなか今、言えていないので、取り組み方としても非常にやりづらいなという思いをしているところでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それから、先ほど村長のほうから沖縄県企業局に対して要望書を提出したということですが、いづろまたこの要望書を提出されたのか、それから、どういった要望を出したのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この有機フッ素化合物に関する要望といたしまして、平成30年12月12日付、村長名で県企業局長宛てに提出しております。

内容といたしましては、いま一度、水道水の安全性を明確にし、全体に周知すること、それと北谷浄水場の浄水における有機フッ素化合物の濃度について低減措置に努めることを求めているものでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

要望書を出したことは非常に敬意を表しますが、この要望書に対しての回答というんですか、回答があったのかどうか、口頭による回答だったのか、文書による回答だったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この要望に対する直接的な回答というものはいたしておりません。ただ、全体の会議であるとか、全体への周知の中で、今、取り組みがどうしているとかというような報告などはいただいております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

こういう時期に各市町村長、恐らく要望書を出したかと思うんですけれども、ちなみに宜野湾市のほうでは、これを要請書として出しましたら、ちゃんとした文書による回答が返ってきて、資料も添付されてきたということを聞いたので、私、宜野湾市のホームページ、水道課の、見ましたら、ちゃんと回答があつて、要請書もあつて、載っておりました。

それから、沖縄市においては要望書を提出したので、回答の文書は得られておらないということでしたけれども、沖縄市の水道局のホームページを見ましたら、ちゃんと要望書が載っておりました。

ですから、北中においても、回答を得られないにしても、この要望書を提出したことはホームページのほうに記載したほうがいいんじゃないかということで、これでもって、やっぱりこういうフッ素化合物の重要性について村民もわ

かりますし、また村長がどういう働きをしたかということも知らせる必要があろうかと思えますけれども、そういうのをまた村のホームページを通じて記載するのもいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

村がどのような取り組みをしているのかという周知をするということから掲載するということはよいかと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひお願いします。

そこでまた村長の働きもわかるわけですし、村民もまたこの有機フッ素化合物について、どういう状況であるかということも多少なりともわかると思いますので、よろしくお願いいたします。

私がなぜこの有機フッ素化合物について気にしているかといいますと、政府は2020年4月にその水準基準について目標値を定めると言っておりますけれども、しかし、これは法的な拘束力がないということで、目標値を示すということをおっしゃられます。

法的拘束力がない、管理上の順守義務はないということになると思うんですけれども、それはどういうことを意味するのかお聞きしたいと思います。もしわかりましたらお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

詳細にというか、正しくはということ、ちょっとお答えしにくいんですけれども、まず、今の状態というのは、先ほど答弁した内容とも

重複しますけれども、まず世の中で本当にこの物質がどういう健康影響を与えるのかというのが定かでない。そういった意味で、今、調べていこうという段階でございます。

そういった意味では、明確な基準の設定、要は法的に縛られるような設定の根拠がないということになるんだと思います。ただし、今、沖縄のように水源に混入されている、これを何ら国内基準がないと混乱を招いているということで、何か目標になるものをつけてほしいということが、これは沖縄からの要望も受けて、国のほうでそういった何らかの基準を設定するという状況でございます。

このような項目、実は有機フッ素に限らず、ほかにもいろんな物質で同じようなものがあります。要は、世の中でまだその研究が進んでいない、調査が進んでいない、しかし何か懸念があるということで、暫定的な基準の設定をされると。これは法的基準はないんですが、当然その事業者としては、その設定された数値、これを管理の中では運営していくということになるというふうに考えます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、この有機フッ素化合物ですけれども、これについて有害だという認識をお持ちですか。お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、直接的に人体への影響ということでは、体内に蓄積されるということです。ただ、これが本当に具体的にどういう影響を与えるのかといったところで、動物実験の結果から人へも影響が考えられるのではないかとこのところございまして、具体的にその症例がないというのが

実態であるというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

有害だという認識を持つことが非常に大事かと思うんです。先ほど課長からお話がありましたように、いろんな学者がいるわけですよ。私が調べたいろんな学者のほうからは、やはりこれは危険な物質だということは、かなり書かれておりまして、私たちはこれが本当に有害であるということを認識すべきだと考えております。特に村民にとっては、同じ県民でありながら、石川、それから西原、名護浄水場のように濃度が1以下であると。せめて私たちは、こういうように水を飲みたいというのが村民の願いだと思っております。基準値の範囲だからいいということにはならないと思います。ですから、これをやはり平等に私たちは水を下さいと本当に思っているわけなんです。

実際に北谷浄水場の取水する汚染水は、北谷浄水場の約4割を占めておりまして、1日で約6万立米に使われるということなんです。企業局が沖縄本島で送水する水道量の13%と言われています。

沖縄県企業局は、1日最大供給能力が61万8,000立米を有しており、そしておよそ16万立米の余裕がある運営をしているとのことなんです。

そのため、北谷浄水場の汚染水源約6万立米を安全な水源に切りかえても、私たちのこの使っている6万立米を安全な水源に切りかえても、1日最大送水量が約10万立米の余裕が持てると言われているわけなんです。

そのことについてどう思われますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、喜屋武すま子議員がおっしゃっている60

万という数字は、恐らく施設の能力であろうと思います。水源とはまた別な話、処理能力と水源量というものがございます。

大きく影響するのが、その水源量。もともとその水源を確保しなければいけないと。その水源で言うと、恐らく今、日最大で42万トンほどのものであったと記憶しております。そういったしますと、その中での運営を行うと。

その中で、今、既に企業局のほうでも、水源に余裕があるときには、極力その嘉手納井戸群よりもほかの水源に置きかえて優先的に使っているということは伺っておりますけれども、絶対その井戸群を使わないというようなことは、全体の水運営、運用計画の中では厳しいというふうに理解しております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは、企業局は水を供給しないといけないという立場に立っていて、二の次、三の次、命のことを考えるのかなとも思わざるを得ないんですけれども、やっぱり私たちは、この有機フッ素化合物というのが目に見えたらよくわかるんですよ。しかし、これ目に見えない。後で被害が出ても、ああそうだったのかということになっては困るわけなんですよ。

ですから、やはりどうすれば改善できるのか、せめて先ほど申しましたように、名護とか石川のような水を本当に供給してほしいということが私たちの願いであるわけなんですよ。

ですから、北谷浄水場とももうちょっとお話し合いをして、本当にできるのかできないのか、どうにかこれできないのかをやらないと、ただ基準値がどうのこうのといったところで、恐らく本当に村民は納得しないと思うんです。命を守るというのがやっぱり私たちの使命だと考えておりますので、そこら辺は北谷浄水場に申し入れができないのかどうか、本当に改善はでき

ないのかどうか、これをぜひ村としても、もちろん村だけじゃありませんけれども、関係市町村も含めて、それを要請できないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

要請といいますか、要望を出すのは自由かなとは思いますが、では、それがどのようにして聞き入れられるのかというものが大事だろうと。結局、ただ言ってもしょうがないということになるのではないかなというふうに思うんですけれども。

まず、企業局のほうでもその対策として、先週、新聞報道にございましたけれども、粒状活性炭について改良をするという動きが今ございます。ことし、来年で設計をして、その後、施設の改良工事に取りかかるということを聞いております。ただ、やはり何らかのその目標基準がない限り、どのようにして、では管理するのか、運営するのかということが大事になってきます。要は、基準がないと対応ができないということがございます。

これまでほかの自治体からも、取水、その水源をとめて、ほかの水源から切り回しができないかということは問い合わせがありまして、その都度、企業局のほうからは、やはり全体の水運営、水運用計画の中では厳しいと。つまり、考えると、都合のいい水を先に使ってしまうと、例えば渇水になったときに良質な水が取れなくなる、そのときには、どちらかというと、今回、濃度の濃い水を優先的に使わざるを得ないというようなこともございます。

そういった意味からすると、年間を通してといいますか、長期間の視野から全体的な水の運営、どちらかというと、日ごろ平均的に抑えて、長く抑えた状態を保つというのも考え方の一つ

であろうというふうに思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ちなみに、この汚染された原因というのは、米軍基地から発生したものだと思うんですけども、これを県の企業局がこの粒状活性炭を使ってずっとやって、基準値がどうであれ、こうであれじゃなくて、私たち村民にとっては、もちろんそれは企業局の論法もわからないわけじゃないんですけども、まずは本当に村民の命と、そして安心安全な暮らしができるようにすることが大事かと思っております。

ちなみに、この粒状活性炭が使われておりますけれども、お値段お幾らぐらいかおわかりでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

申しわけございません。単価が幾らかというようなことは存じ上げておりません。ただ、これまで企業局のほうでは2億以上の投資をしているというふうなことは、報道等も含めて、認識しているところでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私、1億8,000万という話も聞いているんですけども、大体2億ということですので、理解しました。

これをやっぱり使い続けていく。しかも容認していくというんですか、やっぱり。毒素がありながらも、この粒状活性炭を入れれば大丈夫ということで、ずっとこれを私たちは、ある意味では我慢して我慢してということにも聞こえるようにも思えるんです。

ですから、私たち沖縄県民としまして、やは

りほかの浄水場と同じように、本当に同じ水を飲ませてほしい。心配なく安心して暮らせる生活、そして乳幼児に特に被害があると言われておりますので、ぜひ、これはにっちもさっちもいかないようなお話なんですけれども、これは私としましては、やっぱりもうちょっと話を詰めて、本当に深刻な問題ですので、後で被害が生じて、じゃ誰が責任を持つのか、誰がその被害をこうむって補償していくのかということもまだ見えておりませんし、これが非常に安心安全なものではないことは、もう確かですので、村当局としましてもうちょっと何かできないか、各市町村と連携しながらやっていきたいと言っていたかと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

以前、1年ぐらい前ですか、県で知事を中心とした県の幹部の皆さん、そして市町村長、市町村議会議長との会議があるんですが、そこで要請が出ておりました。このPFOS、PFOAの問題、早目に国にその要請をすべきじゃないかということがあって、今、国が少し動いているという状況があるかと思います。

ただ、先ほど来、申し上げているんですが、その確定した要因、そしてその害が基準値を上回って出ているんだと、さらには、これが健康被害に直結しているんだという、その基本的な根拠というのがまだ示されていないわけです。国はこれから調査に入っていくということなんですが。

そうすると、じゃどういう動きをすればいいのかと、何をもって、何を根拠にして要請をしていくのか、そして村民の皆さんに周知をしていくのかということは、なかなか今の段階では非常に難しいのかなと。にっちもさっちもいかないということではなくて、県としては安全レベルだと言っている。いや、村はそうじゃない

だろうと。仮に村はそうじゃないだろうと言ったときの根拠は何だと言われたときには、私は返せないわけです。

ですから、やっぱりその辺はしっかり県企業局とも連携をしながら、各市町村、もう当然皆さん不安を持っているはずなんです、県が安全レベルだと、そういうことを言われると、そうじゃないだろうという根拠をどこも示し得ないというような段階では、ですから、やっぱり国の基準なり対応なりをしっかりと見極めながら、市町村の対応が出てくるのかなと思っております。

ですから、喜屋武すま子議員の不安は非常に理解をするんですが、逆にその根拠要因を我々として持ち得ていないにもかかわらず、これを村民の皆さんに大変だ大変だということになると、逆に不安をあおるんじゃないかという心配も私自身はしております。ですから、もう少し対応を慎重にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今、課長がそういうようにお話ししましたが、これも、これは日本全国にもあるわけなんです。それは私は認識しております。ただ、やっぱり私たちは本当に安心安全な水を求めて、今言ったように、ほかの、安全な供給をしている浄水場と同じようなレベルの、せめて水を飲ませてほしいというのが私たちの願いであるし、私の訴えなんです。

やはりまだわからないからこそ、私たちは学習しないといけないと思っています。それで、

やはりこういう専門家にはいろんな方がおりますし、御用学者もいらっしゃいます。ですから、どの学者が本当に正しいことを言っているのか、それも見極める必要があろうかと思います。村、あるいは議会、一緒になってこの勉強会をする、あるいは講演会をする、学習会をするということも大事かと思うんですけども、そういう開催をするのも一つの手かなと思っておりますけれども、村長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

なかなか村長が提案をして、それだけ特化してやるということはどうなのかなと思っております。当然、全体的にその情報収集、そして要請等々を踏まえてやらなきゃいかんとは思っています。私自身もその勉強はぜひやっていきたいなと、研究はやっていきたいなと思っておりますので。ただ、役場を挙げてそれをやるというものには、今の段階ではならんのかなという認識を持っています。個人的には、ぜひそれは学習を深めていきたいという思いは持っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは私たちが目に見えないだけあって、この有機フッ素化合物というのは、本当に、ただいま実験段階だからとか、明らかになっていないということでは済まされない問題だと思うんです。というのは、これはもう乳幼児に対して特に被害があるということが、いろんな動物実験も通してやっておりますので。これについて深刻に、お互いに、議会も含めて、村当局も含めて、やっぱりやっていかないといけないのではないかと考えております。

それで、これから今後、やっぱりこの水道水、何といたってもこの原因を究明するためにも、基

地への立ち入り調査も実施できるように県当局にもぜひお願いして、県は恐らくまた国に要請すると思うんですけども、やっぱり強く要請していかないと、私たちの声が広がらない、あるいは実現できないということになりますので、村長、そういうことについて、ぜひまた御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、勉強会は大事だろうと思っております。ただ、その根拠が今、明確にはない中で、どういう動きをすれば、村長としてどう動けばいいのかというのが非常に見えない部分がございます。恐らくどの首長もそうだろうと思っています。

ですから、これはもう完全に基準値違反、そして健康被害が明確だというのであれば、もう早々にでもアクションを起こしていく必要があるんですが、今、県レベルでは安全レベルだと言われていると。ですから、非常にこれは難しい問題というよりも、今の段階で動きづらいというのが率直な気持ちであります。

ですから、もう少ししっかり見極めていきたい。そして、国の調査等々も踏まえて、恐らく出るはずですから、対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは私たち、本当に議会あるいは村当局を挙げて、これは村民を守るために、やっぱりこれは学習しながら、そして訴えるべきところは訴え、県や関係省庁に訴えて、ぜひやらないと、なかなか腰を上げてもらえないというのがあると思うんです。今後とも村当局のまた努力も期待しますし、お願いをしまして私の一般質問を終わりたいんですけども、村長、本当にこの

ことはとても大事なことで、本当に基地被害、今までの嘉手納基地、あるいは辺野古の基地建設とか離島へのものもあって、私たちは、沖縄県はいろんな意味で被害を受け、問題が生じておりますし、ぜひともこの問題にも立ち上がっていただきたいと思いますけれども、本当に。

○議長（名幸利積）

すま子議員、時間ですので。

○8番（喜屋武すま子議員）

すみません。

よろしくお願いしたいと思います。ぜひ村長も頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後 2時06分 散会

令和元年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和元年 1 2 月 1 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年12月25日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和元年12月25日 午前10時37分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	9 番 議 員		天 久 朝 誠			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 5 号

令和元年 12 月 25 日（水曜日）

1. 開議 午前 10 時 00 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 54 号	北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	委員長報告、質疑、 討 論、決 定
2	議案第 55 号	北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
3	議案第 63 号	島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討 論、決 定
4	意見書第 6 号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書	〃
5	意見書第 7 号	有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書	〃
6	意見書第 8 号	有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書	〃
7	決 議 第 4 号	飲酒運転根絶に関する決議	〃
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、報告いたします。

議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

令和元年12月16日、本委員会に付託されました議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、12月19日、20日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。

執行当局から総務課長、職員係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について報告いたします。

第2条中、特殊勤務手当支給の職種はどのような職種を想定しているかとの質疑に対し、主に台風時に待機する非常災害時の手当を想定しているとの答弁。

災害時の想定だが、どの程度の災害かとの質疑に対し、基本的には正職員が対応するが、大規模災害が起こった場合、会計年度任用職員も待機してもらうことを想定しているとの答弁。

第4条中、別表第1に定めるとあるが、別表の具体的内容はとの質疑に対し、正職員に準じて基礎号給を決める目安として定めている。級が上に行くに従い、困難及び責任度が上がることになっているとの答弁。

別表の各級の具体的内容はとの質疑に対し、1級、2級は主事クラス、3級は主査クラス、北中城村会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（案）の職種等基準表に示されている職種及び職務区分で分けているとの答弁。

規則の基準、職務給は2級までしかない。条例の基準職務表は3級までであるが、その理由はとの質疑に対し、基本的には2級までの職務給を想定しているが、想定外の職種が発生した場合や2級で対応しているが、優秀な人材確保の必要性が出た場合のことを考え、3級までとしているとの答弁。

フルタイム、パートタイム職員はどのように分けるのかとの質疑に対し、ほとんどの職員がパートタイムになると想定している。しかし、正職員と同じ業務内容である場合は、フルタイムになると考える。例えば保育所職員でクラスを担当しているか、もしくは補助的な業務なのかで分かれてくるとの答弁。

第2条中、村長が特に認める会計年度任用職員とはどのような職種かとの質疑に対し、行政職給料表をもとに給料水準を設定しているが、職員との均衡を図るため、現制度にない給料格付を行わなければならないことなどを想定しているとの答弁。

現制度にない給与格付とあるが、具体的にどのようなものかとの質疑に対し、現在教職員や医者など、特殊な職業の給与表がない。このような行政職にない職業の方を雇用することを想定しているとの答弁。

会計年度任用職員にかかる予算の内容はとの質疑に対し、現在、予算入力中で詳細はこれか

ら確定するが、一般会計総額で3億9,800万円、内訳は給料3億4,500万円、期末手当4,700万円、通勤手当600万円、前年度より8,000万円の増額となっているとの答弁。

財源は国からの補助はあるのか。一般財源で全額補うのかとの質疑に対し、最近の報道ではあるが、期末手当について交付税処置を行うという話はある、期待はしているとの答弁。

人事選考はどのように行うのかとの質疑に対し、選考については総務課が全体の募集を行い、履歴書より希望する課に振り分け、担当課が選考を行うとの答弁。

評価の方法はとの質疑に対し、評価に関しては総務課で正職員の基準とは別の基準表を準備し、点数化を行い、点数で評価してもらうとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で本案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告の

とおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

議案第54号 北中城村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について。

令和元年12月16日、本委員会に付託されました議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会については、12月19日、20日、24日に全委員出席のもと審査を行いました。

執行当局から総務課長、職員係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について報告いたします。

第2条中、公益法人等への派遣等とはどういったものかとの質疑に対し、地方公共団体の事務及び事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため、人的援助が必要なものとして条例で定

めるもので、本村において定めた公益法人は、社会福祉協議会であるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で本案を可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は

原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

議案第55号 北中城村会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第63号 島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第63号 島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第63号 島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について御説明申し上げます。

議案第63号

島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的：島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）
- 2 契約の方法：指名競争入札

3 契 約 金 額：¥ 7 8, 0 9 7, 8 0 0－

(うち取引に係る消費税及び地方税の額：¥ 7, 0 9 9, 8 0 0－)

4 契約の相手方：住 所 沖縄県那覇市曙3丁目20番12号

社 名 沖縄水質改良株式会社

代表者 代表取締役 天 願 智 一

令和元年12月25日 提出

北中城村長 新 垣 邦 男

別添、工事請負契約書、そして入札結果書を添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

質問をいたします。

間違いなくこの落札された会社は村外の企業ではあるが、商工会の会員だと思います。ただし、支店や営業所があるかどうか、また、そこに社員が常時従事しているかどうか。

もう1点は、それともその社員が従事してなければ電話だけの営業所や支店なのか、またもう1点、念のために税金は納めているかどうかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

この会社につきましては、北中城村に支店及び従業員の配置はございません。

税金につきましては、私のほうでは存じ上げてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第63号 島袋小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約

については原案のとおり可決されました。

日程第４．意見書第６号 居宅介護支援事業
所の管理者の資格要件に係る経過
措置期間延長に関する意見書

○議長（名幸利積）

日程第４．意見書第６号 居宅介護支援事業
所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長
に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

意見書第６号

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する
意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和元年１２月２５日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
天 久 朝 誠
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する
意見書（案）

本村は、介護保険制度が創設された平成１２年４月以来、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する２９市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成３０年１月１８日厚生労働省省令改正、平成３０年４月１日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置機関として令和３年３月３１日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が５年以上の者が、主任介護支援専門員研修（７０時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が３年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- １．居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも６年以上（令和６年３月３１日）まで延長すること。
- ２．介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年（２０１９年）１２月２５日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第6号 居宅介護支援事業所
の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関す
る意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第6号 居宅介
護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期
間延長に関する意見書については可決されました。

日程第5．意見書第7号 有機フッ素化合物 による水道水汚染に関する意見書

○議長（名幸利積）

日程第5．意見書第7号 有機フッ素化合物
による水道水汚染に関する意見書についてを議
題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

意見書第7号

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月25日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

天 久 朝 誠

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

近年、県内7市町村（北中城村、北谷町、沖縄市、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市）に供給されている北谷浄水場（1日供給量約15万 m^3 ）からの水道水が有機フッ素化合物で汚染されていることが明らかになっている。

有機フッ素化合物は、極めて安定していて生体内や自然環境中に長く残留、蓄積し、発がん性や胎児や乳児の発育障害、コレステロール値上昇など健康への悪影響が指摘されている。

比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群等の有機フッ素化合物で汚染された取水源からの取水量は、1日約6万 m^3 で原水の約40%にあたり、残りの60%の9万 m^3 は、中系許田、久志系、倉敷ダム、山城ダム、海水淡水から供給されている。

沖縄県企業局は、1日最大供給能力61万7000 m^3 を有しているが、2017年度企業局統計によると1日最大配水量の実績は、約45万7000 m^3 で、およそ16万 m^3 の余裕があるとされている。

また、水道水の有機フッ素化合物の汚染に関して、沖縄県は2016年1月に米軍基地への立ち入り調査を日本政府に求めたが、「基準値が設定されていないため、必要性が明示できない」との理由で現在に至るまで実現していない。

よって北中城村議会は、村民、県民の生命と安全、安心な生活を守る立場から、関係当局に対し下記3項目をすみやかに実現するよう強く要請する。

記

1. 沖縄県や各自治体の基地への立ち入り調査を米軍に強く要求すること。
2. 有機フッ素化合物に関して、基地内での浄化や除去作業を米軍の責任で履行させること。
3. 有機フッ素化合物にかかる沖縄県、沖縄県企業局、各自治体の調査費用等に、財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、外務大臣、
防衛大臣、沖縄防衛局長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書については可決されました。

日程第6．意見書第8号 有機フッ素化合物 による水道水汚染に関する意見書

○議長（名幸利積）

日程第6．意見書第8号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

意見書第 8 号

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和元年 12 月 25 日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

天 久 朝 誠

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

近年、県内 7 市町村（北中城村、北谷町、沖縄市、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市）に供給されている北谷浄水場（1 日供給量約 15 万 m³）からの水道水が有機フッ素化合物で汚染されていることが明らかになっている。

有機フッ素化合物は、極めて安定していて生体内や自然環境中に長く残留、蓄積し、発がん性

や胎児や乳児の発育障害、コレステロール値上昇など健康への悪影響が指摘されている。

比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群等の有機フッ素化合物で汚染された取水源からの取水量は、1日約6万m³で原水の約40%にあたり、残りの60%の9万m³は、中系許田、久志系、倉敷ダム、山城ダム、海水淡水から供給されている。

沖縄県企業局は、1日最大供給能力61万7000m³を有しているが、2017年度企業局統計によると1日最大配水量の実績は、約45万7000m³で、およそ16万m³の余裕があるとされている。

また、水道水の有機フッ素化合物の汚染に関して、沖縄県は2016年1月に米軍基地への立ち入り調査を日本政府に求めたが、「基準値が設定されていないため、必要性が明示できない」との理由で現在に至るまで実現していない。

よって北中城村議会は、村民、県民の生命と安全、安心な生活を守る立場から、県関係当局に対し下記2項目をすみやかに実現するよう強く要請する。

記

1. 住民の有機フッ素化合物の血中濃度測定と健康調査を実施すること。
2. 日米両政府に米軍基地への立ち入り調査ができるよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県企業局長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第8号 有機フッ素化合物に

よる水道水汚染に関する意見書についてを採決
します。

お諮りします。本案は決定することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第8号 有機フ
ッ素化合物による水道水汚染に関する意見書に
ついては可決されました。

日程第7. 決議第4号 飲酒運転根絶に関す
る決議

○議長(名幸利積)

日程第7. 決議第4号 飲酒運転根絶に関す
る決議についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

○2番(稲福恭秀議員)

決議第4号

飲酒運転根絶に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月25日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員

天 久 朝 誠
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
安 里 道 也

飲酒運転根絶に関する決議（案）

交通事故のない、安全で安心な社会の実現は、村民・県民の共通の願いである。しかしながら、全国各地で飲酒運転による重大な事故が相次いで報告されている。

飲酒運転が重大事故につながる大変悪質・危険で許されない行為であることを、あらゆる機会を通じて啓発しているものの、飲酒運転で検挙される者は、ここ数年逆に増加している。

沖縄県においては、平成30年中の飲酒運転検挙数は2,222件で、対前年比で180件増加しており、人口1,000人当たりの飲酒運転検挙数は、1.64件で全国最多となっている。沖縄県では、「飲酒運転をしない」、「させない」、「許さない」という強い意志で飲酒運転の根絶に取り組んでおり、各市町村議会においても、関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に取り組んできた経緯がある。そのような中、本年12月4日に中城村議会議員、12月8日に嘉手納町議会議員が酒気帯び運転で現行犯逮捕された。

住民の代表である議会議員の相次ぐ逮捕は住民の信頼を著しく損なうことであり、大変遺憾なことである。同じ中部地区町村議会に属する本村議会にとっても決して看過できることではない。

飲酒運転の根絶には、運転者が飲酒運転の違法性、事故発生の危険性、事故による責任の重大性を認識することはもとより、家庭、地域、職場等において飲酒運転を許さない環境作りが必要不可欠であることから、村民が一丸となって飲酒運転の根絶に向けた機運を高めることが求められる。

よって、北中城村議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけると共に、村当局をはじめ関係機関、団体と連携を強化し、村民と一体となった飲酒運転根絶をこれまで以上に強力に推進するものである。

以上、決議する。

令和元年（2019年）12月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第4号 飲酒運転根絶に関する決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第4号 飲酒運転根絶に関する決議については可決されました。

日程第8．閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第8．閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

建設文教常任委員長から陳情第1の26、県立高校入試の定員内不合格者をなくし、希望者全員入学を実現するための要望書について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し入れのとおり、閉会中の継続審査及び審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年第7回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時37分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____